

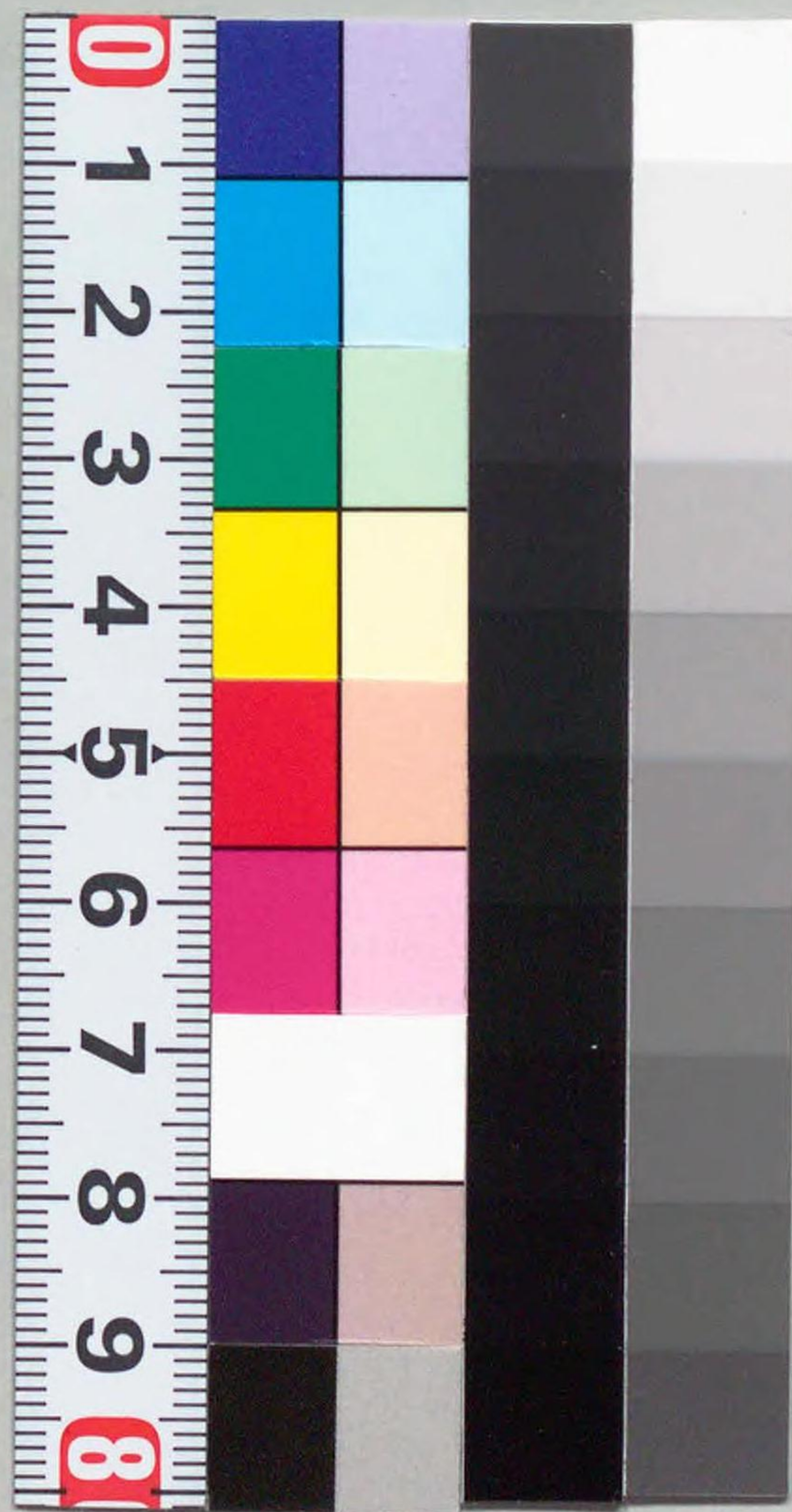
CZ-451-014



1200901599352

147
630

禁電子式複写



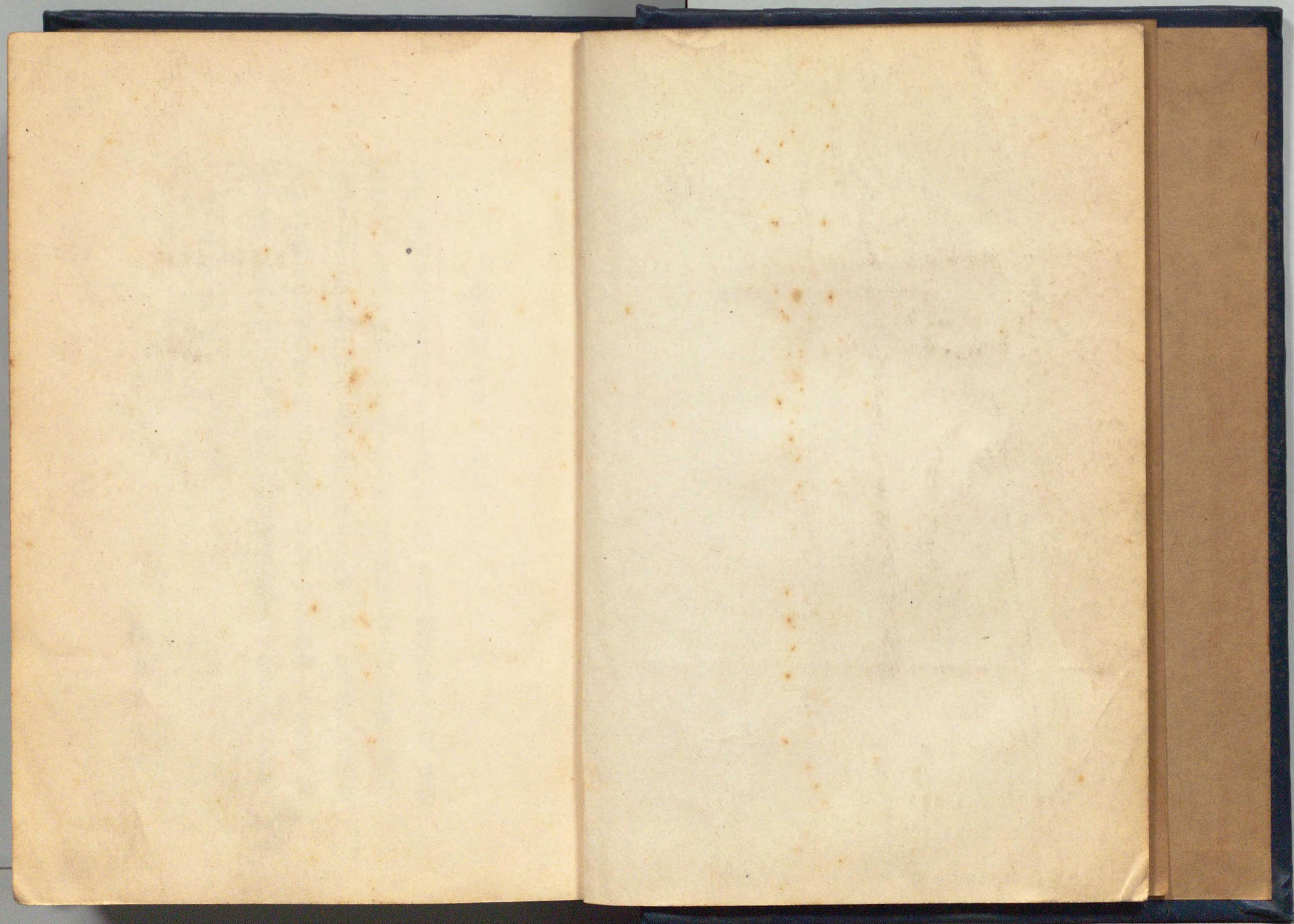
9.10.3

252

訂改年八和昭

集規法係關木土

纂編部木土市阪大



02
451
014

改訂版上梓にあたり

曩に土木関係法規集を刊行し土木行政に干與する者の指針に供したが、爾後新法令の公布乃至改正を見たるもの不尠、之を輯録すると共に初版において逸したるところを補はむとし茲に改訂上梓するに至つた。此の改訂版の編輯に付ては徒らに法令の歴史的配列を止め、努めて内容の繋聯に意を注ぎ、且法令改正の沿革を瞭かにし、項數を示して檢索に便ならしむることゝした。

昭和癸酉秋

編者しるす

はしがき

本書は本市の土木行政に關與する者に對し日常執務の指針を與へ、以て事務能率の増進を圖り、行政の達成に資せんとするものである。

惟ふに本市の發展に伴ひ、土木事務は益々複雑多岐となり、之を律する法規は自ら廣汎に亘つて來た。従つて日常之が處務に方り、關係法規を検索することは當務者の誠に苦痛とする所であり、爲めに事務の進歩を阻礙することなきを保し難いのである。

依つて今次土木行政の全般に互り、主要なる法律勅令は固より省令訓令に至る迄、苟くも根本的のものは之を蒐録すると共に、更に進んで大阪府及本市の諸規程中其の關係多きものを選択し、茲に土木關係法規集と題して遽かに上梓することにした。若し夫れ本書に逸録した法令あらばそは今後の法令と共に改版の機に於て之を修補し、本書の完璧を將來に俟つことにした。

昭和四年十月

大阪府土木行政課

編者

14.7-63

土木關係法規集

總目次

- 第一類 道路
- 第二類 河川及運河
- 第三類 都市計畫
- 第四類 土地收用
- 第五類 土地及公園
- 第六類 軌道、地方鐵道及自動車
- 第七類 水道及下水道
- 第八類 電氣及瓦斯
- 第九類 雜

土木關係法規集 目次

第一類 道路
 第一條 道路ノ定義
 第二條 道路ノ種類
 第三條 道路ノ指定
 第四條 道路ノ維持
 第五條 道路ノ利用
 第六條 道路ノ管理
 第七條 道路ノ改良
 第八條 道路ノ保護
 第九條 道路ノ罰則

土木關係法規集 目次

第一類 道路

道路法 (大八、法五八) 一
 道路法施行令 (大八、勅四六〇) 一七
 道路法施行令ニ基キ道路附屬物指定ノ件 (大九、内告二二) 二四
 道路法第七條ノ規定ニ依ル同法ノ規定ノ準用等ノ件 (大八、勅四七一) 二四
 道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ指定ニ關スル件 (大八、勅四六一) 二五
 道路法中特例ニ關スル法律 (昭七、法三五) 二五
 道路管理者特別規程 (大八、勅四七二) 二五
 道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件 (大九、内訓一一) 二六

道路占用規程 (昭三、府令七四) 二九

道路占用規程 (大九、市告四五、八八) 三三

道路占用料ニ關スル件 (大一四、市長決定) 三七

道路占用料ニ關スル件 (昭七、市長決定) 三八

道路占用許可取扱ニ關スル件 (昭七、市長決定) 三九

私設共同街路照明燈設置標準ノ件 (昭七、市長決定) 四〇

地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路竝木敷處分方ノ件 (明二四、内訓四六二) 四一

地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路竝木敷使用ニ係ル件 (明二四、府訓五三) 四二

堤防使用料 (明四二、市參議決) 四三

新編入區域ニ屬スル堤塘使用料 (大一四、市長決定) 四三

道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件 (大八、内令二三) 四四

道路構造令 (大八、内令二四) 四四

街路構造令 (大八、内令二五) 四九

街路構造令ノ規定ニ依ル指定 (昭五、府告九二七) 五一

道路維持修繕令 (大一〇、内令一五) 五三

道路工事執行令 (大九、内令三六) 五四

道路ニ關スル工事取締ニ關スル件 (大一、發土八七) 五九

土木工事取締規則 (明三四、府令一〇八) 六〇

道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 (大一、市達一) 六六

道路境界明示規程 (大一、市告七) 七五

道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依ル道路ニ關スル費用負擔ノ件 (大一、勅三八六) 七六

道路費國庫補助規程 (大一〇、内令一) 七七

國庫ノ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル件 (明三〇、法三七) 七六

國庫ノ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル件施行ノ件 (明三一、勅一八四) 七九

道路新設擴張受益者負擔ニ關スル規程 (大一、市告一〇六) 八二

道路費用一部負擔ニ關スル規程 (大一〇、市告一九) 八三

道路費用一部負擔ニ關スル規程施行細則 (昭五、市告二六三) 八五

道路取締令 (大九、内令四五) 八六

重貨物ノ重量標示ニ關スル件 (昭五、内令一六) 九一

道路取締ニ關スル件 (大九、發警九八) 九三

交通取締規則 (昭六、府令二二一) 九六

道路法第五十條ノ規定ニ依ル道路ノ沿道ノ區域ニ關スル件 (大一一、内訓一六) 一二六

道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件 (大九、内令六) 一二六

市道、町村道ニ關スル事項ニシテ知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件 (昭三、府令五七) 一三三

道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ノ管理及處分ニ關スル件 (大八、勅四七四) 一三三

第二類 河川及運河

河川法 (明二九、法七一) 一三三

河川法施行規程

(明二九、勅二三六)

大阪市內河川法施行及同法準用河川表 一四一

河川法ヲ施行若ハ準用セサル河川又ハ港灣ニ關スル件 (大一一、内訓六) 一四五

河川法第五條ニ依レル命令ノ件 (明三二、勅四〇四) 一四六

河川法第九條ニ依レル下級行政廳ヲシテ河川ニ關スル工事施行又ハ維持ヲ爲サシムル件 (明三二、内令一六) 一四七

河川臺帳ニ關スル件 (明二九、勅三三一) 一四八

河川臺帳ニ關スル細則 (大一一〇、内令二九) 一五〇

水路取締規則 (明四三、府令六八) 一五三

河川法施行ノ河川又ハ河川法ニ規定シタル河川ニ於ケル渡船營業ノ件 (明三四、府令九四) 一六〇

渡船營業取締規則 (明四四、府令二〇) 一六〇

汽船航運營業取締規則 (明三四、府令一一四) 抄 一六四

河川法第十七條及明治三十三年勅令第三百號第四條ノ行爲ニ付許可ヲ受ケ

ムトスル者土木工事取締規則準據方 (大二、府令四四) 一七
 河川法第三十二條第二項ノ費用補助ニ關スル件 (明三二、勅一二二) 一六
 河川法施行ニ係ル河川敷地及流水占用規則 (大二、府令三二) 一六
 河川法ノ規定ヲ準用スル河川ヨリ生スル收入ニ關スル件 (大五、發土四三) 一七
 淀川及其ノ他ノ河川ト認定セシモノニシテ市町村其ノ他公共團體ニ於テ費
 用ヲ負擔スル堤防及河川ノ敷地流水占用處分方 (明三一、府令三九) 一七
 淀川支川ニ關スル占用竝收益其他取扱規程 (明三三、府訓六三) 一七
 市町村其他公共團體ニ於テ河川ニ關スル費用ノ負擔方ハ明治三十一年府令
 第三十九號ノ規定準用ノ件 (明三四、府令六九) 一七
 河川ニ關スル占用竝收益其ノ他取扱方 (明三四、府訓三一) 一七
 河川使用料規程 (明四三、市告四五) 一七
 曳船道使用料及徵收方 (明四二、市參議決) 一七
 廢川敷地處分令 (大一、勅三〇三) 一八
 河川法第四十七條ニ依レル命令ノ件 (明三三、勅三〇〇) 一八

河川法第四十八條ニ依レル命令ノ件 (明三〇、勅三七七) 一八
 河川行政監督令 (大一五、勅二九〇) 一八
 河川法第五十八條ニ依レル罰則ノ件 (明三三、勅一四八) 一八
 水利組合法 (明四一、法五〇) 一八
 洪水防禦準備規程 (大七、府令五六) 二〇
 洪水防禦ヲ爲スヘキ市町村及公共團體指定 (大七、府告一六〇) 二二
 運河法 (大二、法一六) 二二
 運河法施行規則 (大二、內令一七) 二二
 可動堰及附屬閘門管理規則 (昭六、市規則二) 二三
 可動堰附屬閘門通航舟筏ノ長幅及吃水ノ制限 (昭六、市告三一五) 二四
 公有水面埋立法 (大一〇、法五七) 二五
 公有水面埋立法施行令 (大一、勅一九四) 二七
 公有土地水面使用規則 (大四、府令一五) 二八

第三類 都市計畫

都市計畫法 (大八、法三六) 三五

都市計畫法施行令 (大八、勅四八二) 三五

特別都市畫法 (大一二、法五三) 抄 二六

特別都市畫法施行令 (大一一三、勅四九九) 抄 二六

都市計畫委員會官制 (大八、勅四八三) 二六

都市計畫付議事項發案權委任ノ件 (大一一、內告一七六) 二七

都市計畫地方委員會付議事項發案委任ニ關スル件 (六一一、發一二〇) 二七

都市計畫地方委員會付議事項發案委任ニ關スル件 (六一一、發一三一) 二七

都市計畫法施行令第九條第四號ノ規定ニ依ル受益者指定ノ件 (大九、內令二八) 二七

大阪都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件 (昭八、內令一四) 二七

大阪都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔規程施行細則 (昭八、市告一四七) 二八

大阪都市計畫事業路面改良受益者負擔ニ關スル件 (昭八、內令二五) 二八

大阪都市計畫事業路面改良受益者負擔規程施行細則 (昭八、市告三〇四ノ三) 二八

大阪都市計畫事業運河新設擴張受益者負擔ニ關スル件 (昭八、內令二四) 二九

大阪都市計畫事業運河新設擴張受益者負擔規程施行細則 (昭八、市告三〇四ノ二) 二九

大阪都市計畫事業下水道受益者負擔ニ關スル件 (昭六、內令二) 三〇

大阪都市計畫事業高速度軌道建設受益者負擔ニ關スル件 (昭五、內令一三) 三〇

大阪府知事執行都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件 三〇

(昭七、內令一五) 三〇

大阪府知事執行都市計畫事業道路新設擴張受益者負擔ニ關スル件施行細則 (昭七、府令八〇) 三一

大阪都市計畫事業神崎川改修受益者負擔ニ關スル件 (昭八、內令七) 三一

風致地區規則 (昭八、府令八八) 三二

市街地建築物法 (大八、法三七) 三二

市街地建築物法施行令 (大九、勅四三八) 三三

市街地建築物法施行規則 (大九、內令三七) 三三

市街地建築物法施行細則 (六九、府令九四) 三七八

市街地建築物法第十四條ノ規定ニ依ル特殊建築物耐火構造規則
(六一二、内令一五) 三九三

建築取締規則 (明四二、府令七四) 三九七

倉庫納屋其他建物取締規則 (明四一、府令七八) 四一三

都市計畫法ニ依ル土地區劃整理ニ關スル登記ノ件 (六八、勅四八四) 四一八

都市計畫法ニ依ル土地區劃整理地區内ノ土地及建物ノ登記ニ關スル件
(六八、司令一八) 四一八

土地區劃整理ノ施行ニ關スル件 (六一二、内令二二) 四一八

土地區劃整理施行規則 (六一二、府令三) 四一九

大阪市土地區劃整理助成規程 (昭二、市告一一二) 四四〇

大阪市土地區劃整理受託規程 (昭二、市告一一三) 四四二

耕地整理法 (明四二、法三〇) 四四三

耕地整理法施行規則 (明四二、農商令三九) 四八五

耕地整理登記令 (明四二、勅二三二) 五二三

耕地整理登記令施行細則 (明四二、司令二一) 五三三

都市計畫關係書類提出方 (六一一、府令一八) 五三五

都市計畫法ニ關シテ提出スヘキ書類ニ市長村長副申ノ件 (六一一、府訓三) 五二六

第四類 土地收用

土地收用法 (明三三、法二九) 五三七

土地收用法施行令 (明三三、勅九九) 五四七

土地收用法第六條ニ基ツキテ發スル命令ノ件 (明三三、勅一〇〇) 五五三

土地收用法第四十六條ニ依ル合同收用審査會ニ關スル件 (明三三、勅一〇一) 五五五

土地收用法第六十九條ニ依リテ發スル命令ノ件 (明三三、勅一〇二) 五五五

第五類 土地及公園

地租法 (昭六、法二八) 五五七

地租法施行規則 (昭六、勅四七) 五八〇

地租法施行細則 (昭六、大藏令六) 五八八

國有財産法 (大一一〇、法四三) 五八九

國有財産法施行令 (大一一、勅一五) 五九五

國有財産法施行規則 (大一一、大藏令一四) 六〇七

雜種財産取扱規程 (大一一五、大藏訓一二) 六〇九

内務省所管國有財産取扱規程 (大一一、内訓一〇) 六二七

土河岸地管理規程 (大一一四、市告九二) 六三三

市有不動産管理規程 (大一一〇、市告一五七) 六三四

市有不動産整理規程 (昭二、市達五二) 六三六

市ノ一部有不動産ノ整理ニ關スル件 (昭二、市達五三) 六三九

市有土地賃貸ニ關スル件 (大一一三、市會議決) 六三九

市有土地使用許可ニ關スル件 (昭五、市會議決) 六四〇

監獄跡地賣却並賃貸規程 (大一一、市告一五) 六三一

國立公園法 (昭六、法三六) 六三三

公園管理規則 (昭七、市規則一) 六三七

公園使用條例 (昭七、市條例二二) 六三八

公園使用條例施行細則 (昭七、市告三四) 六四三

大阪城公園使用條例 (昭六、市條例一四) 六四三

動物園並植物温室條例 (大三、市條例三) 六四六

農園使用料條例 (昭六、市條例一三) 六四八

農園使用料條例施行細則 (昭六、市告一九二) 六四八

第六類 軌道、地方鐵道及自動車

軌道法 (大一一〇、法七六) 六五一

軌道法施行規則 (大一一二、内鐵令) 六五九

軌道建設規程 (大一一二、内鐵令) 六六九

地方鐵道法 (大八、法五二) 六七七

地方鐵道法施行規則 (大八、閣令一〇) 六九

專用鐵道規程 (大八、閣令一九) 七六

地方鐵道建設規程 (大八、閣令一一) 七八

自動車交通事業法 (昭六、法五二) 七九

自動車交通事業法施行令 (昭八、勅二一九) 七四

自動車交通事業法施行規則 (昭八、內鐵令) 七四

自動車交通事業法第三十五條ノ規定ニ依ル職權委任ニ關スル件(昭八、鐵內令) 七六

一般自動車道構造令 (昭八、內鐵令) 七一

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業ニ關スル件 (昭八、勅二二〇) 七三

自動車運輸事業以外ノ自動車ニ依ル運送事業規則 (昭八、鐵道令一〇) 七四

自動車取締令 (昭八、內令二三) 七八

自動車取締令施行規則 (大九、府令三五) 八〇

軍用自動車補助法 (大七、法一五) 八九

軍用自動車補助法施行細則 (昭三、陸令二〇)抄 八五

第七類 水道及下水道

水道條例 (明二三、法九) 八三

水道條例第三條及第十一條但書ノ規定ニ依ル命令ニ關スル件 (大一〇、內令二二) 八四

水道條例第二十一條ノ二ノ規定ニ依ル職權委任ノ件 (大一〇、勅三三一) 八七

下水道法 (明三三、法三二) 八七

下水道法施行規則 (明三四、內令二一) 八五〇

下水道管理規則 (明四三、市規則三) 八五一

下水溝上使用規則 (明二八、市告參第一六) 八五三

下水溝上使用規則第十條ニ依ル使用料 (昭七、市告九七) 八五五

汚物掃除法 (明三三、法三一) 八五七

汚物掃除法施行細則 (明三三、內令五) 八五九

第八類 電氣及瓦斯

電氣事業法 (昭六、法六一) 八六三

電氣事業法施行令 (昭七、勅三五四) 八七三

電氣事業法施行規則 (昭七、遞令五二) 八七五

電氣工作物規程 (昭七、遞令五三) 九三七

瓦斯事業法 (大一二、法四六) 一〇〇四

瓦斯事業法施行令 (大一一、勅二九〇) 一〇〇一

瓦斯事業法施行規則 (大一一、商工內令) 一〇一三

第九類 雜

市制 (明四四、法六八) 一〇三三

市制町村制施行令 (大一一、勅二〇一) 一〇九五

市制町村制施行規則 (大一一、內令一九) 一一三三

市制町村制改正經過規程 (昭四、勅一八七) 一一三四

六大都市行政監督ニ關スル法律 (大一一、法一) 一一三六

六大都市行政監督特例 (大一一、勅二一二) 一一三七

市町村内土地字名改稱變更取扱規定 (明四四、內訓二) 一一三八

市町村内字名改稱變更取扱方ノ件 (大一一、內訓三) 一一四〇

府縣制 (明三二、法六四)抄 一一四〇

府縣制準用選舉市區指定令 (大一一、勅二一一) 一一四三

請願令 (大六、勅三七) 一一四四

行政裁判法 (明二三、法四八) 一一四六

行政廳ノ違法處分ヲ行政裁判所ニ出訴シ得ヘキ事件 (明二三、法一〇六) 一一五三

訴願法 (明二三、法一〇五) 一一五四

行政執行法 (明三三、法八四) 一一五六

行政執行法施行令 (明三三、勅二五三) 一一六〇

公共團體ノ管理スル公用土地物件法使用ニ關スル件 (大三、法三七) 一一六三

國稅徵收法 (明四〇、法二一) 二六三

國稅徵收法施行規則 (明三五、勅一三五) 二七三

國稅徵收法施行細則 (明三〇、大藏令一〇) 二八一

會計法 (大一一〇、法四二) 抄 二八五

國庫出納金端數計算法 (大五、法二) 二八六

公共團體ノ收入及仕拂ニ關シ國庫出納金端數計算法準用ノ件 (大五、勅二〇九) 二八七

租稅其ノ他ノ收入徵收處分嚴託ニ關スル件 (明四〇、法三四) 二八九

預金部普通地方資金融通規則 (昭七、大藏令三〇) 抄 二八九

會計検査院法 (明二二、法一五) 抄 二九六

大阪市會計規程 (大一一、市告四八) 二九六

大阪市會計規程施行細則 (大一一、市告七〇) 三〇三

保證金ニ代用スル有價證券ノ件 (大一一、市長決定) 三〇九

物品會計規程 (昭七、市達一五五) 三二〇

基本財産管理規程 (昭七、市告三二) 三二五

史蹟名勝天然紀念物保存法 (大八、法四四) 三六

史蹟名勝天然紀念物保存法施行令 (大八、勅四九九) 三七

國寶保存法 (昭四、法一七) 三九

國寶保存法施行令 (昭四、勅二一〇) 三四

不良住宅地區改良法 (昭二、法一四) 三五

不良住宅地區改良法施行令 (昭二、勅二二八) 三〇

不良住宅地區改良法施行規則 (昭二、內令三三) 三一

廣告物取締法 (明四四、法七〇) 三三

廣告物取締規則 (大一二、府令三〇) 三三

第一類道路

道路法

(大正八年四月十一日) 改(大正十一年三月二十日)
法律第五八號 正法律第三三號

第一章 總則

第一條 本法ニ於テ道路ト稱スルハ一般交通ノ用ニ供スル道路ニシテ行政廳ニ於テ第

二章ニ依ル認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ

第二條 左ニ掲クルモノハ道路ノ附屬物トシ道路ニ關スル本法ノ規定ニ從フ但シ命令

ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

道路ヲ接續スル橋梁及渡船場

二 道路ニ附屬スル溝、竝木、支壁、柵、道路元標、里程標及道路標識

三 道路ニ接スル道路修理用材料ノ常置場

第四條 前各號ノ外命令ヲ以テ道路ノ附屬物ト定メタルモノハ命令ニ對シテ

第三條 本法ニ於テ橋梁又ハ渡船場ト稱スルハ前條第一號ノ橋梁又ハ渡船場ヲ謂フ

2 本法ニ於テ渡船場ト稱スルハ渡船ヲ包含ス

第四條 本法ニ於テ他ノ工作物ト稱スルハ堤防、堰堤、護岸、鐵道用橋梁其ノ他命令

ヲ以テ定ムル工作物ヲ謂フ

第一類 道路法

第一類 道路法

二

第五條 本法ニ於テ道路ニ關スル工事ト稱スルハ道路ノ新設、改築及修繕ニ關スル工

第六條 道路ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ス但シ所

第七條 道路、沿道又ハ道路ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用スルコトヲ得

第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第二章 道路ノ種類、等級及路線ノ認定

第八條 道路ヲ分チテ左ノ四種トス（大正十一年三月法律第三號改正）

一 國道

二 府縣道

三 市道

四 町村道

第九條 道路ノ等級ハ前條記載ノ順序ニ依ル

第十條 國道ノ路線ハ左ノ路線ニ就キ主務大臣之ヲ認定ス

一 東京市ヨリ神宮、府縣廳所在地、師團司令部所在地、鎮守府所在地又ハ樞要ノ

二 開港ニ達スル路線

三 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル路線

第十一條 府縣道ノ路線ハ左ノ路線ニシテ府縣内ノモノニ就キ府縣知事之ヲ認定ス

一 府縣廳所在地ヨリ隣接府縣廳所在地ニ達スル路線

二 府縣廳所在地ヨリ府縣内郡市役所所在地ニ達スル路線

三 府縣廳所在地ヨリ府縣内樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ達スル路線

四 府縣内樞要ノ地ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地、港津又ハ鐵道停車場ニ

五 府縣内樞要ノ港津ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ鐵道停車場ニ達ス

六 府縣内樞要ノ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル樞要ノ地又ハ港津ニ達ス

七 數市町村ヲ連結スル重要ナル幹線ニシテ其ノ沿線地方ト密接ノ關係ヲ有スル樞

八 樞要ノ港津又ハ鐵道停車場ヨリ之ト密接ノ關係ヲ有スル國道又ハ府縣道ニ連絡

九 地方開發ノ爲必要ニシテ將來前各號ノ一ニ該當スヘキ路線（同上改正）

第十條 削除（大正十一年三月法律第三號）

第十三條 市道ノ路線ハ市内ノ路線ニ就キ市長之ヲ認定ス

第十四條 町村道ノ路線ハ町村内ノ路線ニ就キ町村長之ヲ認定ス

第一類 道路法

三

第一類 道路法

四

第十五條 市町村長ハ市町村ノ爲トニ必要アル場合ニ限り市町村外ノ路線ニ就キ地元市町村長ノ意見ヲ聞キ路線ノ認定ヲ爲スコトヲ得

2 前項ノ路線ニシテ市長ノ認定シタルモノハ市道ノ路線、町村長ノ認定シタルモノハ町村道ノ路線トス

第十六條 上級ノ道路ト下級ノ道路ト路線カ重複スル場合ニ於テハ其ノ重複スル部分ハ上級ノ道路トス

第三章 道路ノ管理

第十七條 國道ハ府縣知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ國道及府縣道ハ市長ヲ以テ管理者トス

第十八條 道路ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理者タル關係行政廳ノ一ヲ以テ管理者ト爲スコトヲ得

2 道路ト他ノ工作物ト兼ヌル場合ニ於テハ其ノ道路及工作物ノ管理ニ付前項ノ規定ヲ準用ス但シ私人ヲ管理者ト爲スコトヲ得ス

第十九條 道路ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第二十條 道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ

2 主務大臣必要アリト認ムルトキハ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ道路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ行フ

(大正十一年三月法律第三號追加)

第二十一條 道路ト他ノ工作物ト兼ヌル場合ニ於テハ管理者ハ其ノ工作物ノ管理

者ヲシテ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得但シ河川法第十條第一項ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第二十二條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ハ管理者其ノ工事執行者又ハ行爲者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第二十三條 前二條ノ規定ニ依ル場合ノ外特別ノ事由アル場合ニ於テハ管理者タル行政廳ハ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコトヲ得

第二十四條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ道路ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路ノ維持ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ハ管理者道路ニ關スル工事ト共ニ之ヲ執行スルコトヲ得

第二十六條 管理者ニ非サル者ハ管理者ノ許可又ハ承認ヲ得テ一定ノ期間橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

2 前項ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ハ徵收期間内橋梁又ハ渡船場ノ維持及修繕ヲ爲スヘシ

第二十七條 管理者ハ特別ノ事由アル場合ニ限り橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ得

第一類 道路法

五

第一類 道路 道路法

第二十八條 管理者ハ交通ヲ妨ケサル限度ニ於テ道路ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

2 國ノ事業ニ付テハ當該官廳ハ主務大臣ト協議シテ前項道路ノ占用ヲ爲スコトヲ得

3 前項ノ規定ニ依ル主務大臣ノ職權ノ一部ハ之ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得

4 管理者ハ道路ノ占用ニ付占用料ヲ徵收スルコトヲ得但シ前二項ノ規定ニ依ル占用ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 前條第一項ノ規定ニ依ル占用法令ニ依リ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル公共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナル場合ニ於テ管理者正當ノ事由ナクシテ其ノ許可若ハ承認ヲ拒ミ又ハ不相當ナル占用料ヲ定メタルトキハ主務大臣ハ事業者ノ申請ニ依リ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ占用料ヲ定ムルコトヲ得

第三十條 管理者ハ其ノ管理ニ屬スル道路ノ臺帳ヲ調製スヘシ

2 臺帳ニ記載スヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十一條 道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十二條 道路ノ管理ノ爲必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章 道路ニ關スル費用及義務

第三十三條 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設

又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス第二十條第二項ノ規定ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ(大正十一年三月法律第三號改正)

2 前項ニ規定スルモノヲ除クノ外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス但シ行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル費用ノ負擔ニ付テハ關係行政廳ノ協議ニ依ル協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

3 第二十條第二項ノ規定ニ依ル國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ命令ノ定ムル所ニ依リ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ヲシテ其ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得(同上追加)

第三十四條 前條ノ場合ニ於テ道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌルモノナルトキハ其ノ費用ノ負擔ニ付テハ前條第二項但書ノ規定ヲ準用ス但シ河川法第三十條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ規定ニ依ル

第三十五條 第三十三條第二項ニ規定スル費用ニシテ國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノハ其ノ一部ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得特別ノ事由アル場合ニ於テ府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ

第三十六條 第二十四條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル工事若ハ道路ノ維持ニ要スル費用又ハ第二十六條ノ規定ニ依リ設クル橋梁若ハ渡船場ニ關スル費用ハ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ負擔トス

第三十七條 他ノ工事又ハ行爲ノ爲必要ヲ生シタル道路ニ關スル工事ノ費用ハ管理者

第一類 道路 道路法

第一類 道路法

他ノ工事又ハ行爲ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムル
第三十八條 特別ノ事由アル場合ニ於テハ第二十三條ノ規定ニ依ル道路ノ修繕ニ關スル
 工事又ハ道路ノ維持ニ要スル費用ハ管理者同條ノ下級行政廳ノ統轄スル公共團體
 又ハ同條ノ私人ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得
第三十九條 道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ
 者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコ
 トヲ得
第四十條 特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テ管理者ハ
 之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコト
 ヲ得
第四十一條 道路ニ關スル工事ノ爲必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ管理者特別ノ事
 由アル場合ニ於テ他ノ工事ニ付費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ全部又ハ一部ヲ負擔セ
 シムル場合ヲ除クノ外道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ之ヲ負擔セシム
第四十二條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ
 履行スル爲必要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス
第四十三條 道路ニ關スル費用ノ負擔金ハ費用負擔者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ
 道路ノ維持ヲ爲ス場合ヲ除クノ外第三十三條第一項ノ主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル
 國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ノ新設又ハ改築ニ要スルモノニ在リテハ國庫、

其ノ他ノモノニ在リテハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス(大正十一
 年法律第三號改正)
 2 前項ノ費用負擔者カ公共團體ナル場合ニ於テ之ヲ統轄スル行政廳又ハ行政廳タル管
 理者カ道路ニ關スル工事ノ執行又ハ道路ノ維持ヲ爲ストキハ前項ノ規定ノ適用ニ付
 テハ費用負擔者之ヲ爲スモノト看做ス
 3 第四十一條ノ規定ニ依ル負擔金ハ前二項ノ例ニ依リ國庫又ハ公共團體ノ收入トス
第四十四條 道路ノ占用料其ノ他道路ヨリ生スル收益ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル
 公共團體ノ收入トス但シ第二十六條ノ規定ニ依リ許可又ハ承認ヲ得テ徵收スル橋錢
 又ハ渡錢ハ其ノ許可又ハ承認ヲ得タル者ノ收入トス
第四十五條 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ沿道ノ土地ニ立入り又ハ
 其ノ土地ヲ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得
 2 前項ノ規定ニ依リ立入り又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外
 豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス
第四十六條 非常災害ノ爲必要アル時ハ管理者ハ道路附近ニ居住スル者ヲ使役シ、道
 路附近ノ土地ヲ一時使用シ又ハ土石、竹木其ノ他物品ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得
第四十七條 前二條ノ規定ニ依リ立入り、使用、使役又ハ收用ニ因リ現ニ生シタル損害
 ハ立入り、使用、使役又ハ收用ノ後三月内ニ管理者之ヲ補償スヘシ
第四十八條 沿道ノ土地、竹木又ハ工作物ノ管理者ハ其ノ土地、竹木又ハ工作物ノ道
 路ニ及ボスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲スヘシ

第一類 道路法

第一類 道路法

第四十九條 道路ノ使用又ハ道路若ハ其ノ交通ノ保全ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム沿道ノ土地ニ於ケル工作物ノ建設其ノ他ノ作爲又ハ不作爲ノ制限ニシテ道路又ハ其ノ交通ノ保全ノ目的ヲ以テスルモノニ付亦同シ

第五十條 沿道ノ區域ハ管理者之ヲ定ム

第五章 監督及罰則

第五十一條 左ニ掲クル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ、道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲ニ必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

- 一 道路ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ
 - 二 道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ
 - 三 詐欺ノ手段ヲ以テ道路ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ
 - 四 道路ニ關スル工事ノ爲ニ必要アルトキ
 - 五 公益上必要ト認ムルトキ
- 2 前項第五號ノ場合ニ於テ損害ヲ受ケタル者アルトキハ管理者ハ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ其ノ損害ノ全部又ハ一部ヲ補償セシムルコトヲ得
- 3 前二項ノ規定ハ主務大臣カ第二十九條ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可若ハ承認ヲ

取消シ、其ノ效力ヲ停止シ又ハ其ノ條件ヲ變更スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十二條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ハ第一號ニ在リテハ行政廳ニ

於テ、其ノ他ニ在リテハ管理者ニ於テ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限り命令ヲ以テ認可ヲ受ケンメサルノ定ヲ爲スコトヲ得

- 一 國道以外ノ道路ノ路線ヲ認定スルコト
- 二 道路又ハ沿道ノ區域ヲ定ムルコト
- 三 道路ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト
- 四 第二十一條乃至第二十三條ノ規定ニ依リ道路ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ道路ノ維持ヲ爲サシムルコト
- 五 第二十四條又ハ第二十六條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ爲スコト
- 六 第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト
- 七 第二十七條ノ規定ニ依リ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコト
- 八 第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用ヲ許可若ハ承認シ又ハ道路ノ占用料ヲ徵收スルコト
- 九 第三十七條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト
- 十 前條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコト

第五十三條 監督官廳ハ監督上必要ト認ムルトキハ前條ノ行政廳又ハ管理者ニ對シ前條各號ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ

第一類 道路法

第一類 道路 道路法

一二

爲スコトヲ得

第五十四條 行政執行法第五條及第六條ノ規定竝之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ管理力強制スル場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ義務ニ屬スル負擔金、占用料、橋錢、渡錢其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

2 前項ノ規定ニ依ル徵收金ノ先取特權ノ順位竝其ノ追徵還付及時效ニ付テハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徵收金ノ例ニ依ル

第五十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 許可ヲ得スシテ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ執行シ又ハ道路若ハ其ノ附屬物ヲ占用シタル者
- 二 許可ヲ得スシテ橋梁又ハ渡船場ノ使用ニ對シ橋錢、渡錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者
- 三 道路ノ使用ニ對シ路錢其ノ他ノ財物ノ交付ヲ請求シタル者
- 四 詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タル者
- 五 正當ノ事由ナクシテ第四十六條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ從ハサル者
- 六 第四十八條又ハ第二條及第四十八條ノ規定ニ違反シテ道路又ハ其ノ附屬物ニ及

ホスヘキ損害ヲ豫防スル爲必要ナル施設ヲ爲ササル者

第六章 訴願及訴訟

第五十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

2 本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第五十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五十九條 第四十七條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者同條ノ規定スル期間内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル場合ニ於テ補償ニ不服アルトキハ通知後六月内ニ、同條ノ規定スル期間内ニ其ノ決定ノ通知ヲ受ケサル場合ニ於テハ其ノ期間經過後六月内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第七章 雜則

第六十條 本法中府縣、府縣知事、府縣廳又ハ府縣道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ

第一類 道路 道路法

道、道廳長官、道廳又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ區、區長、區役所又ハ區道ニ關シ郡役所ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ支廳、島ニ付テハ島廳ニ關シ之ヲ適用ス(大正十一年三月法律第三號改正)

第六十一條 北海道ニ付テハ道路ノ種類、等級及路線ノ認定並第三十三條乃至第三十六條、第四十三條、第四十四條及第五十二條ノ規定ニ關シ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得(同上)

第六十二條 道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件並材料器具機械等ノ管理及處分ニ付テハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

2 前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ滿了スル迄第六條ノ規定ヲ之ニ準用シ土地收用法中第六十六條ノ規定及之ヲ準用スル規定ノ適用ニ付テハ不用ニ歸セサルモノト看做ス

第六十三條 左ニ掲クル法令ノ規定ハ本法ニ依ル道路ニ關シ之ヲ適用セス
一 明治四年十二月十四日布告治水修路架橋等運輸ノ便利ヲ興ス者ニ税金取立方許可ニ關スル件
二 明治十一年七月二十二日達郡區町村編制府縣會規則地方稅規則施行順序ニ關スル件第十二項

三 明治十二年二月二十七日達河港道路堤防橋梁費ヲ舊慣ニ因リ支辨シ得ル件

四 陸地測量標條例第二條
五 水路測量標條例第二條

六 電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條
七 軍用電信法第四條第二項ノ規定ニ依リ準用スル電信線電話線建設條例第一條、第四條及第五條

八 河川法第十條第二項第十一條及第三十二條
九 砂防法第八條及第十六條

十 私設鐵道法第四十二條
十一 輕便鐵道法第五條ノ規定ニ依リ準用スル私設鐵道法第四十二條

十二 電氣事業法第九條
十三 大正三年法律第三十七號

附 則

第六十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正八年十一月四日勅令第四五九號ヲ以テ同九年四月一日ヨリ施行)

第六十五條 左ニ掲クル法令ハ之ヲ廢止ス

- 一 明治五年第三百二十五號布告
- 二 明治六年第四百十六號布告
- 三 明治六年第四百十三號達

第一類 道路 道路法

四 明治九年第六十號達

五 明治十八年第一號布達

六 明治二十年勅令第二十八號

第六十六條 本法施行前爲シタル處分及之ニ附シタル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發

スル命令ニ牴觸セサル限り本法ニ依リ爲シタル處分及之ニ附シタル條件ト看做ス

第六十七條 本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現

ニ存スルモノハ本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス但シ管理

者ハ本法施行ノ日ヨリ三月内ニ六月ヲ下ラサル期間ヲ指定シ其ノ期間經過後ハ許可

又ハ承認ノ效力ヲ失フヘキ旨ヲ告示スルコトヲ得

第六十八條 本法施行前爲シタル處分ニ關スル訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ仍從前ノ例

ニ依ル

附 則 (大正十一年三月法律第三號追加)

1 本法中第二十條、第三十三條、第四十三條及第六十條ノ改正規定ノ施行期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム (大正十一年八月十八日勅令第三百八十三號ヲ以テ同十二年四月一日ヨリ施行)

2 其ノ他ノ規定ハ大正十年法律第六十三號第一條施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正十二年四月一日) 但シ同法附則但書ノ規定ニ依リ別ニ其ノ施行ノ期日ヲ定ムル府縣ニ付テハ其ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道路法施行令

(大正八年十一月五日) 改 (大正十一年八月 勅令第三八四號) 勅令第四六〇號 正 (同 十五年六月三十日同第二四一號)

第一條 削除 (大正十五年六月勅令第二四一號)

第二條 府縣道以下ノ道路ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲サムトスルトキハ府縣道ニ付テハ府縣會、市道ニ付テハ市會、町村道ニ付テハ町村會ニ之ヲ諮問スヘシ但シ重要ナラサル變更又ハ廢止ニ付テハ此ノ限ニ在ラス (大正十一年八月勅令第三八四號改正)

2 前項ノ規定ニ依ル諮問ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル府縣道ニ付テハ府縣會及市會ニ之ヲ諮問スヘシ

第三條 國道ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第四條 府縣道以下ノ道路ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第五條 市町村長道路法第十五條ノ規定ニ依リ市道町村道ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更若ハ廢止ヲ爲シタルトキハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

2 前項ノ通知ヲ受ケタル市町村長ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第六條 前三條ノ告示ニハ路線名竝路線ノ起點終點及重要ナル經過地ヲ表示スヘシ

第七條 府縣廳、師團司令部、鎮守府又ハ市役所ノ所在地ヲ國道又ハ府縣道ノ路線ノ

起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ依ルヘシ(大正十一年八月令第三八四號、十五年六月同第二四一號改正)

第八條 東京市ニ於ケル道路元標ノ位置ハ日本橋ノ中央トス

2 市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ハ前項ニ規定スルモノヲ除クノ外府縣知事之ヲ定ム

第九條 道路元標ハ各市町村ニ一箇ヲ置ク

2 道路元標ノ様式ハ内務大臣之ヲ定ム

3 道路元標ハ管理者之ヲ建設スヘシ等級ヲ異ニスル道路ニ係ルモノナルトキハ上級道路ノ管理者之ヲ建設スヘシ

第十條 道路又ハ沿道ノ區域ヲ定メタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ内務大臣ノ指定スル道路附屬物ノ區域ヲ定メタルトキ亦同シ

第十條ノ二 内務大臣道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ國道ノ新設又ハ改築ヲ爲ストキハ豫メ官報ヲ以テ其ノ道路ノ路線名、區間及工事開始ノ期日ヲ告示スヘシ

2 前項ノ國道ノ新設又ハ改築ノ全部又ハ一部ヲ廢止又ハ終了スルトキハ前項ノ規定ニ準シ之ヲ告示スヘシ(大正十一年八月勅令第三八四號本條追加)

第十一條 道路ノ供用ヲ開始シ又ハ廢止スルトキハ管理者タル行政廳ハ豫メ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ内務大臣ノ指定スル道路附屬物ノ供用ヲ開始シ又ハ廢止スルトキ亦同シ

第十二條 道路法第二十六條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルコトヲ許可又ハ承認シタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ設置者並橋錢又ハ渡錢ノ額

及徵收期間ヲ告示スヘシ同法第二十七條ノ規定ニ依ル橋梁又ハ渡船場ヲ設クルトキ亦同シ
第十三條 左ニ掲クルモノニ付テハ橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スルコトヲ得ス
一 軍隊
二 演習中ノ軍人軍屬
三 召集令狀若ハ召集傳達書ヲ所持シ應召ノ爲通行スル軍人又ハ召集令狀配達人
四 簡閱點呼令狀若ハ簡閱點呼傳達書ヲ所持シ簡閱點呼ニ參會スル爲通行スル軍人又ハ簡閱點呼令狀配達人
五 徵發ニ關スル令書配達人
六 徵發人夫及其ノ引率人
七 徵發物件及其ノ運搬人
八 勤務中ノ憲兵又ハ警察官吏
九 護送中ノ囚人又ハ刑事被告人及其ノ護送人
十 水災警防ノ爲又ハ其ノ演習ノ爲通行スル當該官吏吏員又ハ一定ノ服裝ヲ爲シタル消防夫水防夫
十一 尋常小學校ニ往復ノ兒童
十二 受持區内ニ勤務中ノ修路工夫
第十四條 橋錢又ハ渡錢ヲ徵收スル者ハ徵收ノ場所ニ左ニ掲クル事項ヲ榜示スヘシ

第一類 道路 道路法施行令

- 一 設置者
- 二 橋錢又ハ渡錢ノ額
- 三 徵收期間
- 四 橋錢又ハ渡錢ヲ徵收セサル場合
- 第十五條 道路臺帳ヲ調製シタルトキハ管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ其ノ旨ヲ告示スヘシ
- 第十六條 利害關係人ハ道路臺帳ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得
- 第十七條 他ノ工作物ト兼ヌル道路ニ關シ告示スヘキ事項ハ道路法第十八條第二項ノ規定ニ依リ他ノ工作物ノ管理者タル行政廳ヲ以テ道路及工作物ノ管理者ト爲シタル場合ニ於テハ其ノ管理者同法第十七條ノ規定ニ依リ管理者タルヘキ行政廳ニ之ヲ通知シ通知ヲ受ケタル行政廳本令ニ依リ之ヲ告示スヘシ
- 第十八條 第五條ノ規定ハ道路法第十五條若ハ第十八條第一項ノ規定ニ依ル道路ニ關シ第十五條ノ規定ニ依ル道路ニ關シ前條ノ規定ニ依ル告示ヲ爲ス場合又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル道路ニ關シ前條ノ規定ニ依ル告示ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス
(大正十一年八月勅令第三八四號改正)
- 第十九條 道路法第四十五條ノ規定ニ依リ邸内ニ立入ル場合ニ於テハ日出前日没後ハ占有者ノ意ニ反シテ立入ルコトヲ得ス

- 第十九條 道路ノ路線ノ認定者及道路ノ管理者ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ監督ス
 - 一 市町村長認定者又ハ管理者ナルトキハ第一次ニ府縣知事、第二次ニ內務大臣
(大正十一年八月勅令三八四號、十五年六月同第二四一號改正)
 - 二 前號ニ規定スル以後ノ者認定者又ハ管理者ナルトキハ內務大臣(同上)
- 第二十條 左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更、廢止若ハ取消ハ內務大臣ノ認可ヲ受クヘシ
 - 一 市長ヲ以テ管理者トスル國道又ハ府縣道ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト
 - 二 道路法第十五條ノ規定ニ依リ二府縣以上ニ亘ル路線ヲ認定スルコト
 - 三 道路法第二十四條ノ規定ニ依リ承認ヲ府縣ニ對シ爲スコト
 - 四 道路法第十七條但書ノ市ノ市內道路ニ關シ同法第三十九條又ハ第四十條ノ規定ニ依リ負擔セシムル費用ノ負擔方法ヲ定ムルコト
 - 五 道路法第三十七條又ハ第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ國ニ費用ヲ負擔セシムルコト
- 第二十一條 削除(大正十五年六月勅令第二四一號)
- 第二十二條 前二條ニ規定スルモノヲ除クノ外道路法第五十二條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クヘキモノニ付テハ第一次監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
- 第二十三條 北海道ニ於テ支廳ノ所在地ヲ地方費道ノ路線ノ起點終點ト爲ストキハ市町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ依ルヘシ(同上改正)
- 2 北海道ノ道路ノ路線ノ認定者又ハ管理者町村長ナルトキハ第一次ニ支廳長、第二次

第一類 道路 道路法施行令

ニ道廳長官、第三次ニ内務大臣之ヲ監督ス
3 北海道ノ道路ニ付左ニ掲クル事項又ハ其ノ變更、廢止若ハ取消ハ道廳長官ノ認可ヲ受クヘシ

一 道路法第十五條ノ規定ニ依リ二市支廳管内以上ニ亘ル道路ノ路線ヲ認定スルコト

二 道路法第三十七條又ハ第三十九條乃至第四十一條ノ規定ニ依リ道ニ費用ヲ負擔セシムルコト(大正十一年八月勅令第三八四號、十五年六月同第二四一號改正)

4 前三項ニ規定スルモノノ外北海道ニ付テハ本令中府縣、府縣知事、府縣廳、府縣會又ハ府縣道ニ關スル規定ヲ道、道廳長官、道廳、道會又ハ地方費道ニ關シ適用ス

附 則

第二十四條 本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正九年四月一日ヨリ施行)

第二十五條 道路法施行ノ際認定スヘキ國道ノ路線ニ關シ豫メ道路會議ニ諮問シタルモノハ本令ニ依リ諮問シタルモノト看做ス

第二十六條 道路法施行ノ際認定スヘキ府縣道又ハ地方費道ノ路線ニ關シ本令公布後ニ於テ豫メ府縣會又ハ道會ニ諮問シタルモノハ本令ニ依リ諮問シタルモノト看做ス(郡道)、市道、區道又ハ町村道ノ路線ノ認定ノ諮問ニ付亦同シ

第二十七條 市道、區道又ハ町村道ノ路線ノ認定ニ付テハ道路法施行ノ際ニ限り第六

條ノ規定ニ拘ラス平面圖ヲ公衆ノ縦覽ニ供シ其ノ旨ヲ告示スルコトヲ得

2 前項ノ平面圖ニハ路線ノ位置並路線ノ交叉點及兩端ノ地番若ハ地先地番ヲ表示スヘシ別ニ地番調書ヲ作製シ平面圖ニ添附スルコトヲ妨ケス

第二十八條 市區町村ニ於ケル道路元標ノ位置ニ付本令施行前道廳長官又ハ府縣知事ノ定メタルモノハ本令ニ依リ定メタルモノト看做ス

附 則 (大正十一年勅令第三八四號)

1 本令中第十條ノ二ノ規定並第十七條及第二十三條ノ改正規定ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス其ノ他ノ規定ハ大正十年法律第六十三號第一條施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(大正十二年四月一日)但シ同法附則但書ノ規定ニ依リ別ニ其ノ施行ノ期日ヲ定ムル府縣ニ付テハ其ノ日ヨリ之ヲ施行ス

2 大正十一年法律第三號中第十一條ノ改正規定施行ノ際認定スヘキ府縣道ノ路線ニ關シ本令公布後ニ於テ豫メ府縣會ニ諮問シタルモノハ道路法施行令第二條ノ規定ニ依リ諮問シタルモノト看做ス

附 則 (大正十五年勅令第二四一號)

本令ハ大正十五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一類 道路 道路法施行令

第二類 道

道路法施行令ニ基キ道路附屬物指定、道路法第七條ノ規定ニ依ル同法ノ規定ノ準用等ノ件

二四

◎道路法施行令ニ基キ道路附屬物指定ノ件

(大正九年三月二十五日) 内務省告示第二二號

道路法施行令ニ基キ道路附屬物左ノ通指定ス

- 一 第十條ノ規定ニ依リ區域ヲ告示スヘキ道路附屬物
- 道路ノ區域外ニ又ハ道路ノ區域外ニ亘リ設クル道路附屬物
- 二 第十一條ノ規定ニ依リ供用ノ開始、廢止ヲ告示スヘキ道路附屬物
- 橋梁、渡船場

◎道路法第七條ノ規定ニ依ル同法ノ規定ノ準用等ノ件

(大正八年十一月二十六日) 勅令第四七一號

- 第一條 道路法第二十八條、第二十九條、第四十四條、第四十六條、第四十七條、第四十九條、第五十一條乃至第五十三條、第五十六條及第五十九條ノ規定竝道路法施行令第二十二條ノ規定ハ道路又ハ其ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用ス
- 第二條 道路法第四十五條、第四十七條、第四十九條及第五十九條ノ規定竝道路法施行令第十八條ノ規定ハ沿道ト爲ルヘキモノニ關シ之ヲ準用ス

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年四月一日)

◎道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ指定ニ關スル件

(大正八年十一月五日) 勅令第四六一號

道路法第十七條但書ノ規定ニ依リ左ノ市ヲ指定ス

- 東京市 京都市 大阪市 横濱市 神戸市 名古屋市

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年四月一日)

◎道路法中特例ニ關スル法律

(昭和七年九月十四日) 法律第三五號

東京市區域擴張ノ際東京府知事カ現ニ執行シ又ハ既定繼續費ヲ以テ執行セムトスル道路ニ關スル工事ハ引續キ東京府知事之ヲ執行スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル道路管理者ノ權限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ東京府知事之ヲ行フ

附 則

本法ハ昭和七年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路管理者特別規程

(大正八年十一月二十六日) 勅令第四七二號

改(大正十五年八月二十七日) 正(勅令第二九二號)

- 第一條 行政區劃ノ境界ニ係ル道路ニ付道路法第十八條第一項ノ規定ニ依リ關係管理者カ其ノ一ヲ以テ管理者ト爲ス必要アリト認ムルトキハ關係管理者ノ協議ニ依リ管理者ト爲ルヘキ者及其ノ管理スヘキ區間ヲ定ムヘシ協議調ハサルトキハ關係管理者タル行政廳ヲ併セテ監督スル行政官廳ノ指揮ヲ請フヘシ (大正十五年勅令第二九二號改正)
- 第二條 道路ト他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テ道路法第十八條第二項ノ規定ニ依リ道路管

第一類 道

路

道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ指定ニ關スル件、道路法中特例ニ關スル法律、道路管理者特別規程 二五

第一類 道路

道路管理者特別規程、道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件

理者又ハ工作物管理者カ其ノ一ヲ以テ道路及工作物ノ管理者ト爲ス必要アリト認ムルトキハ道路管理者及工作物管理者ノ協議ニ依リ管理者ト爲ルヘキ者及其ノ管理スヘキ區間ヲ定ムヘシ協議調ハサルトキハ道路管理者及工作物管理者ヲ併セテ監督スル行政官廳ノ指揮ヲ請フヘシ監督行政官廳タル主務大臣異ナルトキハ關係主務大臣ノ指揮ヲ請フヘシ (同上改正)

第三條 前二條ニ規定スル監督行政官廳必要ト認ムルトキハ前二條ノ規定ニ拘ラス道路法第十八條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ管理者及管理區間ヲ定ムルコトヲ得

第四條 前三條ノ規定ニ依リ管理者及管理區間定リタルトキハ第一條ニ規定スル關係管理者タル行政廳又ハ第二條ニ規定スル道路管理者タル行政廳ハ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

2 第一條及第二條ノ規定ニ依リ管理者ヲ協議ニ依リ定メタルトキハ管理者ハ管理スヘキ區間ヲ具シ之ヲ監督官廳ニ報告スヘシ (同上追加)

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年四月一日)

◎道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件

(大正九年七月一日) (内務省訓令第一二號)

道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ付テハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外左ノ定ニ依ルヘシ

第一條 道路又ハ其ノ附屬物ノ占用ヲ許可又ハ承認スルハ他ニ相當餘地ナク道路又ハ其ノ附屬物ヲ占用スル緊切ノ必要アル場合ニ限ルヘシ

第二條 道路又ハ其ノ附屬物ノ占用ハ本令中特ニ規定スル場合ヲ除クノ外路面側溝及其ノ上下ヲ

避ケ法敷其ノ他適當ナル箇所ヲ擇ハシムヘシ
2 占用ニ關スル工事ノ爲既設ノ特殊工作物ノ保持ニ影響ヲ及ホス虞アル箇所ハ之ヲ避ケヘシ但シ之ニ關シ特別ノ施設ヲ爲ス場合ハ此ノ限ニアラス

第三條 電線路建設ノ爲路面ヲ占有スルノ必要アル場合ニ於テハ電柱ハ路端ニ之ヲ建設セシメ電線ハ路面上十五尺以上ニ架設セシムヘシ但シ歩車道ノ區別アル箇所ニ於テハ電柱ハ歩道ノ車道側ニ建設セシムルコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テ引込線ニ限リ歩道ノ路面上十五尺以下ニ架設セシムルコトヲ得

第四條 前條ノ規定ニ依リ電柱ヲ建設スル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

一 電柱ハ道路ノ同一側ニ建設シ對側ニ路上建設物アルトキハ五間以上錯立セシムルコト

二 電柱ハ道路ノ曲角ニ建設セサルコト

三 電柱ノ脚釘ハ路面上六尺以下ノ部分ニ取付サルコト

四 地下線路ト架空線路トノ連絡用鐵管ハ電柱ノ道路ニ面セサル側ニ設備スルコト

第五條 街路建設ノ爲必要アル場合ニ於テハ路端又ハ歩道ノ車道側ヲ占用セシムルコトヲ得

第六條 道路ニ出入スヘキ通路ヲ設クルカ爲必要アルトキハ路端又ハ側溝上ヲ占用セシムルコトヲ得

第七條 標燈又ハ看板ノ類ヲ路面上八尺以上ノ高サニ設クル場合ニ限リ二尺以内側溝上又ハ路端上ニ突出セシムルコトヲ得

第八條 家屋橋壁等ノ工事ノ爲必要アル場合ニ限リ側溝上又ハ路端ヲ板圍ノ爲占用セシムルコトヲ得

第一類 道路 道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件 二七

第一類 道

道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件

二八

第九條

上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲道路ノ地下ヲ占用スルノ必要アル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

- 一 本線ハ車道ノ地下ニ支線ハ歩道ノ地下ニ築設スルコト但シ歩車道ノ區別ナキ箇所ニ於テ本號ノ適用ニ付テハ道路幅員ノ中央三分二ヲ車道、兩側各六分一ヲ歩道ト看做ス
- 二 瓦斯管路ノ本線ト電線路ノ本線トハ道路ノ同一側ニ築設セサルコト
- 三 下水道ノ本線ハ道路ノ中央ニ上水道ノ本線ハ瓦斯管路ノ本線ト同一側ニ築設スルコト
- 四 電線路及瓦斯管路ノ引込線ハ直接本線ヨリ分岐セサルコト
- 五 下水道本線ノ頂部ト路面トノ距離ハ十尺以上タラシムルコト但シ工事上又ハ土地ノ狀況ニ依リ已ムヲ得サル場合ニ限リ三尺迄短縮シ得ルコト
- 六 上水道電線路及瓦斯管路ノ本線ノ頂部ト路面トノ距離ハ四尺以上タラシムルコト但シ工事上已ムヲ得サル場合ニ限リ二尺迄短縮シ得ルコト
- 七 地下工作物ハ堅牢ニシテ耐久力ヲ有セシムルコト
- 八 車道ニ築設スル地下工作物ノ耐力ハ道路構造令又ハ街路構造令ニ規定スル橋梁ノ耐力ニ相當セシムルコト
- 九 地下工作物相互間又ハ地下工作物ト地上建設物トノ距離ハ作業上保安上支障ヲ來ササル限リ之ヲ接近セシムルコト

第十條

鐵道、占用軌道其ノ他道路ヲ横斷シテ工作物ヲ築設スル場合ハ左ノ各號ニ依ラシムヘシ

- 一 工作物ヲ路面ニ築設スルトキハ路面ト高低ナカラシムルコト
- 二 鐵道又ハ專用軌道カ路面ヲ横斷シテ踏切ヲ設クルトキハ其ノ斜角ハ四十五度ヨリ緩ナラシムルコト
- 三 工作物道路ノ横斷スルトキハ路面上十五尺以上タラシムルコト
- 四 工作物ヲ道路ノ地下ニ築設スルトキハ他ノ地下工作物ニ支障ヲ及ボササル限度ニ於テ路面トノ距離ヲ定ムルコト
- 第十一條 露店又ハ祭典、縁日、歳ノ市、草市、市日、賣出等ノ爲必要ナル施設ニ付テハ特ニ路面ヲ臨時占用セシムルコトヲ得
- 第十二條 上水道、下水道、電線路又ハ瓦斯管路等布設ノ爲必要アルトキハ橋梁ノ耐力ニ影響ヲ及ボササル範圍ニ於テ橋梁ノ兩側又ハ橋床下ヲ占用セシムルコトヲ得

◎道路占用規程 (昭和三年十二月十三日 大阪府令第七四號)

- 第一條 大阪府知事ノ管理スル國道又ハ府縣道ノ道路又ハ其ノ附屬物ヲ占用セムトスル者ハ本令ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケヘシ但シ路面ノ一時占用ニシテ所轄警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第二條 占用ノ許可又ハ承認ヲ受ケムトスルトキハ所轄土木部出張所ヲ經由シ申請書(正副二通)ヲ提出スヘシ申請書ニハ管内ニ住所ヲ有スル身元確實ナル保證人ノ連署ヲ要ス但シ占用カ公共事業又ハ公共ノ利益トナルヘキ事業ニ係ルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
 - 一 道路ノ種類及路線名
 - 二 占用位置地先ノ地名地番但シ橋梁ノ占用ニ在リテハ橋名
 - 三 占用目的

第一類 道路

道路法第二十八條第一項ノ規定ニ依ル占用ノ許可又ハ承認ニ關スル件、道路占用規程

二九

第一類 道路 道路占用規程

四 占用區域ノ延長、幅員及面積但シ電柱建設ノ爲ニスル占用ニ在リテハ本柱、支柱又ハ支線
ニ區分シタル各本數其ノ他面積ニ依リ難キモノハ其ノ員數

五 占用期間
第四條 申請書ニハ左ニ掲クル書面及圖面ヲ添付スヘシ但シ輕易ナルモノニ限り其ノ一部ヲ省略
スルコト得

一 添付圖書目錄

二 占用位置附近ノ地形圖

三 占用區域ノ平面圖但シ工作物ヲ設クルモノニ在リテハ其ノ位置並附近ニ於ケル他ノ工作物
トノ關係ヲ明示シタル平面圖、縱斷面圖及橫斷面圖

四 工作物ノ構造圖

五 工事仕様書

第五條 占用期間ハ五年ヲ超ユルコトヲ得ス但シ期間滿了前期間ノ更新ヲ申請スルコトヲ得

第六條 第二條乃至第四條ノ規定ハ前項但書ノ申請ニ之ヲ準用ス

第六條 占用ヲ許可又ハ承認シタルトキハ占用料ヲ徵收ス但シ占用カ公共事業又ハ公共ノ利益ト
ナルヘキ事業ニ係ルモノナルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第七條 特別ノ事由ニ因リ占用ヲ追認シタルトキハ占用料ヲ追徵ス

第七條 占用料及其ノ徵收方法ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
第七條 許可又ハ承認ニ因リテ生スル權利ハ私權ノ目的ト爲スコトヲ得ス但シ權利ヲ他ニ讓渡セ
ムトスルトキハ雙方連署ノ上申請スヘシ

2 許可ヲ受ケタル者ノ保證人ハ本人ト連滞シテ許可ニ因リテ生スル總テノ義務ヲ負擔ス

3 許可ヲ受ケタル者ノ相續人ハ許可ニ因リテ生スル總テノ權利義務ヲ繼承シタルモノト看做ス

第八條 許可又ハ承認ヲ受ケタル後占用目的、占用區域又ハ工事方法ヲ變更セムトスルトキハ更
ニ申請スヘシ

第九條 許可又ハ承認ヲ受ケタル者又ハ其ノ保證人ノ住所又ハ氏名ニ異動ヲ生シタルトキハ十四
日以内ニ届出ツヘシ

第十條 左ニ掲クル場合ニ於テハ許可又ハ承認ヲ取消シ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ
道路ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除却セシメ若ハ之ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲
必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトアルヘシ

一 本令ノ規定ニ違反シタルトキ

二 許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ

三 詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タルトキ

四 道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五 公益上必要ト認ムルトキ

第十一條 許可又ハ承認ヲ受ケタル者本令、許可又ハ承認ノ條件若ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル
義務ヲ履行セス又ハ履行不完全ナリト認ムルトキハ當廳自ラ之ヲ爲シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ爲
サシムルコトアルヘシ

第十二條 前二條ノ規定ニ依ル費用ハ許可又ハ承認ヲ受ケタル者ノ負擔トス

第十三條 本令、許可又ハ承認ノ條件若ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行セサルカ爲生シ

第一類 道路 道路占用規程

第一類 道路 道路占用規程

- タル損害ハ許可又ハ承認ヲ受ケタル者其ノ責ニ任ス
- 第十四條 本令、許可又ハ承認ノ條件若ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケタル者ニ於テ損害ヲ蒙ルコトアルモ其ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第十五條 占用期間滿了シタルトキ又ハ占用期間中占用ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ旨届出テ復舊ニ關スル指揮ヲ受クヘシ
- 第十六條 第二條ノ規定ハ第七條第一項但書、第八條、第九條及前條ノ場合ニ關シ之ヲ準用ス
- 第十七條 本令ハ道路法第二十四條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ受ケムトスル場合ニ關シ之ヲ準用ス

附 則

- 1 本令ハ昭和四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 2 本令ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケヘキ事項ニシテ本令施行ノ際現ニ存スルモノハ本令ニ依リ許可又ハ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

◎道路占用規程

(大正九年四月一日) 改(大正十一年四月告示第三二號)

(大正十二年八月第一〇七號) 正(昭和七年三月同 第七七號)

- 第一條 本規程ニ於テ道路ト稱スルハ道路法ニ依リ國道府縣道若ハ市道トシテ路線ノ認定ヲ爲シタル道路及其ノ附屬物ヲ謂フ
- 第二條 道路ヲ占用セムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル願書ヲ提出シテ其ノ許可ヲ受クヘシ但シ祭典緣日等ニ一時三尺以内ノ出店ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 占用位置ノ地先町名地番但シ橋梁占用ノ場合ニ於テハ橋梁ノ名稱ヲ記載スヘシ
 - 二 占用區域ノ延長幅員、面積但シ電柱建設ニ就テハ本柱支柱支線ニ區分シタル各本數其ノ他面積ニ依リ難キモノハ箇所數ヲ記載スヘシ
 - 三 占用ノ目的
 - 四 占用期間
 - 五 出願者ノ住所氏名
- 2 願書ニハ隣接地主並市内居住者ニシテ身元確實ナル保證人ノ連署ヲ爲スコトヲ要ス但シ隣接地主ニ利害關係ナキモノハ隣接地主ノ連署ヲ要セス其ノ利害關係アルモノニシテ連署ヲ得ルコト能ハサル場合ニ於テハ別ニ其ノ理由ヲ詳記スヘシ
- 3 前項ノ保證人ハ願者ト連帶シテ占用ニ關シテ生スヘキ總テノ義務ヲ負擔ス
- 第三條 前條ノ願書ニハ左ノ書類ヲ添附スヘシ
- 一 占用位置並其ノ附近ヲ表示セル圖面
 - 二 工作物ヲ設置セントスル場合ニ於テハ其ノ圖面並仕様書
 - 三 他ノ法令ニ依リ官公署ノ許可ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ許可指令書但シ寫ヲ添附シタルトキハ本書ハ之ヲ還附ス
- 第四條 占用ノ許可ヲ受ケタル者ハ許可指令書若ハ其ノ寫ヲ適當ノ場所ニ揭示スヘシ但シ特ニ當廳ノ承認ヲ經タルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 占用ノ許可ヲ受ケタル者其ノ目的ヲ變更シ又ハ其ノ權利ヲ他人ニ讓渡セムトスルトキハ當廳ノ許可ヲ受クヘシ但シ權利換ノトキハ當事者双方並保證人連署ノ上出願スヘシ

第一類 道路 道路占用規程

第一類 道路 道路占用規程

2 前項ノ讓渡ヲ受ケタル者ハ前占用者ノ負擔セル一切ノ義務ヲ繼承スヘシ
第六條 占用地ノ原狀ヲ變更セムトスルトキハ仕様書ヲ添ヘ其ノ許可ヲ受クヘシ
2 前項ニ依リ原狀ヲ變更シタル者ハ當廳ノ指定シタル物件ヲ除クノ外返還ノ日マテニ之ヲ原狀ニ
回復スヘシ但シ許可期間内ト雖モ當廳ニ於テ必要ヲ認メタルトキハ其ノ指示ニ從ヒ直チニ之ヲ
回復スヘシ

第七條 占用許可ヲ受ケタル場所ニ存在スル物件ハ返還ノ日マテニ之ヲ撤却スヘシ

第八條 占用ヲ許可シタルトキハ別表ノ占用料ヲ徵收ス但シ公益事業ノ爲占用スル者若ハ當廳ニ
於テ特別ノ事由アリト認メタル者ニ對シテハ之ヲ減免スルコトアルヘシ(昭和七年三月市告示
第七七號改正)

第九條 無斷占用又ハ其ノ他ノ事由ニ因リ之カ占用ヲ追認シタル場合ハ特別占用料ヲ徵收ス(昭
和七年三月市告示第七七號改正)

2 特別占用料ハ普通料金ノ二倍トス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ普通料金迄ニ輕減スルコ
トヲ得(同上追加)

3 無斷占用ノ始期判明セサル場合ハ當廳ニ於テ決定シ占用料金ヲ徵收スルモノトス(同上)

第十條 第八條ノ占用料ハ左ノ區分ニ依リ之ヲ徵收ス(昭和七年三月市告示第七七號改正)

一 一年以上ノ期間ヲ以テ占用ヲ許可シタル場合ニ於テ端數ノ月ヲ生シタルトキハ年額ノ月割
トス

二 月ヲ以テ占用ヲ許可シタル場合ハ年額料金ノ十分ノ一ヲ以テ一月ノ料金トス但シ占用期間
一年ニ滿タサルモノニシテ料金ノ總額カ一年分ヲ超過スルモノハ之ヲ年額ニ止ム

三 一月未滿ノ期間ハ一月分ノ占用料ヲ徵收ス但シ全占用期間十日以内ノモノハ占用料ヲ徵收
セス

四 繼續占用許可ノ場合ニ於ケル料金ノ徵收ニ付テハ前後ノ期間ヲ通算セス但シ前占用期間十
日以内ノモノハ此ノ限ニ在ラス

五 一年以上ノ期間占用ヲ許可シタルモノト雖返還ニ依リ一年ニ滿タサルニ至リタルトキハ其
ノ料金ハ第二號ニ依ル但シ當廳ニ於テ許可ノ取消ヲ爲シタル場合ハ其ノ料率ヲ變更セス

第十一條 削除(昭和七年三月市告示第七七號)

第十二條 占用料ハ會計年度ニ依リ毎年度ノ初メ若ハ占用許可ノ初メニ於テ之ヲ徵收ス但シ其ノ
料額ノ著シク多額ニ上ルモノ其ノ他特別ノ事由アルモノハ一年度分ヲ四回以内ニ區分シ徵收ス
ルコトアルヘシ

第十三條 期間滿了後繼續占用ヲ爲サムトスル者ハ滿了ノ日ヨリ三日以前ニ願書ヲ提出スヘシ
2 前項ノ場合ニ於テハ第二條及第三條ノ規定ヲ準用ス

第十四條 返還ノ際ハ許可期間ノ滿了若ハ期間内返還ノ命令ニ依ル場合ト雖モ之ヲ届出ツヘシ

附 則

第十五條 本規程施行ノ際現ニ占用許可期間中ニ在ルモノハ本規程ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト
看做ス但シ占用料ハ本規程ニ依リ之ヲ變更ス

第十六條 本規程ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十七條 道路橋梁下水溝上使用規則中道路橋梁ニ關スル規定ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一類 道路 道路占用規程

第一類 道路 道路占用規程

附 則 (昭和七年三月告示第七七號)

- 1 昭和七年三月三十一日以前ニ於テ許可ヲ受ケタル者ニ對シテハ其ノ許可期間滿了迄ハ尙從前ノ規定ニ依ル
- 2 大正十年大阪市告示第四百一十一號道路占用ニ關スル件及昭和五年大阪市告示第七十二號道路占用規程別表第一號各等級別區域ニ關スル件ハ之ヲ廢止ス

別 表

等級	目的別	電 線		電 纜	瓦 斯 管	軌 條 敷 設	廣 告 物
		柱支線柱 柱ヲ含ム	柱支線柱 柱ヲ含ム				
一 等	其ノ他圍	一坪ニ付 110.00	一本ニ付 10.00	一間ニ付 5.00	同上 1.10	一坪ニ付 30.00	同上 40.00
二 等		111.00	10.00	5.00	1.10	33.00	46.00
三 等		112.00	10.00	5.00	1.10	12.00	34.00
四 等		113.00	10.00	5.00	1.10	11.00	34.00

等級	一	二	三	四	五	六	七
五 等	4.00	10.00	10.00	5.00	1.10	4.00	12.00
六 等	3.00	4.00	2.40	1.00	7.00	16.80	
七 等	2.00	5.00	1.80	7.00	4.50	6.00	

(單位圓)

- 一 上記占用料金ハ一年ニ對スル金額トス
- 二 新設道路ノ等級ハ接續道路ノ等級ニ據ル接續道路二以上ニ亘ルトキハ其ノ等級ニ依ル料率ヲ平均シタルモノヲ適用ス
- 三 廣告物ノ爲ノ占用ニシテ廣告物ノ面積力敷地ノ面積ヨリ廣キトキハ廣告物ノ廣告トシテ利用シ得ヘキ面積ニ依ル
- 四 自動車駐車場及自動車用揮發油貯藏庫設備ノ爲ニスル占用料ハ前表第一段ノ金額ノ三倍ヲ超エサル範圍内ニ於テ増額スルコトヲ得
- 五 各等級ノ區域ハ別紙圖面ノ通之ヲ定ム (別紙圖面略)

◎道路占用料ニ關スル件

(大正十四年五月八日) 改(昭和二年三月)
市長 決定 (同) 三年三月

新編入區域ニ屬スル道路占用料ハ道路占用規程第八條但書ニ依リ當分ノ内左記料率ニ依ルモノトス

第一類 道路 道路占用規程、道路占用料ニ關スル件

第一類道 路 道路占用料ニ關スル件、道路占用料ニ關スル件

道路種別	國道			府道			市道		
	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類	甲類	乙類	丙類
區域等級住宅ノ住宅以外ノ工作物	三・六〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	三・六〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・四〇〇	二・〇〇〇	一・七〇〇
廣告物	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
軌道條例ニ依ラサル軌條敷設	七・〇〇〇	五・〇〇〇	四・〇〇〇	七・〇〇〇	五・〇〇〇	四・〇〇〇	六・〇〇〇	四・五〇〇	四・〇〇〇
瓦斯管電	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
電柱、同支柱、同支線	七・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	七・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇	七・〇〇〇	五・〇〇〇	五・〇〇〇

附記

- 一 區域等級ノ甲類、乙類、丙類ハ別紙ノ通りトス(別紙略ス)
- 二 上記占用料金ハ一ヶ年一坪ニ對スル料金トス(單位圓)
- 三 月ヲ以テ占用ヲ許可スル場合ノ料金ハ年額料金ノ十分ノ一トス

◎道路占用料ニ關スル件 (昭和七年七月二十八日 市長 決定)

日覆支柱設置ノ爲ニスル道路占用ニ關シテハ支障ナキ限り從前ノ例ニ從ヒ町内全道日覆ノモノハ特ニ無料トシ自己營業上商品ニ對スル日光直射ヲ防止スル爲ノ部分的日覆設置ハ有料トシ電柱ニ準シ其ノ二分ノ一ヲ以テ料率ト爲シ左ノ通り道路等級ニ據リテ徵收ス(單位圓)

等級	日覆支柱	備考
五等以上	五・〇〇〇	
六等	三・五〇〇	
七等	二・五〇〇	

◎道路占用許可取扱ニ關スル件 (昭和七年六月二十七日 市長 決定)

從來揭示板竝ニ標柱設置ノ爲メニスル道路占用ニ關シテハ交通上其ノ他支障ナシト認メタル場合公益的施設ニ限リ之ヲ許可又ハ承認スル事ニ取扱ヒ來リ候爾來著シク其ノ數ヲ増加シ道路管理上ニ於テモ遺憾ノ點不勘思料セラレ候ニ付キ不得止モノニ限リ自今左記ニ依リ處理スルコトトシ其ノ濫設ヲ防止セムトス

第一類道 路 道路占用料ニ關スル件、道路占用許可取扱ニ關スル件

第一類 道

道路占用許可取扱ニ關スル件、私設共同街路照
明燈設置標準ノ件

四〇

記

- 一 揭示板設置ノ爲メニスルモノニ付キテハ許可又ハ承認セサルモノトス但シ特別ノ事由アリト認メタル場合ハ此ノ限ニアラス
- 二 標柱ハ地上高サ十尺巾一尺以内ノモノニシテ目的公益ニ關スルモノハ之ヲ許可又ハ承認ス但シ記載文字ハ施設名及其ノ位置所在ヲ示ス外他ノ表示ヲ爲ササルモノトス
- 三 標柱揭示板ノ占用料ハ市設ノモノニシテ普通及都市計畫事業經濟ニ屬スルモノヲ除ク外有料トス
- 四 揭示板ノ占用料ハ廣告物ノ例ニ準ス
標柱ニ對シテハ左ノ料率ヲ適用ス而シテ其ノ料金算定ニ付キテハ面積ニ據ラス一本ヲ以テ徵收ノ基準トス五等以上ハ年額一本ニ付キ貳拾圓トシ其ノ他ノモノハ一今年額十二圓トス

◎私設共同街路照明燈設置標準ノ件

(昭和七年九月十二日)
市長 決定

- 一 街路燈ノ設置位置ハ左記ニ據ラシムルコト
歩車道ノ區別アル街路ニ在リテハ歩道内縁石ヨリ〇・七米以内
歩車道ノ區別ナキ街路ニ在リテハ道路境界線ヨリ〇・五米以内
街角ヲ避ケ又既設電柱ヨリ〇・七米以上ヲ隔ツルコト
- (イ)(ロ)(ハ)

- 二 街路燈ノ高サハ最下「グローブ」下端ヨリ地上迄ノ距離四米以上トシ燈器各部ノ出幅(燈柱中心線ヨリ外方へ)ハ光源中心迄ノ高サノ二割以内ヲラシムルコト
- 三 燈基ハ構造堅牢ニシテ體裁優美ナルモノヲ用ヒ之ニ印刻スル標示文字ハ町名團體ノ外ハ掲記セシメサルコト
- 四 燈柱ハ鐵材又ハ鐵筋「コンクリート」ヲ以テ製作スルコト
街路燈ノ型體ハ大體別表ニ據ルヘク其ノ燈基器具ノ様式、意匠、照度、光源ノ高サ、燈基ノ間隔配置等ニ付テハ其ノ都度調査決定スルコト但シ建設者ヲ異ニスル場合ニ在リテモ見透シ得ル街路ニ在リテハ燈基器具ノ様式等可成統一セシムルコト (別表略)

◎地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路竝木敷處分方ノ件

(明治二十四年五月二十二日)
内務省訓令第四六二號

- 一 地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路竝木敷ノ使用ハ自今其ノ費用ヲ負擔スル府縣及市町村ニ於テ處分スヘシ但シ市町村ノ處分ニ係ルモノハ府縣廳ノ認可ヲ請ハシムヘシ
- 二 前項堤塘道路竝木敷使用料及堤塘道路用惡水路土居敷等ニ屬スル竹木其ノ他ノ收益ハ其ノ費用ヲ負擔スル府縣及市町村ノ收入ニ屬スヘシ
- 三 費用ノ主擔定ラサルカ又年々負擔ヲ異ニスル堤塘道路竝木敷用惡水路土居敷等ニ關スル事項ハ府縣廳ニ於テ處分シ其ノ收益ニ屬スルモノハ府縣廳ニ於テ之ヲ徵收シ費用ヲ負擔スル府縣及市町村ニ配付スヘシ
- 四 地盤ノ市町村有ニ屬スル堤塘ノ使用及堤塘ヨリ生スル收益等ハ市町村ノ管理ニ歸セシムヘシ

第一類 道

私設共同街路照明燈設置標準ノ件、地盤ノ官有
ニ屬スル堤塘道路竝木敷處分方ノ件

四一

◎地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路竝木敷使用ニ係ル件

(明治二十四年十二月二十六日) 改(明治二十五年三月訓令第一四號)
 (大阪府訓令第五三號) 正(明治四十五年六月同第一九號)

【郡役所】市役所、町村役場

- 一 地盤ノ官有ニ屬スル堤塘道路竝木敷ニシテ市町村ニ於テ其費用ヲ負擔スルモノハ自今其使用ハ該市町村ニ於テ當廳ノ許可ヲ受ケ處分スヘシ但新ニ使用若クハ繼續使用又ハ使用目的變更ノ認可ヲ請フトキハ別紙書式ニ依ルヘシ (書式略)
- 一 前項堤塘道路竝木敷ニシテ當廳ニ於テ其使用ヲ許可シタルモノノ其使用滿期迄從前ノ儘据置クヘシ
- 一 第一項堤塘道路竝木敷使用料及ヒ堤塘道路用惡水路土居敷等ニ屬スル竹木其他ノ收益ハ其ノ費用ヲ負擔スル市町村ノ收入トナスヘシ
- 一 費用ノ負擔定ラサルカ又ハ年々負擔ヲ異ニスル堤塘道路竝木敷用惡水路土居敷等ニ關スル事項ハ當廳ニ於テ處分シ其收益ニ屬スルモノハ當廳ニ於テ之ヲ徵收シ費用ヲ負擔スル市町村ニ配付スヘシ
- 一 地盤ノ市町村有ニ屬スル堤塘ノ使用及堤塘ヨリ生スル收益ハ市町村ニ於テ管理スヘシ

◎堤防使用料

(明治四十二年四月二十二日市參事會議決) 改(大正十一年一月)
 (同) 年六月二十一日府知事認可) 正(同) 十四年七月)

明治二十四年十二月大阪府訓令第五十三號ニ基ク堤塘使用料

川名	料金(一ヶ年)	川名	料金(一ヶ年)
川	六・〇〇〇	川	六・〇〇〇
難波入堀川	六・〇〇〇	鮎川	六・〇〇〇
逆川	五・〇〇〇	木場川	五・〇〇〇
十三間川	三・〇〇〇	猫間川	三・〇〇〇
鯉江川	三・〇〇〇	細江川	二・〇〇〇
平野川	二・〇〇〇		

(單位圓)

◎新編入區域ニ屬スル堤塘使用料

(大正十四年五月三十日) 市長決 定

新編入區域内堤塘使用料ハ當分ノ内左記標準ニ據リ徵收スルモノトス

第一類 道路 堤防使用料、新編入區域ニ屬スル堤塘使用料

第一類 道路

新編入區域ニ屬スル堤塘使用料、道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件

四四

區域	使用目的		
	宅地	通路、物置、其他	電柱
十三間川沿(東岸)	一坪年額 一・五〇〇	一坪年額 一・〇〇〇	一坪年額 一・〇〇〇
十三間川沿(西岸)	一・〇〇〇	七〇〇	二・〇〇〇
細江川沿	一・〇〇〇	七〇〇	二・〇〇〇
平野川沿	一・〇〇〇	七〇〇	二・〇〇〇

備考

肥料揚場ノ爲ニスル使用ニ對シテハ一坪年額拾錢以内ニ於テ隨時之ヲ決定スルモノトス

(單位圓)

◎道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件

(大正八年十二月六日
內務省令第二三號)

- 第一條 道路臺帳ハ圖書及圖面ヲ以テ之ヲ組成ス
- 第二條 道路臺帳ハ道路ノ種類毎ニ之ヲ調製スヘシ
- 第三條 圖書ニハ路線毎ニ少クモ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ
- 一 路線名

二 路線認定ノ年月日

- 一 路線ノ目的タル起點、終點
- 二 路線ノ主要ナル經過地
- 三 路線ノ延長

四 道路ノ延長

- 一 他ノ工作物ト效用ヲ兼ヌル場合ニ於テハ其ノ區間、延長及工作物ノ種類
- 二 隧道ノ數及延長

五 橋梁ノ數及延長

- 一 渡船場ノ數及延長
- 二 他ノ道路ニ屬スル路線ノ區間及延長

六 道路公用開始ノ年月日

- 一 道路ノ一般幅員、道路ノ最狹幅員及其ノ地點

七 道路ノ最急勾配及其ノ地點

- 一 道路曲線ノ最小半徑及其ノ地點

八 道路ノ最急勾配及其ノ地點

- 一 貨取橋ノ名稱位置及橋錢徵收期限

九 貨取渡船場ノ名稱位置及渡錢徵收期限

- 一 民有ニ屬スル道路敷地ノ地番面積

十 民有ニ屬スル道路敷地ノ地番面積

- 一 平面圖ハ縮尺千二百分ノ一以上トシ附近ノ地形、磁北及梯尺ヲ表示シ少クモ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

十一 平面圖ハ縮尺千二百分ノ一以上トシ附近ノ地形、磁北及梯尺ヲ表示シ少クモ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 道路區域ノ境界線

十二 道路區域ノ境界線

- 一 道路區域ノ境界線

第一類 道路

道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件

四五

第一類 道路 道路法第三十條ノ規定ニ依ル道路臺帳ニ關スル件 四六

- 二 一町毎ノ距離ヲ示シタル道路中心線
- 三 道路幅員ノ著シク變化スル箇所ニ於ケル幅員
- 四 行政區劃名大字名字名及其ノ境界線
- 五 隧溝橋梁及渡船場ノ名稱
- 六 道路元標其ノ他主要ナル道路附屬物
- 七 道路ト效用ヲ兼ヌル他ノ工作物
- 三 縱斷面圖及橫斷面圖ハ必要ナル場合ニ限り之ヲ調製スヘシ
- 四 前項縱斷面圖ノ水準基線ハ已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外陸地測量部水準標ニ準據スヘシ
- 第五條 市道區道及町村道ニ付テハ監督官廳ノ認可ヲ得テ調書及圖面ノ記載事項ノ一部ヲ省略シ又ハ字圖ヲ以テ平面圖ニ代フルコトヲ得
- 第六條 調書及圖面ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ遲滯ナク之ヲ訂正スヘシ

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年四月一日)

◎道路構造令 (大正八年十二月六日) 改(大正十一年十月十四日) 正(内務省令第二四號) 正(内務省令第二六號)

- 第一條 國道ノ有效幅員ハ四間以上ト爲スヘシ
- 2 山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限り其ノ幅員ヲ一間以內縮小スルコトヲ得
- 第二條 府縣道ノ有效幅員ハ三間以上ト爲スヘシ

- 2 山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限り其ノ幅員ヲ三尺以內縮小スルコトヲ得
- 第三條 主要ナル市道ノ有效幅員ハ三間以上ト爲スヘシ(大正十一年十月内務省令第二六號改正)
- 2 山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限り其ノ幅員ヲ一間以內縮小スルコトヲ得
- 第四條 主要ナル町村道ノ有效幅員ハ二間以上ト爲スヘシ
- 2 山地其ノ他特殊ノ箇所ニ限り其ノ幅員ヲ三尺以內縮小スルコトヲ得
- 第五條 前各條第二項ノ規定ニ依リ前各條第一項ニ規定スル最小幅員ヲ縮小スルトキハ相當距離毎ニ待避所ヲ設クヘシ
- 第六條 國道ノ勾配ハ三十分一、府縣道ノ勾配ハ二十五分一ヨリ急ナルコトヲ得ス
- 2 特殊ノ箇所ニ於テハ前項勾配ヲ十五分一迄、山地ニシテ已ムヲ得サル箇所ニ於テハ長四十間以內ニ限り十分一迄ト爲スコトヲ得
- 3 道路ノ勾配力變移スル箇所ニ於テハ相當ノ縱斷曲線ヲ設クヘシ
- 4 坂路長キトキハ相當ノ距離毎ニ五十分一ヨリ緩ナル勾配ヲ有スル相當ノ區間ヲ設クヘシ
- 第七條 國道及府縣道ノ屈曲部中心線ノ半徑ハ三十間以上ト爲スヘシ但シ特殊ノ箇所ニ於テハ六間迄之ヲ縮小スルコトヲ得
- 2 人家連櫛又ハ連櫛スヘキ箇所ノ屈曲部ニ於ケル凸角ハ相當之ヲ剪除シ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 3 半徑二十間以下ノ曲線ハ背向直接ヲ避ケ兩曲線間ニ相當ノ直線ヲ設クヘシ
- 第八條 國道及府縣道ノ車道ノ路面ノ構造ハ車輪ノ輪帶幅一寸ニ付百貫ノ荷重ニ耐フルヲ標準ト爲スヘシ
- 2 歩車道ヲ區別セサル箇所ニ於テハ交通ノ情勢ニ依リ道路幅員ノ一部ニ限り前項ニ規定スル構造

第一類 道路 道路構造令 四七

第一類 道路 道路構造令

ニ依ラサルコトヲ得

第九條 國道及府縣道ノ側溝ノ深及底幅ハ一尺以上ト爲スヘシ

第十條 國道及府縣道ノ路端ノ高ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外水流水面ノ最高水位ヨリ一尺以上ト爲スヘシ

第十一條 國道及府縣道ノ隧道ノ有效幅員ハ三間半以上ト爲スヘシ但シ接續道路ノ有效幅員ニ二尺ヲ加ヘタル幅員迄之ヲ縮小スルコトヲ得

2 隧道内ノ高ハ路面ヨリ十五尺以上ト爲スヘシ但シ特殊ノ箇所ニ限り十三尺迄之ヲ縮小スルコトヲ得

第十二條 國道及府縣道ノ橋梁ノ有效幅員ハ橋長四間未満ノ場合ハ道路ノ有效幅員ト同一ト爲シ

橋長四間以上ノ場合ハ三間以上ト爲スヘシ但シ接續道路ノ有效幅員迄之ヲ縮小スルコトヲ得

第十三條 國道及府縣道ノ橋梁ハ左ニ掲クルモノノ通過ニ耐フル構造ト爲スヘシ

橋面一平方尺ニ付十二貫ニ相當スル群衆但シ徑間ニ應シ相當輕減スルコトヲ得

國道ニ在リテハ二千貫ノ車輛、十二米噸噸壓機

府縣道ニ在リテハ千七百貫ノ車輛但シ主要ナル區間ニ於テハ國道ニ準スヘシ

第十四條 第十一條第二項ノ規定ハ國道及府縣道中上部橫構ヲ有スル橋梁ニ之ヲ準用ス道路カ橋

下ヲ通過スル場合ニ付亦同シ

第十五條 前九條中府縣道ニ關スル規定ハ主要ナル市道及町村道ニ關シ之ヲ準用ス(大正十一年

十月内務省令第二六號改正)

第十六條 本令中府縣道ニ關スル規定ハ地方費道ニ、市道ニ關スル規定ハ主要ナル準地方費道又

ニ規定スル幅員ヲ一間以内縮小スルコトヲ得 (同上)

第十七條 北海道ニ於ケル橋梁ノ有效幅員ハ橋長四間以上ノ木橋ニ限り國道ニ在リテハ十五尺迄

地方費道又ハ主要ナル準地方費道、區道、町村道ニ在リテハ十尺迄之ヲ縮小スルコトヲ得

第十八條 交通ノ情勢ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ得テ前各條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第十九條 街路ノ構造ニ付テハ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年四月一日)

附 則 (大正十一年内務省令第二六號)

本令ハ大正十一年法律第三號第八條、第十一條、第十二條及第六十一條施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

但シ同法附則但書ノ規定ニ依リ別ニ其ノ施行ノ期日ヲ定ムル府縣ニ付テハ其ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎街路構造令

(大正八年十二月六日 内務省令第二五號)

第一條 本令ニ於テ街路ト稱スルハ地方長官ノ指定スル市内及市ニ準スヘキ地域内ニ於ケル道路

ヲ謂フ

第二條 本令ニ於テ廣路ト稱スルハ二十四間以上、一等大路ト稱スルハ十二間以上、二等大路ト

稱スルハ六間以上一等小路ト稱スルハ四間以上、二等小路ト稱スルハ一間半以上ノ幅員ヲ有ス

ル街路ヲ謂フ

第三條 街路ハ車道及歩道ニ區別スヘシ但シ一等小路及二等小路ニ在リテハ之ヲ區別セサルコト

ヲ得

第一類 道路 道路構造令、街路構造令

- 2 街路ノ狀況ニ依リ遊歩道ヲ設ケタルトキハ之ヲ歩道ニ兼用スルコトヲ得
- 3 廣路ニハ必要アルトキハ高速車道又ハ自轉車道ヲ設ケヘシ一等大路ニ付亦同シ
- 第四條 街路ノ各側歩道ノ幅員ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外其ノ街路ノ幅員ノ六分一ヲ下ルコトヲ得ス
- 第五條 車道ノ勾配ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外三十分一ヨリ急ナルコトヲ得ス
- 第六條 街路ノ屈曲部ニ曲線ヲ設ケタルトキハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外其ノ中心線ノ半徑ハ五十間以上ト爲スヘシ
- 第七條 主要ナル街路ノ路面ハ第三條ニ規定スル區別ニ從ヒ適當ナル材料ヲ以テ之ヲ鋪裝スヘシ
- 第八條 車道ハ鋪裝ノ種類ニ應ジ路面ノ排水ニ支障ナキ限度ニ於テ緩ナル横斷勾配ヲ附スヘシ
- 2 側歩道ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外車道ニ向ヒ相當ノ横斷勾配ヲ附スヘシ
- 第九條 歩道ハ車道ヨリ相當之ヲ高クシ車道側ノ境界ニハ縁石ヲ設ケヘシ
- 2 車道ノ兩側ニハ街渠ヲ設ケヘシ
- 3 特殊ノ箇所ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得
- 第十條 街路ノ交會、屈曲其ノ他ノ箇所ニシテ交通上必要アル場合ニ於テハ廣場ヲ設ケヘシ
- 第十一條 交通上必要アル箇所ノ街角ハ相當之ヲ剪除スヘシ
- 2 街角ニ於ケル歩道ノ外側ニハ相當ノ曲線ヲ設ケヘシ
- 3 十字街、丁字街其ノ他ノ箇所ニシテ交通上必要アル場合ニ於テハ安全地帯又ハ連絡地下道ヲ設ケヘシ
- 第十二條 橋詰ニ於ケル街路ノ幅員ハ必要ニ應シ相當之ヲ擴大スヘシ
- 第十三條 遊歩道ニハ竝木ヲ植栽スヘシ交通上支障ナキ場合ニ於テハ歩道ニ付亦同シ

- 2 街路ノ狀況ニ依リ遊歩道及歩道ノ鋪裝ノ一部ヲ縮小シ之ヲ植樹帶、樹苑、花苑又ハ芝生ト爲スコトヲ得廣場ニ付亦同シ
- 3 廣路及一等大路ニハ必要アルトキハ植樹帶ヲ設ケヘシ
- 第十四條 隧道ノ有效幅員ハ六間以上ト爲スヘシ但シ接續街路ノ幅員迄之ヲ縮小スルコトヲ得
- 第十五條 橋梁ノ有效幅員ハ橋長三十間以上ノモノニ在リテハ二等大路以上ハ街路ノ幅員ノ三分二以上、一等小路ハ四間以上ト爲シ其ノ他ノモノニ在リテハ街路ノ幅員ト同一ト爲スヘシ
- 第十六條 主要ナル橋梁ハ不燃質耐久材料ヲ以テ之ヲ築造スヘシ
- 第十七條 橋梁ハ左ニ掲ケルモノノ通過ニ耐フル構造ト爲スヘシ
橋面一平方尺ニ付十五貫ニ相當スル群衆但シ徑間ニ應シ相當輕減スルコトヲ得
三千貫ノ車輛、十五米噸輾壓機
- 第十八條 交通ノ情勢ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ得テ前各條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

附 則

本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年四月一日)

◎街路構造令ノ規定ニ依ル指定 (昭和五年十月十三日 大阪府告示第九二七號)

大正八年十二月内務省令第二十五號街路構造令第一條ノ規定ニ依リ左ノ市ヲ指定ス
大阪市

第一類 道路 街路構造令、街路構造令ノ規定ニ依ル指定

第一類 道路 道路維持修繕令

◎道路維持修繕令(大正十年五月二十八日)改(大正十一年四月内務省令第一〇號)

(内務省令第一五號)正(同十四年九月同)第一六號

第一條 實用路面ノ維持、修繕ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外當初ノ築造方法ニ應シ適當ニ之ヲ執行スヘシ

2 塵埃、泥土、土芝等ハ路面ノ維持修繕ニ之ヲ使用スルコトヲ得ス

3 實用路面ノ築造ニ適合セサル栗石、荒砂利等ハ之ヲ車轍又ハ輪窪ニ填充スルコトヲ得ス

第二條 實用路面ハ其ノ種類ニ應シ適當ナル横斷形狀ヲ保持セシムヘシ

第三條 路肩ハ特殊ノ箇所ヲ除クノ外實用路面ノ横斷勾配ニ準シ之ヲ整理シ路面ノ排水ニ支障ナカラシムヘシ

第四條 必要アル箇所ニハ撒水、注油其ノ他適當ナル處理ヲ爲スヘシ

第五條 路面ハ常ニ之ヲ掃除シ其ノ鋪裝シタル箇所ハ必要ニ應シ之ヲ洗滌スヘシ

2 側溝其ノ他直接道路ノ排水ニ必要ナル施設ハ常ニ注意シテ水行上支障ナカラシムヘシ道路ノ防水ニ必要ナル遮溝等ニ付亦同シ

第六條 實用路面ノ積雪及結氷ハ遲滯ナク之ヲ除却スヘシ但シ雪上ノ交通ヲ便トスル箇所又ハ交通稀ナル箇所ニアリテハ此ノ限ニ在ラス

2 結氷ヲ除却スルコト能ハサル場合ニ於テハ路面ノ危滑防止上適當ナル處理ヲ爲スヘシ

第七條 橋梁ノ各部分ハ常ニ其ノ状態ニ注意シ所定ノ耐力ヲ保持セシムヘシ

塗料ヲ施シタル橋梁ハ相當期間毎ニ之ヲ塗換ヘ其ノ保存ニ注意スヘシ

第八條 駒寄、雪除工等ハ特ニ其ノ保守ニ注意シ異狀アルトキハ直ニ應急ノ處理ヲ爲スヘシ

第九條 道路元標、里程標及道路標識ハ常ニ其ノ保守ニ注意シ必要ニ應シ修繕ヲ爲スヘシ特ニ徐行標、危険標等ノ記號又ハ文字ハ常ニ之ヲ明瞭ナラシムヘシ

第十條 左ニ掲クル事項ハ毎年二回以上之ヲ執行スヘシ

一 法面ニ生スル障植物ノ除却其ノ他法面ノ掃除

二 石垣其ノ他ノ壁面ニ生スル障植物ノ除却

三 橋梁溝橋ノ水行ニ關スル障植物ノ除却

第十一條 出水ノ場合ニ於テハ河川其ノ他水流、水面ノ漂流物ニ注意シ橋梁、溝橋ノ危害豫防上必要ナル處理ヲ爲スヘシ

第十二條 竝木及道路ニ必要ナル樹木ハ之ヲ保護シ必要ニ應シ手入ヲ爲スヘシ街路ニ存スル花苑及芝生ニ付亦同シ

第十三條 2 竝木ニ缺位ヲ生シタルトキハ之ヲ補植スヘシ

一 枯損ニ係ルトキ

二 障碍ニ係ルトキ

三 非常災害又ハ危害防止ノ爲緊急ノ必要アルトキ

2 前項各號ノ場合ニ於テ竝木及道路ニ必要ナル樹木ヲ伐採シタルトキハ其ノ位置、種類、員數、價格竝伐採ノ事由ヲ具シ六ヶ月毎ニ之ヲ監督官廳ニ報告スヘシ

3 障害除却ノ爲必要アルトキハ竝木及道路ニ必要ナル樹木ノ枝打ヲ爲スコトヲ得

第十四條 道路ノ維持及修繕ノ爲道路工夫ヲ常置シ其ノ受持區域ヲ定メ服務セシムヘシ

第十五條 道路修理用材料常置場ヲ設ケ必要ナル材料ヲ保藏スヘシ

第十六條 町村道ニ付テハ前二條ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

第一類 道路 道路維持修繕令

第一類 道路 道路維持修繕令、道路工事執行令

第十七條 街路ノ清潔ヲ保持スル爲必要ナル掃除夫ヲ常置スヘシ
第十八條 本令ニ定ムルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ地方長官之ヲ定ム

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則

◎道路工事執行令

(大正九年十一月八日
內務省令第三六號)

第一條 道路工事執行ノ方法ハ直營及請負トス

第二條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ直營ト爲スヘシ
一 請負ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ請負ニ付スルノ暇ナキトキ
三 請負契約ヲ締結スルコト能ハサルトキ
四 特ニ直營ト爲スノ必要アリト認ムルトキ

第三條 請負ニ付セムトスルトキハ一般競争入札ニ付スヘシ

第四條 左ノ掲ケル場合ニ於テハ三名以上ヲ指名シ競争入札ニ付スルコトヲ得
一 一般競争入札ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ一般競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ
三 一般競争入札ニ付スルモノ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ
四 特ニ指名競争入札ニ付スルノ必要アリト認ムルトキ

第五條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得
一 競争入札ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ
三 競争入札ニ付スルモノ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ
四 豫定價格國道、府縣道、地方費道又ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ市道ニ在リテハ二千圓未滿【郡道】、準地方費道、道路法第十七條但書ノ規定ニ依ラサル市ノ市道又ハ區道ニ在リテハ千圓未滿町村道ニ在リテハ五百圓未滿ナルトキ
五 競争入札ニ付スルコト能ハサルトキ
六 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入札人若ハ請負人又ハ其ノ代理人トナルコトヲ得ス
一 無能力者
二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨濟ヲ了ヘサル者
三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者
五 責付又ハ保釋中ノ者
六 入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二年ヲ經過セサル者

第六條 道路管理者ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市區町村ト請負契約ヲ締結スルコトヲ得ス

第七條 一般競争入札ハ入札期日ヨリ五日前入札ニ必要ナル事項ヲ公告スヘシ

第八條 入札人ハ左ニ掲ケル要件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ道路管理者ニ於テ相當ト認ムル學識經驗ヲ有スル技術者ヲシテ工事ヲ擔當セシムルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第一類 道路 道路工事執行令

第一條 道路工事執行ノ方法ハ直營及請負トス

第二條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ直營ト爲スヘシ
一 請負ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ請負ニ付スルノ暇ナキトキ
三 請負契約ヲ締結スルコト能ハサルトキ
四 特ニ直營ト爲スノ必要アリト認ムルトキ

第三條 請負ニ付セムトスルトキハ一般競争入札ニ付スヘシ

第四條 左ノ掲ケル場合ニ於テハ三名以上ヲ指名シ競争入札ニ付スルコトヲ得
一 一般競争入札ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ一般競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ
三 一般競争入札ニ付スルモノ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ
四 特ニ指名競争入札ニ付スルノ必要アリト認ムルトキ

第五條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得
一 競争入札ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ
三 競争入札ニ付スルモノ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ
四 豫定價格國道、府縣道、地方費道又ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ市道ニ在リテハ二千圓未滿【郡道】、準地方費道、道路法第十七條但書ノ規定ニ依ラサル市ノ市道又ハ區道ニ在リテハ千圓未滿町村道ニ在リテハ五百圓未滿ナルトキ
五 競争入札ニ付スルコト能ハサルトキ
六 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入札人若ハ請負人又ハ其ノ代理人トナルコトヲ得ス
一 無能力者
二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨濟ヲ了ヘサル者
三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者
五 責付又ハ保釋中ノ者
六 入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二年ヲ經過セサル者

第六條 道路管理者ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市區町村ト請負契約ヲ締結スルコトヲ得ス

第七條 一般競争入札ハ入札期日ヨリ五日前入札ニ必要ナル事項ヲ公告スヘシ

第八條 入札人ハ左ニ掲ケル要件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ道路管理者ニ於テ相當ト認ムル學識經驗ヲ有スル技術者ヲシテ工事ヲ擔當セシムルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第一類 道路 道路工事執行令

第一條 道路工事執行ノ方法ハ直營及請負トス

第二條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ直營ト爲スヘシ
一 請負ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ請負ニ付スルノ暇ナキトキ
三 請負契約ヲ締結スルコト能ハサルトキ
四 特ニ直營ト爲スノ必要アリト認ムルトキ

第三條 請負ニ付セムトスルトキハ一般競争入札ニ付スヘシ

第四條 左ノ掲ケル場合ニ於テハ三名以上ヲ指名シ競争入札ニ付スルコトヲ得
一 一般競争入札ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ一般競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ
三 一般競争入札ニ付スルモノ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ
四 特ニ指名競争入札ニ付スルノ必要アリト認ムルトキ

第五條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得
一 競争入札ニ付スルヲ不當ト認ムルトキ
二 急施ヲ要シ競争入札ニ付スルノ暇ナキトキ
三 競争入札ニ付スルモノ入札人ナキトキ又ハ落札人ナキトキ
四 豫定價格國道、府縣道、地方費道又ハ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ市道ニ在リテハ二千圓未滿【郡道】、準地方費道、道路法第十七條但書ノ規定ニ依ラサル市ノ市道又ハ區道ニ在リテハ千圓未滿町村道ニ在リテハ五百圓未滿ナルトキ
五 競争入札ニ付スルコト能ハサルトキ
六 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ入札人若ハ請負人又ハ其ノ代理人トナルコトヲ得ス
一 無能力者
二 破産若ハ家資分散ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者又ハ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨濟ヲ了ヘサル者
三 六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
四 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者
五 責付又ハ保釋中ノ者
六 入札又ハ請負ニ關シ不正ノ行爲アリタル後二年ヲ經過セサル者

第六條 道路管理者ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外市區町村ト請負契約ヲ締結スルコトヲ得ス

第七條 一般競争入札ハ入札期日ヨリ五日前入札ニ必要ナル事項ヲ公告スヘシ

第八條 入札人ハ左ニ掲ケル要件ヲ具備スルコトヲ要ス但シ道路管理者ニ於テ相當ト認ムル學識經驗ヲ有スル技術者ヲシテ工事ヲ擔當セシムルモノニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

第一類 道路 道路工事執行令

第一類 道路 道路工事執行令

- 一 引續キ二年以上土木請負業ニ従事スルコト
 - 二 其ノ他地方長官ノ定ムル要件
- 第九條 入札ヲ爲サムトスル者ハ入札金額ノ百分ノ三以上ノ入札保證金ヲ納付スヘシ但シ指名競争入札又ハ豫定價格二千圓未滿ノ工事ニ付テハ之ヲ減免スルコトヲ得
- 第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル入札ハ之ヲ無効トス
- 一 本令、本令ニ基キテ發スル命令又ハ道路管理者ノ定ムル入札條件ニ違反シタルトキ
 - 二 入札人又ハ其ノ代理人ニ以上ノ入札ヲ爲シタルトキ
 - 三 入札人協定シテ入札ヲ爲シタルトキ
 - 四 入札ニ際シ不正ノ行爲アリタルトキ
- 第十一條 入札人中豫定價格以內ニシテ豫定價格ノ三分二ヲ下ラサル最低價格ノ入札ヲ爲シタル者ヲ以テ落札人トス但シ設計附入札ニ在リテハ設計及入札金額ニ依リ落札人ヲ定ム
- 第十二條 落札人ナキトキハ直ニ再入札ニ付スルコトヲ得
- 第十三條 落札人前項ノ期間内ニ請負契約ヲ締結セサルトキハ落札ハ其ノ效力ヲ失フ
- 第十四條 請負人ハ請負金額ノ百分ノ十以上ノ契約保證金ヲ納付スヘシ但シ指名競争入札又ハ隨意契約ノ方法ニ依リ請負契約ヲ締結スル場合ニ在リテハ之ヲ減免スルコトヲ得
- 第十五條 入札保證金及契約保證金ハ國債證券、地方債證券、勸業債券、農工債券、拓殖債券、興業債券其ノ他道路管理者ニ於テ適當ト認ムル有價證券ヲ以テ代用スルコトヲ得

- 2 前項ノ場合ニ於テ國債證券ハ其ノ額面金額ニ依リ其ノ他ハ該地方ニ於ケル前月市場價格ノ十分八ヲ以テ之ヲ換算ス
- 第十五條 入札保證金ハ入札終了後之ヲ還付ス但シ落札人ニ對シテハ契約保證金納付ノ際之ヲ還付ス
- 第十六條 契約保證金ハ工事完成後之ヲ還付ス但シ契約ニ依リ擔保義務終了迄其ノ全部又ハ一部ヲ留保スルコトヲ得
- 第十七條 請負人ハ道路管理者ノ承諾ヲ得シテ工事ノ執行ヲ他人ニ委託スルコトヲ得ス
- 第十八條 請負人ハ工事ノ執行ニ付道路管理者ノ指揮監督ニ從フヘシ
- 第十九條 請負人ハ工事竣功シタルトキ道路管理者ノ検査ヲ受クヘシ
- 第二十條 請負人天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ契約期間内ニ工事ヲ竣功スルコト能ハサルトキハ道路管理者ニ期間ノ延長ヲ求ムルコトヲ得
- 第二十一條 契約期間内ニ工事ヲ竣功セサルトキハ遅延日數一日ニ付請負金額千分一ノ違約金ヲ徴收ス
- 第二十二條 前條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ工事ノ既成部分ニ對シ道路管理者ニ於テ

第一類 道路 道路工事執行令

第一類 道路 道路工事執行令、道路ニ關スル工事取締ニ關スル件 五八

相當ト認ムル金額ヲ交付ス契約無効ノ場合亦同シ

第二十三條 入札ニ付不正ノ行爲アリタルトキ又ハ第十二條第二項ノ規定ニ依リ落札其ノ效力ヲ失ヒタルトキハ入札保證金ヲ沒收ス

2 第二十一條ノ規定ニ依リ契約ヲ解除シタルトキハ契約保證金ヲ沒收ス請負人ノ責ニ歸スヘキ事由ニ依リ契約無効トナリタル場合亦同シ

3 前二項ノ規定ニ依リ沒收シタル保證金ハ道路管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

第二十四條 道路管理者ハ請負人ニ對シ工事ノ出來形ニ相當スル金額ノ十分八以内ノ假拂ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 本令ニ規定セサル事項ハ地方長官ノ定ムル所ニ依ル

第二十六條 道路法第十八條第二項ノ規定ニ依ル管理者竝道路管理者ニ非サル者ニ於テ工事ヲ執行スル場合及北海道拓殖費ヲ以テ工事ヲ執行スル場合ハ本令ヲ適用セス

第二十七條 本令ハ工事ニ要スル物件ノ購入、借入又ハ勞力供給ノ場合ニ之ヲ準用ス

附 則
◎道路ニ關スル工事取締ニ關スル件 (大正十一年七月二十六日發土第八七號) (各地方長官宛、土木局長通牒)

道路ニ關スル工事ハ管理者ニ於テ之ヲ執行スルト其ノ他ノ者ニ於テ管理者ノ許可承認ヲ受ケ之ヲ執行スルトヲ問ハス其ノ施行ニ當リテハ力メテ道路交通上ニ支障ヲ生セサラシムヘキハ勿論ノ義

ニ有之候處往々右ノ趣旨ニ副ハサルモノモ有之道路利用上遺憾少カラサルニ付自今左記要項ニ依リ措置相成候様致度尙此旨管下道路管理者ニモ御通達相成度

- 一 各起業者カ道路ノ同一箇所ニ於テ各自各別ニ工事ヲ施行スルカ如キコトナキ様豫メ計畫ヲ定メ協定ノ上同時ニ施工スルコト
- 二 道路ノ掘鑿ハ作業上支障ナキ限り可成其ノ範圍ヲ狭小ナラシメ且同時ニ長區間ニ亘リ施行セサルコト尙其ノ工事ハ成ルヘク之ヲ敏速ナラシムルコト
- 三 道路ヲ横斷シテ掘鑿スル場合ハ一側ノ掘鑿ヲ終リ之ニ完全ナル棧橋ヲ架設シタル後他側ノ掘鑿ヲ爲スコト但シ二部ニ分チ施工シ能ハサルトキハ夜間交通杜絶シタル後ニ於テシ日出前迄ニ棧橋ヲ架設スルコト
- 四 人家ノ軒先ニ接近シテ道路ヲ掘鑿スル場合ハ居住者ノ出入ヲ妨ケサル様棧橋ヲ架設スルコト
- 五 掘鑿土砂ハ交通ニ支障ナキ場所ニ搬出シ掘坑附近ニハ成ルヘク之ヲ堆積シ置カサルコト
- 六 掘坑ノ周圍ハ勿論掘鑿土砂又ハ工用物品ヲ置キタル箇所ニハ通行人ニ危険ヲ及ホササル様柵其ノ他ノ設備ヲ爲シ且夜間ハ注意燈ヲ點スルコト
- 七 市内ノ主要ナル道路其ノ他交通頻繁ナル道路ニ於テ工事ヲ執行スルニ當リテハ其ノ工事施行箇所ニ工事施行期間及起業者名(起業者カ府縣又ハ市ナルトキハ其ノ工事ヲ擔當スル部局名)ヲ榜示セシムルコト尙請負者ヲシテ工事ヲ執行セシムルトキハ請負者名ヲモ併記セシムルコト
- 八 道路ノ掘坑ハ成ルヘク速ニ埋戻ヲ爲スコト
- 九 道路埋戻ノ際ハ舊道路ノ構造ト同等以上ニ復舊スルコト但シ特別ナル工法ヲ以テ鋪裝セル道路ノ路面工事ハ起業者ノ負擔ニ於テ道路管理者之ヲ施行スルコト

◎土木工事取締規則

(明治三十四年八月十九日) 府令第一〇八號

改(明治四十五年七月府令第六四號、大正七年八月同第七〇號、九年六月) 正(同第五五號、十五年六月同第六八號、昭和三年十一月同第六九號)

第一條 左ニ掲クルモノノ新築、改築、増築、變更、除却若ハ廢止ヲ爲サムトスル者ハ特別ノ規定アルモノヲ除クノ外本則ニ依リ大阪府知事ノ許可ヲ受クヘシ

一 港灣、埠頭、船渠、河川、堤防、水制、護岸、運河、用惡水路、溝渠、堰埭、樋閘、溜池、沿岸物揚場

二 道路、橋梁、暗渠 (昭和三年十一月府令第六九號改正)

三 海面、港灣、河川、運河、用惡水路、溝渠ヨリ引水シ若ハ之ニ注水スル工事又ハ海面、港灣、埠頭、河川、堤防、運河、幅員一間以上ノ用惡水路及溝渠ノ敷地ニ固着シ若ハ之ヲ横過

シ若ハ其ノ地下及床下ニ於テ施設スルモノ

2 港灣、河川ノ浚疏ハ其ノ變更工事ト看做ス但シ其ノ維持修繕費ヲ負擔スル公共團體ニ於テ施行スル場合ハ出願ヲ要セス

第二條 左ニ掲クル工事ニハ第五條第三號第八條ヲ除クノ外本則ノ規定ヲ準用ス

一 堤防、掘鑿工事

二 私費ヲ以テ施行スヘキ堤防、護岸若ハ水制又ハ沿岸物揚場ノ修繕工事

2 堤防ノ嵩置若ハ腹付ハ修繕工事ト看做ス

第三條 堰埭、樋閘、橋梁ノ修繕工事ヲ爲サムトスル者ハ第四條ニ準シ其ノ設計書ヲ添付シ少ク

トモ起工三日前ニ届出ツヘシ

第四條 第一條ノ願書ニハ左ノ事項ヲ記載シ願人之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

一 所屬ノ郡市區町村大字及字名

二 種類及名稱

三 事由及目的

四 潰地アルモノハ其ノ處分

五 願人ノ氏名、住所若願人カ法人ナルトキハ其ノ名稱及代表者

六 代理人ニ依リテ出願スルトキハ其ノ氏名、住所

第六條 願書ニハ左ノ書類及圖面ヲ添付スルコトヲ要ス

一 設計書及圖面

但シ廢止願書ニハ設計書ノ添付ヲ要セス

二 潰地アルモノハ其ノ段別取調書

三 參考書

但シ第十條ノ事項ヲ願書若ハ圖面中ニ記載シタルトキ及輕易ノ工事ニハ添付セサルモ妨ケナシ

四 代理人ニ依リテ出願スルトキハ其ノ權限ヲ證スル書面

五 公共團體ノ出願スル場合ニ於テ官廳ノ許可又ハ其ノ議會ノ議決ヲ要スヘキ事項ニ付テハ其ノ許可書ノ謄本又ハ議決ノ年月日及事項ヲ記載シタル書面

第六條 設計書ニハ工事ノ位置、工法、材料及數量並工費ヲ記載スルコトヲ要ス但シ輕易ノ工事

第一類 道 路 土木工事取締規則

第一類 道路 土木工事取締規則

ニハ工費ヲ記載セサルモ妨ケナシ

第七條 圖面ハ實測ニ因リ左ノ方法ヲ以テ平面及縱橫斷面ニ調製スルコトヲ要ス但シ輕易ノ工事は見取圖ノミニテモ妨ケナシ

一 平面圖ハ縮尺六千分ノ一ヨリ大ニシテ工事計畫區域ノ全部及其ノ附近ノ形狀ヲ示スヘシ

二 縱斷面圖ノ橫線ハ平面圖ト同一ノ縮尺トナシ其ノ縱線ハ橫線縮尺ノ凡ソ十倍トシ土地ノ起伏ヲ示スヘシ

三 橫斷面圖ハ縮尺二百分ノ一ヨリ大ニシテ土地ノ高低ニ應シ三十間以内ノ距離毎ニ之ヲ示スヘシ

四 工作物ノ圖面ハ縮尺二百分ノ一ヨリ大ニシテ其ノ構造及材質、寸法ヲ示シ尙其ノ必要アルモノハ構造ノ細部ヲ示スヘシ

五 前各號ノ圖面ニシテ水利ニ關スルモノハ洪水位、常水位、低水位若ハ滿潮位、干潮位、土工ニ關スルモノハ勾配及曲線ノ半徑等其ノ計畫ニ關スル要領ヲ記載スヘシ

第八條 實測圖及設計書ニハ其ノ調製者ヲシテ之ニ署名捺印セシムルコトヲ要ス

第九條 潰地段別取調書ニハ官民有ノ區分、郡市區町村大字及字名、地番號、地目、元段別、潰地段別並民有地ニ在リテハ其ノ所有者ノ氏名、住所ヲ記載スルコトヲ要ス

第十條 參考書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス特ニ記載ヲ命セラレタル事項アルトキ亦同シ増築、變更若ハ除却スルトキハ其ノ現狀ヲモ併記スルコトヲ要ス

一 港灣、埠頭、船渠ハ最高最低ノ潮水位

二 河川、運河ハ水源、流末、常水位、洪水位、流水勾配

三 堤防ハ長、高、馬踏幅、敷幅、表裏勾配、土質

四 道路ハ長、幅、勾配、曲線、半徑並ニ市街地建築物法施行ノ區域内ニ在リテハ建築線指定ノ年月日及番號(昭和三年十一月府令第六九號追加)

五 橋梁ハ種類、徑間ノ長、幅、橋脚ノ數及其ノ材質

六 溜池、用惡水路、溝渠ハ灌溉段別、惡水排除段別、面積、長、幅、水源、流末

七 堰埭、樋閘ハ其ノ構造、寸法、材質、灌溉段別、惡水排除段別

八 海面、港灣、河川、運河、用惡水路、溝渠ヨリ引水シ若ハ之ニ注水スル工事ハ其ノ水量

九 許可ノ日ヨリ起算シ工事着手ニ至ル期間

十 工事着手ノ日ヨリ起算シ其ノ竣工ニ至ル期間

第十一條 工事ヲ許可スルニ方リ保證金ヲ納付セシムルコトアルヘシ

第十二條 許可ヲ受ケタル者ニ工事竣功後ノ瑕疵擔保ノ義務ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第十三條 左ノ場合ニ於テハ許可ヲ取消シ若ハ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ既設ノ工作物ヲ改築若ハ變更セシメ又ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リテ生スル

一 願書若ハ添付ノ書類及圖面ニ虛偽若ハ錯誤ノ事實アリタルトキ

二 本則ノ規定若ハ許可ノ條件ニ違反シタルトキ

三 工事施行中若ハ施行後ニ於テ他ノ障礙ヲ加ヘ又ハ加ヘムトスル虞アルトキ

四 公害ヲ生シ若ハ之ヲ發見シ其ノ他公益ノ爲必要ト認ムルトキ

第十四條 天災地變其ノ他正當ノ事由ニ依リ指定期限内ニ工事ニ着手又ハ竣工スルコト能ハサル

第一類 道路 土木工事取締規則

第一類 道 路 土木工事取締規則

- トキハ期限後三十日以内ニ出願スルニ於テハ延期ヲ許可スルコトアルヘシ
- 第十五條 本則ニ依リ與ヘタル許可ニ依リテ生スル工事施行權ハ更ニ許可ヲ受ケルニ非サレハ之ヲ他人ニ移スコトヲ得ス
- 第十六條 本則ノ規定又ハ許可ノ條件ニ違反シタル者ハ大阪府知事ノ命スル所ニ從ヒ其ノ違反ニ因リテ生シタル事實ヲ更正シ且其ノ違反ニ因リテ生スヘキ損害ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ヲ爲スコトヲ要ス
- 第十七條 工事竣功後ノ維持修繕ハ特ニ命セラレタル者アル場合ヲ除クノ外許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス
- 第十八條 本則ノ規定及許可ノ條件ニ依リテ生スル義務ハ其ノ權利ノ移轉ト共ニ其ノ承繼者ニ移屬ス
- 第十九條 共同シテ許可ヲ受ケタル者ノ本則ノ規定及許可ノ條件ニ依リテ生スル義務ハ各連帶ノ負擔トス
- 第二十條 許可ヲ受ケタル後其ノ設計ヲ變更セムトスル者ハ更ニ許可ヲ受ケヘシ
- 第二十一條 許可ヲ受ケタル者工事ニ着手シタルトキハ即日其ノ旨届出テ工事竣功シタルトキハ二日以内ニ届出テ其ノ検査ヲ受ケヘシ但シ三日以内ニ竣功スル工事ハ其ノ着手ノ届出ヲ要セス
- 第二十二條 工事中又ハ竣功後許可シタル設計書若ハ圖面ニ違反シタルト認ムルトキハ其ノ改築若ハ補修ヲ命スルコトアルヘシ
- 第二十三條 本則ノ規定又ハ許可ノ條件ヲ遵守スル爲ニ要スル費用ハ許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス

- 第二十四條 本則ニ依リ提出スル願書又ハ届書ハ所轄市區役所又ハ町村役場及所轄本府土木部出張所ヲ經由スヘシ (昭和三年十一月府令第六九號改正)
- 第二十五條 第一條ニ違反シタル者ハ大阪府知事ノ命スル期間内ニ原形ニ回復スルコトヲ要ス
- 2 前項ノ場合ニ於テ原形喪失シタルトキハ大阪府知事ノ命スル程度ニ從ヒ回復スルコトヲ要ス
- 第二十六條 地方鐵道法第十六條又ハ軌道法ノ特許ニ依リ必要ヲ生シタル工事ニ就テハ第二十四條ヲ除クノ外本則ノ規定ヲ準用ス (同上改正)
- 第二十七條 第一條乃至第三條及第二十條ノ規定ニ違反シタル者又ハ詐僞ノ方法ニヨリ本則ノ許可ヲ受ケタル者ハ五十圓未滿ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス (同上)
- 第二十八條 削除 (同上)

附 則

- 第二十九條 本則ハ明治三十四年九月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第三十條 本則施行前ニ施設シタル第一條ニ該當スルモノニシテ公害ヲ生シ若ハ之ヲ發見シ其ノ他公益ノ爲ニ必要ト認ムルトキハ大阪府知事ハ其ノ改築、増築、變更若ハ除却ヲ命スルコトアルヘシ
- 第三十一條 本則施行前許可ニ附シタル條件ハ本則ノ規定ニ抵觸セサル程度ニ於テ效力ヲ有ス
- 第三十二條 明治十八年十二月甲第百十九號達堤防取締規則中第三條第六條及明治十九年十月大阪府令第二十六號中第三條及第四條中「及土地掘鑿シタルモノ」ノ十字ヲ削除ス
- 第三十三條 明治三十一年三月大阪府令第二十一號ハ之ヲ廢止ス

第一類 道 路 土木工事取締規則

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 六六

◎道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件

(大正十二年一月九日) 改(昭和二年一月) 正(第達第五號)

第一條 道路ノ占用ヲ許可又ハ承認ヲ爲ス場合並道路工事又ハ道路工事ニ非ラサル本市路面掘鑿

工事(路面ニ加工スル場合ヲ含ム)ノ施行ニ關シテハ法令其ノ他規定アルモノノ外本則ニ準據ス

第二條 道路ノ占用ヲ許可又ハ承認ヲ爲ス場合並道路工事又ハ路面掘鑿工事ノ施行ニ關シテハ別

紙第一號乃至第三號様式ニ依リ豫メ本市關係部並所轄警察官署ニ照復スルコトヲ要ス但シ事ノ

急ヲ要スル場合若ハ重大ナラサル工事ニシテ慣例アルモノハ口頭又ハ電話ヲ以テ協議スルコト

ヲ得

2 占用ノ許可又ハ承認若ハ輕易ナル工事ニシテ取扱上慣例アルモノハ前項ノ手續ヲ省略スルコト

ヲ得

3 本市各部間ニ在リテハ時宜ニ依リ照復ヲ略シ合議トナスコトヲ得

第三條 本市港灣部主管ニ屬スル地域内ニ於ケル道路ノ占用ノ許可又ハ承認ノ事務ハ前條ニ依リ

港灣部ニ於テ處理スルモノトス

第四條 工事ニ關シ材料置場、監督者詰所等ノ設置ノ爲メ其ノ他工事ニ關シ道路ヲ占用セムトス

ル場合ニハ第二條ノ規定ヲ準用ス但シ主體工事ト共ニ第二條ノ手續ヲ了シタルトキハ此ノ限ニ

在ラス

第五條 路面掘鑿工事ハ關係部ニ照復又ハ合議ヲ爲シタルト否トニ拘ラス工事着手前主務部ヨリ

別紙第四號様式ニ依リ土木部ニ通知スルヲ要ス但シ事ノ輕易ナルモノハ此ノ限ニ在ラス

第六條 道路工事、路面掘鑿工事ニシテ請負契約ニ係ル場合ハ該契約條項中ニ大正十一年七月内

務省發土第八十七號中必要條項並本府令交通取締規則【第十條】ノ規定ヲ遵守スヘキ旨ヲ附加ス

第七條 道路工事ノ爲通行ノ禁止又ハ制限ヲ爲サムトスルトキハ別紙第五號様式ノ榜示ヲ其ノ前

後ニ爲スヘシ但シ夜間ニ在リテハ榜示ノ外適當ナル燈火ヲ點スルコトヲ要ス

第八條 路面掘鑿工事ノ爲通行ノ禁止又ハ制限ヲ爲サムトスルトキハ所轄警察官署ヨリ通行制限

ノ榜示ヲ受クヘシ但シ豫メ所轄警察官署ノ承認ヲ受ケ別紙第五號様式ノ榜示ヲ爲スコトヲ得

第九條 道路工事並路面掘鑿工事中ハ其ノ施行現區間ノ兩端ニ別紙第六號様式ノ榜示ヲ爲スコト

ヲ要ス

第十條 道路ノ掘坑ハ速ニ埋戻ヲナスヘシ直ニ埋戻ヲ爲ササルトキ又ハ掘鑿土砂積置箇所等ニハ

柵其ノ他危険豫防ノ設備ヲ爲スノ外夜間ハ注意燈ヲ其ノ前後若ハ適當ナル箇所ニ點スヘシ

第十一條 工事ニ關係スル本市吏員並工夫ヲ監督スル常備、組頭等ハ現場ニ於テハ之カ標識ヲ被

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 六七

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 六八

半紙四ツ切形 第一號様式

大正 年 月 日 大阪市(土木)部長
警察署長殿

道路占用(電纜埋設)ノ件照會

標記ノ件別紙ノ通(何某)ヨリ願出候ニ付交通上支障ノ有無折返シ回答相成度及御協議候也

追テ別紙ハ返戻相成度候也

便宜關係警察署へ回附相成度候也

備考(一)本様式中括弧ハ記載例ヲ示ス
(二)警察以上ニ涉ラサルモノハ追書中ノ關係事項ヲ抹削スルコト

半紙四ツ切形 第二號様式

照會 (大正) 年 月 日	回答 (大正) 年 月 日
(市電道)部 御中	部 御中
件	件

標記ノ件別紙ノ通願出候ニ付支障ノ有無折返シ御回答相成度候也

美濃紙 第三號様式

(大正) 年 月 日 大阪市(土木)部長
警察署長殿

道路(掘鑿)工事ノ件照會

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 六九

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 七〇

工事ノ種別	(道路新設、修繕、鋪裝、改良下水、水道敷設、電氣回線敷設等)		
場所	施行場所ヲ五區ニ分チ一區域ヲ何間トシテ該區域ヲ終了スル毎ニ次ノ區域ニ移ル云々等		
方法	地形上又ハ工事技術上已ムヲ得スシテ一區域カ協議區間以上ニ涉ル場合ハ其ノ事由ヲ録スルコト		
期限	直營ノ場合ハ「大阪市土木部工務課北部出張所直營」		
直營ノ別	請負ノ場合ハ「何々會社」事務所ハ「大阪市東區何町何番地」		
現場監督者			
備考			

右工事施行致度候處支障ノ有無折返シ回答相成度此段及御協議候也

備考 (一) 括弧ハ記載例ヲ示ス

(二) 通行ヲ禁止シ又ハ制限セムトスル場合ハ備考欄ニ之ヲ附記スルヲ要ス

(三) 工事ニ關シ材料置場、監督者詰所等設置ノ爲道路ヲ占用セムトスルトキハ成ルヘク備考欄ニ之ヲ附記シ第四條ノ取扱ヲ省略スルヲ要ス

半紙四ツ切形 第四號様式

(大正) 年 月 日

何々部

道路管理者 大阪市長殿

(道路掘鑿) 工事通知

工事種別	
工事場所	(町名及區間ヲ記載スルコト)
施工期間	
直營、請負ノ別	(直營) (請負)
現場監督者職氏名	

備考 (一) 工事種別ノ項ハ「道路」「橋梁」「下水改良」「水道」「軌道回線」「電纜埋設」等ニ區別スルコト

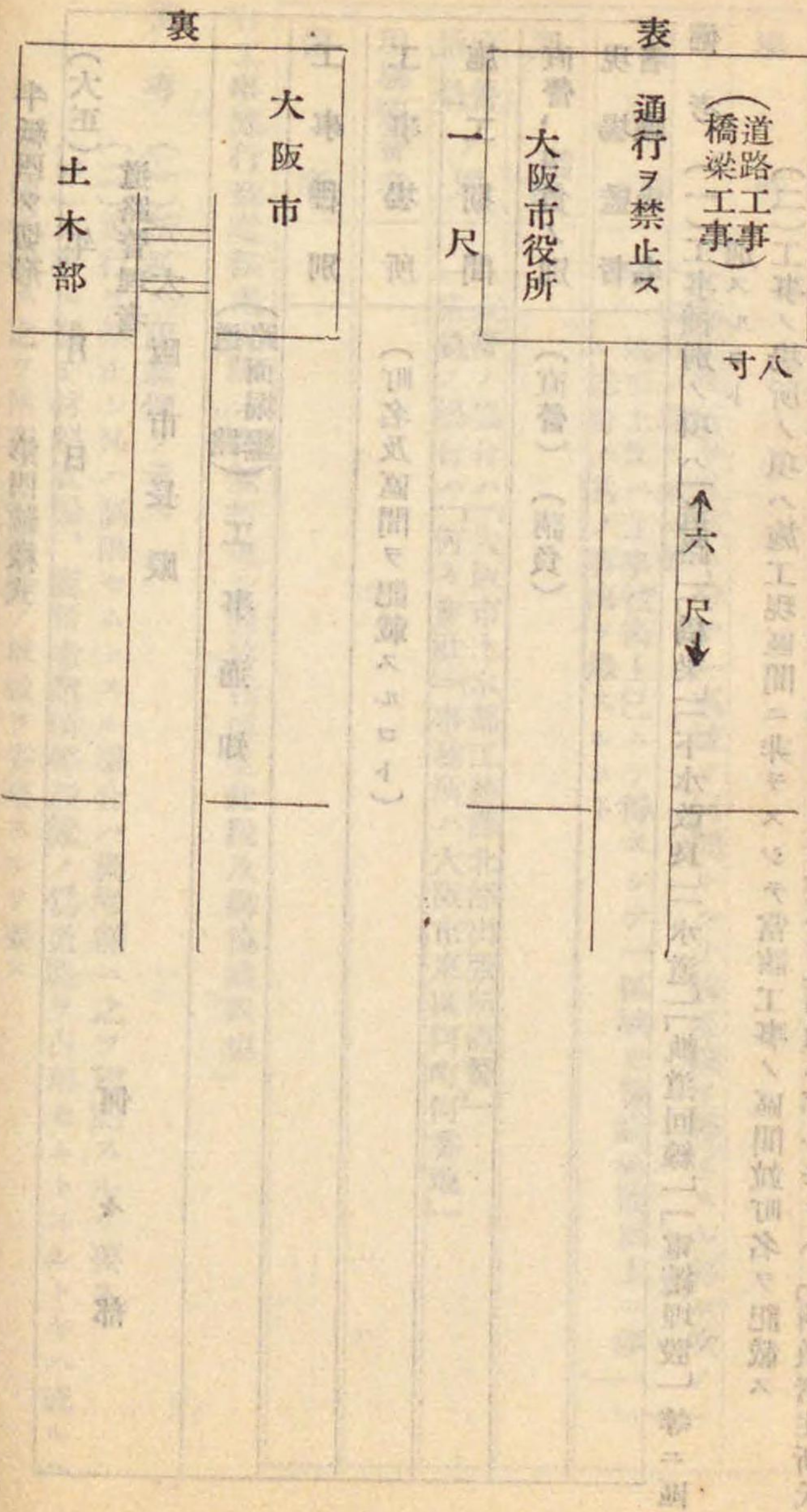
(二) 工事ノ場所ノ項ハ施工現區間ニ非ラスシテ當該工事ノ區間並町名ヲ記載ス

(三) 直營、請負ノ別ノ項ハ直營ニ係ルモノハ「直營」請負ニ係ルモノハ「請負者住所氏名」ト記載ス但シ法人ノ請負ニ係ルトキハ法人ノ所在地ハ之ヲ記載スルヲ要セス

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 七一

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 七二

第五號様式



備考 (一) 道路工事ノ爲通行禁止ヲ爲ス場合ノ榜示主題ノ用字形式ハ左ノ通トス

イ、人、牛、馬、諸車ノ通行ヲ禁止スル場合

「通行ヲ禁止ス」

ロ、牛、馬、諸車ノ通行ヲ禁止スル場合

「牛、馬、諸車ノ通行ヲ禁止ス」

ハ、歩車道ノ片側ノ通行ヲ禁止スル場合

「歩道(車道)片側通行ヲ禁止ス」

「歩道(車道)片側牛、馬、諸車ノ通行ヲ禁止ス」

ニ、歩車道ノ區別ナキ道路ニ於テ其ノ片側ノ通行ヲ禁止スル場合

「片側通行ヲ禁止ス」

「片側牛、馬、諸車ノ通行ヲ禁止ス」

(二) 括弧ハ記載例ヲ示ス

(三) 第八條但書ノ榜示ハ本號様式中表面「大阪市役所」トアルヲ「大阪府」ト爲シ裏面ヲ

記載セサルコトニ改ムルノ外本號ノ様式竝備考ニ準據スルモノトス

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 七三

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件 七四
第六號様式

表

(工事ノ種別) (工事ノ場所) (工事ノ期間) (直營請負ノ別) (請負ノ場合ハ住所氏名)	(所屬部名)	道路鋪裝工事 場所 自信濃橋交叉點 至 木津川橋 期間 自大正十二年一月八日 至同 年四月八日 請負者 大阪市西區何町 何丁目 何 某 大阪市土木部
		六尺

例

備考 (一) 工事種別ノ項ハ道路、橋梁、下水改良、水道、軌道回線、電纜埋設等ニ區別スル
コト

(二) 工事ノ場所ノ項ハ施工現區間ニ非ラスシテ當該工事ノ區間ヲ可及的簡單明白ニ記載ス

(三) 直營、請負ノ別ノ項ハ直營ニ係ルモノハ「直營」請負ニ係ルモノハ「請負者住所氏名」ト記載ス但シ法人ノ請負ニ係ルトキハ法人ノ所在地ハ之ヲ記載スルヲ要セス

◎道路境界明示規程 (大正十二年二月二十五日 大阪市告示第七號)

第一條 道路法ニ依リ國道府縣道及市道トシテ路線ノ認定ヲ爲シタル道路並其ノ附屬物ノ接續地ニ工作物ヲ新設、改築、増築、變更又ハ大修繕ヲ爲シ若ハ其ノ他ノ事由ニ因リ當該地域ノ境界明示ヲ受ケムトスル者ハ左記ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出ツヘシ

一 明示位置ノ地先町名、地番

二 明示ヲ受ケムトスル事由ノ概要

三 出願者ノ住所氏名

四 附近見取圖(明示線ハ朱記スルコトヲ要ス)

第二條 境界明示ヲ受ケタル事由カ工作物ノ新設、改築、増築、變更又ハ大修繕ノ場合ニ在リテハ當該工事ノ竣成後七日以内ニ當廳ニ届出ツヘシ

第一類 道路 道路占用、道路工事及路面掘鑿工事施行ニ關スル件
道路境界明示規程

第一類 道路 道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依ル道路ニ
關スル費用負擔ノ件 七六

◎道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依ル道路ニ關スル費用負擔ノ件

(大正十一年八月十八日 勅令第三八六號)

第一條 主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル國道其ノ他主務大臣ノ指定スル國道ヲ除クノ外國道ノ新設
又ハ改築ニ要スル費用ノ一部ヲ道路法第三十三條第三項ノ規定ニ依リ管理者タル行政廳ノ統轄
スル公共團體ヲシテ負擔セシムルトキハ内務大臣ハ豫算額ニ依リ其ノ負擔基本額及負擔額ヲ定
メ當該公共團體ニ通知スヘシ
2 公共團體前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ内務大臣ノ指定スル期間内ニ其ノ負擔額ヲ國庫ニ納付ス
ヘシ

第二條 前條ノ負擔基本額ハ國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ヨリ道路法第四十三條ノ規定ニ依
リ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入ニ歸スル負擔額ヲ控除シタル額トス但シ道路會
議ノ諮問ヲ經テ道路法第三十九條ノ規定ニ依ル負擔額及第四十一條ノ規定ニ依ル道路ニ關スル
工事ノ費用ヲ負擔スル者ノ負擔額ニ限リ控除セサルコトヲ得

第三條 第一條ノ負擔額ハ負擔基本額ノ二分ノ一ニ前條ノ規定ニ依ル控除金額ヲ加算シタルモノ
トス但シ特ニ必要ト認ムル場合ニ限リ道路會議ノ諮問ヲ經テ其ノ率ヲ減スルコトヲ得
第四條 負擔基本額又ハ第二條ノ規定ニ依ル控除金額力決算ノ結果増減シタルトキハ第一條ノ負
擔額ヲ増減ス

附 則
本令ハ大正十二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路費國庫補助規程 (大正十年一月二十九日) 改(大正十五年八月四日)
內務省令第一號 正(內務省令第三八號)

第一條 道路法第三十五條ノ規定ニ依ル國庫補助ハ當該年度豫算內ニ於テ本令ニ依リ之ヲ行フ
第二條 國道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ノ國庫補助ハ二分一トス但シ特ニ必要ト認ムル場合ニ
限リ補助ノ率ヲ高ムルコトヲ得
第三條 府縣道以下ノ道路ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ノ國庫補助ハ三分一トス但シ特ニ必要ト
認ムル場合ニ限リ補助ノ率ヲ高ムルコトヲ得
第四條 國庫補助ノ算定ニ付テハ道路法第三十九條ノ規定ニ依ル負擔額及第四十一條ノ規定ニ依
ル道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ノ負擔額ヲ補助基本額ニ加算シテ補助金ヲ定ムルコト
ヲ得

第五條 補助金ハ支出額ニ應シ之ヲ交付ス
第六條 補助基本額決算ノ結果減少シタルトキハ國庫補助ヲ減額ス
2 決算ノ際換價シ得ヘキ物件殘存スルトキハ其ノ用途ニ付内務大臣ノ認可ヲ得タルモノヲ除クノ
外其ノ時價ニ相當スル金額ヲ補助基本額ヨリ控除ス
第七條 國庫補助ノ條件ニ適合セサルトキハ補助ヲ取消シ又ハ停止シ交付シタル補助金ノ返還ヲ
命スルコトアルヘシ

第八條 國庫補助ノ必要アルモノニ付テハ道路管理者其ノ工事ノ計畫書、圖面及補助ヲ受クヘキ
公共團體ノ收支豫算書ヲ内務大臣ニ提出スヘシ
第九條 道路管理者工事ヲ竣功シタルトキハ内務大臣ニ竣功ノ認定ヲ申請スヘシ

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一類 道路 道路費國庫補助規程 七七

國庫ノ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル件

(明治三十年四月一日)
法律第三七號

第一條 府縣郡市區町村其ノ他公共團體ノ事業ニシテ國庫ヨリ其ノ費用ヲ補助スルモノニ關シ必要アリト認ムルトキハ主務大臣ハ其ノ事業ノ設計施行管理並經費收支ノ方法等ニ付期間ヲ指定シテ之カ變更ヲ命シ若シ命ニ從ハサルトキハ直ニ之ヲ變更スルコトヲ得

2 主務大臣ハ必要アリト認ムルトキハ前項ノ事業ノ全部若クハ一部ヲ直接施行スルコトヲ得

第二條 前條ノ事業ニ關シ經費ノ負擔ヲ爲シ又ハ經費ノ變更ヲ爲スヘキ場合ニ於テ主務大臣ノ指定シタル期間内ニ之ヲ爲ササルトキハ主務大臣ハ直ニ豫算ヲ定メ又ハ豫算ヲ追加シ若クハ更正シ必要ナル費用ヲ支辨セシムルコトヲ得

第三條 此ノ法律ニ規定シタル主務大臣ノ職權ハ其ノ委任ヲ受ケタル地方長官ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第四條 府縣郡市區町村其ノ他ノ公共團體ノ事業ニシテ國ノ事業ト關聯スル場合ニ於テハ此ノ法律ノ規定ヲ準用スルコトヲ得

第五條 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

國庫ノ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル件施行ノ件

(明治三十一年八月二日)
勅令第一八四號

第一條 內務大臣ニ於テ府縣郡市區町村其ノ他公共團體ノ事業ヲ直接施行スルトキハ官報ヲ以テ其ノ事業ノ屬スル公共團體並其ノ施行スヘキ事業及其始期ヲ告示スヘシ

2 內務大臣ニ於テ前項事業ノ直接施行ヲ廢止シ又ハ事業ヲ終了シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第二條 府縣郡市區町村其ノ他公共團體ハ內務大臣ノ直接施行ニ係ル事業ニ要スル費用ノ豫算金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

2 前項ニ依リ納付スヘキ期間並豫算金額ハ內務大臣之ヲ定ム

第三條 府縣郡市區町村其ノ他公共團體ニ於テ內務大臣ノ直接施行ニ係ル事業ノ爲取得シタル物件及權利ヲ有スルトキハ之ヲ內務大臣ニ移付スヘシ

2 前項ニ依リ移付ヲ爲スヘキ期間並物件及權利ノ範圍ハ內務大臣之ヲ定ム

第四條 內務大臣ハ其ノ直接施行ニ係ル事業ニ關シ必要ナルトキハ其ノ事業ノ屬スル府縣郡市區町村其ノ他公共團體ヲ管轄スル行政廳ノ有スル職權ヲ直接施行スルコトヲ得

第一類 道 路 國庫ノ補助スル公共團體ノ事業ニ關スル件施行ノ件 八〇

第五條 內務大臣ニ於テ其ノ直接施行ニ係ル事業ヲ終了シタルトキハ之ヲ其ノ所屬府縣郡市區町村其ノ他公共團體ニ引渡スヘシ但シ其ノ事業ノ數年ニ涉ル場合ニ於テハ其ノ完了シタル部分ヲ順次引渡スコトヲ得

第六條 內務大臣ニ於テ前條ニ依リ事業ノ引渡ヲ爲シタルトキハ其ノ事業ノ爲取得シ又ハ第三條ニ依リ移付ヲ受ケタル物件及權利ニシテ現存スルモノハ之ヲ其ノ事業ノ屬スル府縣郡市區町村其ノ他公共團體ニ移付スヘシ

第七條 內務大臣ノ直接施行ニ係ル事業ニ要スル費用ノ不足額ノ補充及殘餘金ノ處分等ハ內務大臣之ヲ定ム

第八條 內務大臣ニ於テ府縣郡市區町村其ノ他公共團體ニ屬スル事業ノ直接施行ヲ廢止シタルトキハ前三條ノ規定ヲ準用ス

第九條 此ノ勅令ニ規定シタルモノノ外內務大臣ハ必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得

◎道路新設擴築受益者負擔ニ關スル規程 (大正十二年八月二十七日 大阪市告示第一〇六號)

第一條 道路ノ新設又ハ擴築工事ニ因リ利益ヲ受クル者ハ本規定ノ定ムル所ニ依リ費用ノ一部ヲ負擔スヘシ

第二條 前條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔スル者ハ新設又ハ擴築スヘキ道路ノ兩側ニ於テ各與行二十間ノ地域内ニアル土地ノ所有者トス但シ工事着手ノ日ヨリ起算シ十年ヨリ長キ期間ノ定アル地上權、永小作權又ハ賃借權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者、永小作人又ハ賃借人ヲ費用負擔者トス

第三條 土地ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス別ニ區劃ヲ定ムルコトアルヘシ

第四條 各受益者ノ負擔金額ハ左記各號ニ依リテ之ヲ定ム

一 各路線ヲ土地ノ狀況ニ依リ適當ニ區分シ其ノ區分ニ依リ第二條ノ區劃ヲ一箇又ハ數箇ノ負擔區トシ該當區分内ノ工事費ニ付其ノ區ノ負擔額ヲ定ム

二 前號負擔額ノ内其ノ半額ハ其ノ路線ニ接スル土地ノ長ニ比例シ他ノ半額ハ土地ノ面積ニ比例シテ各受益者ニ配分ス但シ路線ニ接スル土地ニシテ其ノ間口ニ比シ奧行者シク狹小ナルモノハ其ノ程度ニヨリ間口負擔額ヲ減少スルコトヲ得

三 二線以上ノ道路ノ新設又ハ擴築ニ要スル費用ヲ負擔スヘキ關係ニ該當スル土地ニ付テハ

第一類 道路 道路新設擴築受益者負擔ニ關スル規程

負擔ノ一部ヲ免除スルコトヲ得

第六條 町、府縣、市町村其ノ他公共團體ニ對シテハ本規程ニ依ル費用ヲ徵收セサルコトアルヘシ

2 神社、寺院、祠宇、佛堂ノ境内地、教會所、説教所ノ構内地、學校敷地其ノ他公共ノ用ニ供スル土地ノ所有者ニ對シテハ本規程ニ依ル費用ノ負擔ヲ免除スルコトアルヘシ但シ他ノ目的ニ使

用シ又ハ使用セシムルモノハ此ノ限ニ在ラス
3 第二條第一項但書ノ規定ハ前項但書ニ規定スル他ノ目的ノ爲ニ使用セシムル場合ニ之ヲ準用ス

第七條 前條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ免除シ若ハ徵收セサルコトアルモ他ノ受益者ニ對スル負擔額ハ之ヲ增加セス
第八條 大正十年八月大阪市告示第百十九號道路費用負擔ニ關スル規程竝ニ大正十一年內務省令第十七號大阪都市計畫事業道路新設擴築受益者負擔ニ關スル規程ノ適用地域ニ對シテハ本規程ヲ適用セス

第九條 負擔金ハ工事着手ノ日ニ於ケル受益者ヨリ之ヲ納付セシム但シ場合ニ依リ三箇年以内ニ分納セシムルコトヲ得

第十條 道路ノ新設又ハ擴築ニ要スル費用ヲ補足スル爲ニ土地物件勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本規程ニ依リ負擔ヲ減免スルコトヲ得市長力適當ト認ムル工法ニ依リ工事ヲ施行シテ之ヲ寄附シタル者ニ對シテ亦同シ

第十一條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム
附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路費用一部負擔ニ關スル規程

(大正十年八月二十二日) 改(昭和五年九月二十七日)
(大阪市告示第一一九號) 正(市告示第二六二號)

第一條 道路ノ鋪裝工事ニ因リ利益ヲ受クル土地所有者ニ對シ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシム但シ小修繕ノ費用ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 前條ニ依リ鋪裝工事ヲ爲スヘキ道路ノ片側ニ於ケル土地所有者ノ負擔スヘキ金額ハ工事費ノ四分ノ一以内トス但シ幅員六間以上ノ道路ニ在リテハ幅員六間ノ道路ノ負擔額ト同額ニ止ム

第三條 土地所有者負擔額ノ内其ノ半額ハ鋪裝道路ニ面接スル間口ノ長サニ比例シ他ノ半額ハ當該道路ノ境界線ヨリ奥行二十間ノ地域ノ面積ニ比例シ負擔額ヲ定ム但シ奥行地番界河川溝渠又ハ並行道路等ノ實況ヲ斟酌シ負擔額並其地域ヲ變更スルコトアルヘシ

2 同一ノ土地ニシテ前項ノ規定ニ依リ重複シテ鋪裝工事費ヲ負擔スヘキ地域ニ該當スル場合ニ在リテハ土地ノ狀況ニ依リ面積負擔ノ一部ヲ免除スルコトアルヘシ
第四條 倉庫業者、運送業者、自動車業者其ノ他鋪裝工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者ニ對シテハ前二條ノ規定ニ拘ハラズ當廳ノ認ムル所ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコトアルヘシ

第五條 倉庫業者、運送業者、自動車業者其ノ他特ニ路面ヲ損傷セシムヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シテハ當廳ニ於テ其ノ事業ノ爲必要ナリト認ムル区域内ノ修繕費ノ三分ノ二以内ヲ負擔セシム
(昭和五年九月市告示第二六二號改正)

2 前項ノ費用ヲ負擔スヘキモノ二人以上アルトキハ之ヲ分擔セシム
3 前項ノ分擔額ハ當廳ニ於テ其ノ損傷ノ原因トナルヘキ事業ノ種類ヲ考量シテ之ヲ定ム

第一類 道路 道路費用一部負擔ニ關スル規程

第一類 道路 道路費用一部負擔ニ關スル規程

第六條 國府縣郡市町村其ノ他公共團體ニ對シテハ本規程ニ依ル費用ヲ徵收セサルコトアルヘシ
神社寺院祠宇佛堂ノ境内地教會所説教所ノ構内地學校敷地其ノ他公共ノ用ニ供スル土地所有者
ニ對シテハ本規程ニ依ル費用ノ負擔ヲ免除スルコトアルヘシ但シ有料借地又ハ他ノ目的ノ爲使
用スル者ハ此ノ限ニ在ラス

2 前項ノ土地ヲ住宅ニ兼用スルモノニシテ當廳ニ於テ主トシテ住宅ニ使用スルモノト認ムルモノ
ハ他ノ目的ノ爲使用スル者ト看做ス

第七條 前條ノ規定ニ依リ負擔金ヲ免除シ若ハ徵收セサルコトアルモ他ノ土地所有者ノ負擔額ハ
之ヲ增加セス

第八條 負擔金ハ工事着手ノ日ニ於ケル土地所有者ヨリ徵收ス但シ場合ニヨリ其ノ分納ヲ許可ス
ルコトアルヘシ

第九條 道路ノ舗裝又ハ修繕ニ要スル費用ヲ補足スル爲物件、勞力又ハ金錢ヲ寄附シタル者ニ對
シテハ其ノ寄附額ノ範圍内ニ於テ本規程ニ依リ負擔金ヲ減免スルコトアルヘシ(昭和五年九月
市告示第二六二號改正)

2 當廳ニ於テ適當ト認メタル工法ニ依リ工事ヲ施行シ之ヲ寄附シタル者ニ對シテハ前項ノ規定ヲ
準用ス(同上)

第十條 本規程ニ依リ土地所有者ヨリ徵收スヘキ負擔金ハ質權ノ目的タル土地ニ付テハ質權者十
年ヨリ長キ期間ノ定アル地上權又ハ賃借權ノ目的タル土地ニ付テハ地上權者又ハ賃借權者ヨリ
徵收ス

第十一條 本規程ノ施行ニ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ム

◎道路費用一部負擔ニ關スル規程施行細則

(昭和五年九月二十七日) 改(昭和六年三月二十八日)
(大阪市告示第二六三號) 正(市告示第六二二號)

第一條 大正十年本市告示第一百九號道路費用一部負擔ニ關スル規程第五條ノ規定ニ依リ負擔金
ノ徵收ハ本細則ノ定ムル所ニ依ル

第二條 負擔金算定ノ標準タル修繕費トハ歩道車道ノ區別アル道路ニ付テハ車道ノ維持修繕ニ要
スル費用トス但シ特ニ歩道ヲモ損傷スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第三條 各事業者ノ負擔額ハ其ノ事業者ノ使用スル車輛ニ因ル各路線ノ平均損傷率ヲ參酌シ左ノ
各號ニ依リ之ヲ定ム

一 平均損傷率一五%以上三〇%未滿ノ路線ニ付テハ其ノ修繕費ノ三分ノ二ノ一五%

二 平均損傷率三〇%以上五〇%未滿ノ路線ニ付テハ其ノ修繕費ノ三分ノ二ノ三〇%

三 平均損傷率五〇%以上ノ路線ニ付テハ其ノ修繕費ノ三分ノ二ノ五〇%

2 同一路線ニ二以上ノ同一事業ヲ營ム負擔義務者アルトキハ乗合自動車業者ニ付テハ其ノ乗入車
輛數(許可車輛數)ニ、其ノ他ノ負擔義務者ニ付テハ其ノ車輛數及車體ノ重量ニ比例シテ前項ニ
依リ算出シタル負擔額ヲ分擔セシム

3 各路線ノ區間及其ノ平均損傷率ハ市長之ヲ認定ス

第四條 負擔金ハ工事費精算額ニ依リ毎年四月ヨリ九月ニ至ル迄ノ分ヲ十一月ニ至ル迄ノ分ヲ翌年三
月ニ至ル迄ノ分ヲ五月(昭和六年度ニ限リ六月)ニ徵收ス(昭和六年三月市告示第六二號改正)

2 前項ノ期間中負擔義務ノ發生又ハ消滅シタル者ニ對シテハ月割ヲ以テ負擔金ヲ徵收ス

第一類 道路 道路費用一部負擔ニ關スル規程施行細則

第一類 道

道路費用一部負擔ニ關スル規程施行細則
道路取締令

第五條

負擔義務者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ申請ニ依リ負擔額ヲ減免スルコトアルヘシ

- 一 天災又ハ不可抗力ニ因リ引續キ三十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ
- 二 引續キ三十日以上ニ亘リ官廳ヨリ事業ノ停止ヲ命セラレ又ハ道路ノ通行禁止ヲ命セラレタルトキ
- 三 自己ノ都合ニ依リ引續キ九十日以上ニ亘リ事業ヲ休止シタルトキ
- 四 其他市長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

附 則

本細則ハ昭和五年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路取締令

(大正九年十二月十六日) 改(大正十四年十月三十日)
(内務省令 第四五號) 正(内務省令 第二三號)

第一條

道路ヲ通行スル者ハ左側ニ依ルヘシ

第二條

歩道、車道等ノ區別アル道路ニ於テハ其ノ區別ニ從ヒ通行スヘシ

2 隊伍、神輿、葬列其ノ他ノ行列ハ車道ヲ通行スヘシ但シ兒童、幼兒ノ隊伍ハ此ノ限ニ在ラス

3 小兒車ハ歩道ヲ通行スヘシ

第三條

牛車、馬車、自動車其ノ他ノ重キ車輛ハ歩道ヲ横切ルヘカラス但シ通路ニ特別ノ裝置アル場合又ハ最寄警察官吏ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

2 牛、馬、諸車等ハ斜ニ道路ヲ横切ルヘカラス

3 地方長官必要ト認ムルトキハ交通頻繁ナル道路ニ於テ特ニ指定シタル場所ノ外區域及時間ヲ限リ車道ノ横斷ヲ禁止スルコトヲ得

第四條

牛、馬、諸車等行進フトキハ互ニ左方ニ避讓スヘシ

第五條

牛、馬、諸車等前方ニ在ル者ヲ追越ス場合ハ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外前者ハ左方ニ避ケ後者ハ其ノ右方ヲ通過スヘシ

2 前項ノ場合ニ於テハ後者ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ前者ノ避クルヲ待チテ進行スヘシ

3 牛、馬、諸車等電車ヲ追越ス場合ハ道路ノ狀況ニ依リ止ムヲ得サルトキヲ除クノ外其ノ左方ヲ通過スヘシ

第六條

進行中ノ消防車、郵便車、傷病人運搬車及隊伍、神輿、葬列ニ對シテハ避讓スヘシ

第七條

牛、馬、諸車等ハ左ノ場合ニ於テハ音響器ヲ鳴ラシ又ハ掛聲其ノ他ノ合圖ヲ爲シ徐行スヘシ

一 道路ノ交叉點、曲角其ノ他屈曲ノ場所又ハ雜沓ノ場所ヲ通過スルトキ

二

第三條第三項ノ規定ニ依リ地方長官ノ特ニ指定シタル場所ヲ通過スルトキ

三

歩道ヲ横切ルトキ

四

安全地帯ノ設ケナキ停留場ニ在ル電車ノ側方ヲ通過スルトキ

2 牛、馬、諸車等坂路、隧道路又ハ橋梁ヲ通過スルトキハ徐行スヘシ

3 牛、馬、諸車等道路交叉ノ場所ニ於テ右折セムトスルトキハ道路ヲ横切リタル後右方ニ轉向ス

第一類 道 路 道路取締令

第一類 道路取締令

4 第一項第四號ノ場合ニ於テ乗降客輻輳スルトキハ牛、馬、諸車等ハ一時進行ヲ停止スヘシ
 第八條 牛、馬、諸車等ハ夜間燈火ヲ用キスシテ通行スヘカラス
 2 地方長官ハ土地ノ狀況ニ依リ前項ニ異リタル規定ヲ設クルコトヲ得
 第九條 鐵道又ハ軌道ノ踏切ヲ通過セムトスルトキハ汽車、電車等ノ接近セサルコトヲ確メタル後通行スヘシ
 第十條 牛、馬、諸車等ハ安全地帯内ヲ通行スヘカラス
 第十一條 道路ノ交叉點、曲角、階道又ハ橋梁等ニ牛、馬、諸車等ヲ駐ムヘカラス
 2 牛、馬、諸車等ヲ道路ニ駐ムルトキハ其ノ左側端ニ於テ之ヲ爲スヘシ
 3 前項ノ場合ニ於テハ牛馬等ハ奔逸ヲ防クニ必要ナル措置ヲ爲スヘシ但シ竝木、道路元標、里程標及道路標識等ニ之ヲ繋クヘカラス
 第十二條 荷車ノ輪帶幅ハ左ノ制限ニ從フヘシ
 牛車 三寸五分以上 四輪車ニ在リテハ其ノ前輪ヲ後輪ノ二分ノ一迄縮スルコトヲ得
 馬車 三寸以上 同上
 大車 荷臺ノ面積十八平方尺以上ノモノ 二寸以上
 2 無限軌道其ノ他道路ヲ損傷セサル特別ノ裝置ヲ爲セル車ニ在リテハ其ノ裝置ノ幅ヲ以テ前項ノ輪帶幅ト看做ス
 第十三條 荷車ノ積載量ハ車體ノ重量ヲ合セ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ス
 自動車 千四百貫

牛車	四輪車	五百五十貫
	其ノ他	四百貫
馬車	四輪車	五百貫
	其ノ他	三百五十貫
大車	二百貫	

第十四條 荷車ノ積荷ノ容積ハ左ノ制限ヲ越ユルコトヲ得ス

一 高 自動車ニ在リテハ荷臺ヨリ八尺 其ノ他ノ荷車ニ在リテハ六尺

二 前後ノ田幅 荷臺ヨリ各二尺

三 左右ノ田幅 荷臺ヨリ各一尺

2 自動車ニ依ル積荷ハ之ヲ車體ノ前後左右ニ突出セシムルコトヲ得ス

第十五條 地方長官ハ土地ノ狀況、道路、橋梁又ハ車輛ノ構造若ハ裝置ニ依リ第十二條第一項、第十三條及第十四條ノ制限ニ異リタル規定ヲ設クルコトヲ得

第十六條 第十三條、第十四條ノ規定又ハ第十五條ニ基ク命令ニ依ル荷車ノ積載量、其ノ積荷ノ容積ノ制限ヲ超ユル物ニシテ分割スヘカラサル場合ハ出發地警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十七條 管理者ハ道路ニ關スル工事ノ爲必要アルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第十八條 地方長官ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

2 警察官吏ハ危險豫防上其ノ他公安上必要ト認ムルトキハ一時道路ノ通行ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得

第二類 道路取締令

第一類 道路 道路取締令

コトヲ得

第十九條 道路ヲ掘鑿シ又ハ道路ニ物ヲ置ク場合ニハ繩張、點燈其ノ他危險豫防ニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十條 沿道ノ土地ニ物ヲ堆積シ又ハ立テ置クトキハ倒壞、崩落ヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十一條 道路又ハ沿道ノ土地ニ於テ工作物ヲ建設、撤去若ハ修繕シ又ハ其ノ他ノ作業ヲ爲ストキハ土砂、瓦石、竹木、金物等ノ道路ニ飛散又ハ墜落スルヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十二條 警察官署ハ道路及沿道ノ土地ニ於ケル工作物其ノ他ノ施設及物件ニ付其占有者ニ對シ危險防止其ノ他交通保全ノ爲必要ナル措置ヲ命スルコトヲ得

第二十三條 道路ニ於テ物ヲ運搬スルトキハ其ノ飛散、漏出、墜落及危險ヲ防クニ必要ナル裝置ヲ爲スヘシ

第二十四條 道路ニ於テ乘馬又ハ諸車運轉ノ練習ヲ爲スヘカラス但シ交通稀疎ニシテ危險ノ虞ナキ場所ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第二十五條 交通頻繁ナル道路ニ於テ兒童、幼兒ニ遊戯ヲ爲サシメ又ハ保護者ナクシテ幼兒ヲ歩行セシムヘカラス

第二十六條 道路ニ於テ煙火、空氣銃、吹矢ノ類ヲ弄シ又ハ投石、投球等危險ノ行爲ヲ爲スヘカラス

第二十七條 第二條、第三條第一項、第二項、第四條乃至第八條第一項、第十條及第二十五條、規定ニ違反シタル者又ハ第三條第三項ノ規定ニ基ク禁止ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

第二十八條 第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第二十三條、第二十四條及第二十六條ノ規定ニ違反シタル者、第十二條第一項ノ規定又ハ第十五條ノ規定ニ基ク命令ニ依ル輪帶幅ノ制限ニ違反シタル荷車ヲ使用シ若ハ同條ノ規定ニ基ク命令ニ依ル荷車ノ積載量、其ノ積荷ノ容積ノ制限ニ違反シタル者又ハ第十七條、第十八條ノ規定ニ基ク禁止若ハ制限ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第二十九條 第十九條乃至第二十一條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十二條ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者ハ百圓以内ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

第三十條 前條ノ罰則ハ之ヲ法人ニ適用ス

2 法人ヲ處罰スヘキ場合ハ其ノ代表者ヲ以テ被告人トス

第三十一條 本令ニ規定スルモノノ外道路法第四十九條ノ規定ニ基ク命令ハ地方長官之ヲ定ム

附 則

1 本令ハ大正十年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

2 本令施行ノ際現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ハ大正十八年十二月三十一日迄本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

◎重貨物ノ重量標示ニ關スル件

(昭和五年五月六日 內務省令第一六號)

第一條 一貨物ニシテ重量千疋以上ノモノ(包裝セラレザル木材、石材、鐵材其ノ他之ニ類スルモノヲ除ク)ヲ發送セントスル者ハ發送前見易ク且容易ニ消磨セザル方法ヲ以テ其ノ重量ヲ表

第一類 道路 道路取締令、重貨物ノ重量標示ニ關スル件

第一類 道路 重貨物ノ重量標示ニ關スル件、道路取締ニ關スル件 九二

記スベシ但シ當該貨物ノ重量ヲ計量シ難キ場合ニ於テ其ノ重量千疋以上ナリト推定セラレルトキハ推定重量ヲ表記スベシ

第二條 貨物發送者前條ノ規定ニ違反シタルトキハ科料ニ處ス

第三條 貨物發送者未成年者若ハ禁治産者ナルトキハ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 貨物發送者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ昭和五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

◎道路取締ニ關スル件 (大正九年十二月二十七日發警第九八號) 各地方長官宛、警保、土木兩局長通牒

道路取締令今般公布相成候處右ハ主トシテ從來廳府縣令ヲ以テ規定相成居候交通取締ニ關スル諸規則中各地大體ニ於テ其ノ規定ノ内容ヲ同フスルモノヲ統一シタルモノニ有之交通取締ニ付テハ平素ニ於テ充分御配慮相成居候義ニ有之候得共道路法實施ニ伴ヒ各般ノ施設著々計畫ノ折柄一般民衆ヲシテ交通上ニ於ケル紀律節制ヲ重ニスルノ良風ヲ馴致セシメ危險ヲ防止シ交通ノ安全ヲ圖ルハ一層緊切ナルヲ認メ候間本件ノ趣旨直接執行ノ任ニ當リ候貴部下ヘ周到御示達ノ上貴管下一般ニ本令周知ノ方法ヲ講セシメ土地ノ狀況ヲ參酌考量シテ適應ニ措置シ本令ノ規定條項ヲ遵守シ

テ違反ナカラシムルニ努メシメラレ度尙本令ノ施行ニ付左記御參考迄申進候

記

一 道路ノ左側通行其ノ他ニ付テハ陸軍官憲ニ於テモ交通保全上本令發布ノ精神ニ基キ軍事上ノ行動ニ支障ナキ範圍ニ於テ之ヲ遵守スヘキ旨別紙ノ通陸軍一般へ通牒相成候ニ付御承知相成度尙第一條ハ道路ノ狀況又ハ交通ノ狀態ニ依リテハ左側通行ニ依ル能ハサル場合モ可有之旁々之ニ違反候者ニ對シ科罰ヲ以テ臨ムハ苛察ニ失スルノ嫌アルニ依リ省令中制裁ヲ附セサル事ト爲シタル次第ニ有之候條本趣旨ニ從ヒ執行ノ任ニ當ル者ヲシテ左側通行ノ榜示ニ違反シタリトノ事由ヲ以テ警察犯處罰令ニ依リ處罰候様ノコトナカラシメ一ニ取締上ノ運用ニ依リ左側通行ヲ勵行シ之カ慣習ヲ馴致スルニ努メシメラレ度候

二 第三條第三項ハ人馬諸車等雜沓輻輳ノ場所ニ於テ一定ノ區域内ニ於テ車道ヲ橫斷シ得ヘキ場所ヲ指定シ其ノ以外ハ一般ノ橫斷ヲ禁止シテ交通上ノ危險ヲ防止シ安全ヲ圖ルト共ニ一面ニ於テハ車馬ノ行進ヲ容易ナラシムルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ本件ノ指定ニ付テハ便宜ノ方法ニ依リ御措置相成度候

三 第七條第三項牛馬諸車等道路ノ交叉セル場所ヲ右折スル場合ニ於テハ廳府縣令中右折ハ大廻ノ規定ニ相成居候得其實行上の確ヲ期スル能ハサルニ鑑ミ本條ニ於テハ之カ方法ヲ指示シ牛馬諸車等右折セムトスル場合ニ於テハ道路ノ中央地點ヲ橫切リタル後右方ニ轉向セシムルコトト爲シタルモノニ有之候

四 第八條第一項牛馬諸車等夜間通行ノ場合燈火ヲ用キシムルノ規定ハ職務上平素之ヲ用キサルヲ例トスル陸軍々人乘馬等ノ場合ニハ適用ナキモノナルニ依リ執行上誤リナキ様致度候

第一類 道路 道路取締ニ關スル件

第一類 道路 道路取締ニ關スル件

五 第十一條第二項ハ牛馬諸車等ヲ道路ニ駐ムル場合ハ左側端ニ於テ之ヲ爲サシメ其ノ車體等ヲ一般通行スル者ノ行進スル方向ニ置カシメ交通上ノ障害ナカラシムトスルモノニシテ例ヘハ道路ノ左側ヲ南向行進セシモノカ右側ノ某地點ニ駐止セムト欲スルトキハ先ツ其ノ左側對向點ヲ通過シタル後道路ヲ横切り更ニ北向ニ轉換行進シ此ノ新方向ニ於ケル道路ノ左側端ニ駐止セシムルノ趣旨ニ出テタルモノナルヲ以テ交通專務又ハ警邏ノ警察官吏ヲシテ特ニ注意セシメラレ度候

六 第十二條ニ規定セル荷車輪帶幅ノ制限ハ全國之ヲ統一スルノ必要ヲ認メタルニ因ルモノナルヲ以テ其ノ現ニ使用スル荷車ノ輪帶幅ニシテ本條ノ制限ニ適合セサルモノハ附則ノ規定ニ依リ大正十五年末迄六箇年間に限リ之ヲ使用シ得ルコトト爲シ本令施行後新ニ調製スルモノハ總テ本令ノ制限ニ從ハシムルノ趣旨ニ有之本件ハ道路保全ノ維持ニ及ホスノ影響少カラス且交通取締上ニモ關係有ニスル義ニ付事實已ムヲ得サルモノノ外ハ勗メテ本令ノ制限ニ據ラシメ度從テ第十五條ノ規定ニ基キ土地ノ狀況其ノ他ノ事由ニ依リ本令ニ規定スル輪帶幅ノ最少限ニ滿タサル輪帶幅ニ依ラシムル外致方無之場合ヲ除クノ外本令ト異リタル規定ヲ設ケラレサル様致度候

七 第十三條ニ規定セル荷車ノ積載量ハ第十二條ノ輪帶幅ノ制限ニ依ル車輪ノ輪幅ヲ考慮シ一人挽一頭立ノ場合ヲ規定シタルモノナルヲ以テ第十五條ノ規定ニ依リ之ト異リタル規定ヲ設ケラルル場合ニ於テモ之ニ準據シ且積載量ノ制限超過ハ人又ハ牛馬等動物ノ虐待ト相關スルニ依リ此邊御考慮ノ上規定上竝取締上相當御注意相成度候

八 路面ノ耐力ハ道路ノ構造路面ニ及ホス荷重ノ影響ハ車輛ノ構造、荷重ノ重量、荷積ノ工合等ニ關シ各異同アルヲ免レスト雖各道ニ於ケル運輸ノ共通ハ交通上極メテ緊要ノ事ニ屬スルヲ以テ第十二條第一項及第十三條ノ規定ニ在リテハ路面ノ耐力ハ輪帶幅一寸ニ付五十貫内外、二輪車ノ車輪及四輪車ノ後輪ノ直徑ハ二尺、四輪車ノ前輪ノ直徑ハ二尺ヲ標準トシ行進四輪車ノ方向轉換ノ難易ヲモ考慮シ輪帶幅及積載量ヲ一定シタルモノナルヲ以テ前二項ノ趣旨ニ依リ本令ト異リタル規定ヲ設ケル場合ニ於テ車輪ノ直徑ト輪帶幅トヲ變更セントスル時ハ兩者ノ相乘積ヲ定數タラシメ又同時ニ積載量ヲ變更セントスルトキハ四輪車ノ後車軸ハ總荷重ノ三分ノ二乃至四分ノ三ヲ分擔スルモノトシテ計算シ常ニ路面ノ保持ニ有利ニシテ端數ナキモノヲ採ラレ度尙此場合ニ於テハ隣接府縣ト能ク協調ヲ遂ケ相互運輸ノ共通ヲ圖ル様御注意相成度候

九 第十七條ノ道路工事ニ關シ管理者ニ於テ道路ノ通行ヲ禁止シ、制限スル場合ハ豫メ警察官署ト照覆シ措置セシメラレ度又第十八條第一項ニ依リ地方長官ニ於テ道路ノ通行ヲ禁止若ハ制限ヲ爲スニ當リ其ノ長期ニ涉ル場合ハ管理者ニ對シ豫メ知照セラレ度候
十 現行廳府縣令中本省令ニ規定スル條項ニ牴觸セルモノニシテ本省令ノ趣旨ニ副ハサルモノ有之候ハハ相當整理ヲ行ハレ殊ニ罰則ニ付テハ科罰上均衡ヲ失スルコト無之様御措置相成度候
十一 荷車ノ積載量、積荷ノ容積ノ制限ヲ超ユルモノニシテ分割スヘカラサルモノニ付從前ノ規定ニ依リ警察官署ノ許可ヲ與ヘタルモノニシテ本令施行後ニ亘ルモノニ付テハ彼是煩累ヲ重ネシメサル様便宜措置セシメラレ度候
十二 道路占用ノ許否ハ道路法第二十八條ノ規定ニ依リ道路管理者ノ權限ニ屬シタリト雖交通

第一類 道路

路 道路取締ニ關スル件

第一類 道路 道路取締ニ關スル件、交通取締規則

取締上ノ目的ニ依リ更ニ當該取締官憲ノ許可ヲ受ケシムルノ權限ヲ排除シタルモノニ之レナキヲ以テ相當規定ヲ設ケ取締上ノ必要ニ應スルハ妨ケサル所ニ有之候得共斯クテハ民衆ヲシキ管理者及當該取締官憲ノ許可ヲ重複ニ受ケシムルノ結果ヲ生シ彼是煩累ニ涉ルヘキヲ以テ省令中別ニ之カ規定ヲ爲ササリシ次第ニ有之從テ地方ノ實情ニ徴シ交通取締上必要已ムヲ得サルニ於テ本令第三十一條ニ基キ廳府縣令ヲ以テ當該取締官憲ノ許可ヲ受ケシムルノ規定ヲ爲シ得ヘキ義ニ付可然御措置相成度尙本件道路占用ノ許可ニ付テハ管理者當該取締官憲ノ何レニ於テスルヲ問ハス相互照覆ノ上處理候様致度候

◎交通取締規則

(昭和六年十二月一日 大阪府令第一二二號)

第一章 通 則

- 第一條 本令ニ於ケル用語ハ左ノ例ニ依ル
- 一 道路トハ道路法第一條ニ依ル道路竝ニ一般交通ノ用ニ供スル場所ヲ謂フ
- 二 交叉點トハ道路ノ大小ニ拘ラズ二以上ノ道路ノ交叉セル場所ニシテ相隣レル街角(歩道車道ノ區別アル道路ニ於テハ歩道ノ縁石ニ依ル)ヲ連結セル直線又ハ各街角ヨリ相對セル路邊ニ至ル垂線ニ依リ圍マレタル地域ヲ謂フ
- 三 横斷歩道トハ歩行者ノ車道横斷ノ爲車道上ニ設ケラレタル通路ヲ謂フ
- 四 安全地帶トハ電車乗降者又ハ歩行者ノ爲車道上ニ設ケラレタル場所ヲ謂フ
- 五 停止線トハ信號ニ從ヒ通行ヲ停止スベキ位置ヲ示ス爲道路上ニ設ケラレタル線ヲ謂フ

- 六 車馬トハ牛、馬、諸車ヲ謂フ但シ電車及小兒車ヲ除ク
 - 七 緩行車トハ足踏自轉車、人力車、荷車、客馬車、牽引自動車、奴車ノ類ヲ謂ヒ疾行車トハ自動車及自動自轉車ヲ謂フ
 - 八 自轉車トハ足踏自轉車(小型小兒用ノモノヲ除ク)竝ニ自動自轉車ヲ謂ヒ自動自轉車トハ自動車取締令第三十三條第一項ニ該當スル自動自轉車及「オートベツト」ノ類ヲ謂フ
 - 九 荷車トハ貨物運搬ノ用ニ供スル牛車、馬車、大車、小車ヲ謂フ
- 第二條 道路法第一條ニ依ル道路以外ノ道路ニ關シテハ本令ニ規定スルモノノ外道路取締令ヲ準用ス

第二章 信號及交通標識

- 第三條 道路ヲ通行スルモノハ警察官吏ノ信號、指示、交通整理信號機ノ信號及交通標識ノ標示ニ從フベシ
- 2 交通整理信號機ノ信號ハ左ノ區別ニ依ル
 - 一 「綠」又ハ「進」ノ信號アリタルトキハ進行スベシ
 - 二 「黃」又ハ「注意」ノ信號アリタルトキハ停止線ヲ越エザルモノハ停止線ニテ停止シ既ニ停止線ヲ越エテ進行中ノモノハ速ニ通過スベシ
 - 三 「赤」又ハ「止」ノ信號アリタルトキハ停止線ニテ停止スベシ
- 3 交通標識ニ付テハ別ニ之ヲ告示ス
- 4 前各號ノ信號ノ外更ニ「綠矢形」信號アリタルトキハ之ニ面セル車馬ハ矢ノ示セル方向ニ進行スルコトヲ得

第四條 公定ノ交通整理信號機若ハ交通標識ニ類似シ又ハ其ノ效果ヲ妨グルガ如キ工作物ヲ公定

第一類 道路 交通取締規則

第五條 車馬停止又ハ轉向セントスルトキハ掛聲又ハ手合圖ヲ以テ後續車馬其ノ他ニ知ラシムベシ

2 自動車及自動自轉車ニ在リテハ停止、徐行、轉向等ニ先チ左ニ定ムル所ニ從ヒ信號ヲ爲スベシ

一 停止又ハ徐行セントスルトキハ右手(又ハ左手)ヲ斜下ニ出ス

二 右折又ハ右寄セントスルトキハ右手ヲ右方水平(又ハ左手ヲ左方斜上)ニ出ス

三 左折又ハ左寄セントスルトキハ左手ヲ左方水平(又ハ右手ヲ右方斜上)ニ出ス

四 後車ヲシテ追越サシメントスルトキハ右手(又ハ左手)ヲ右方(又ハ左方)水平ニ出シ前後ニ

動カス

第三章 通行路、一方交通、轉向、徐行、追越、連續進行

第六條 歩道車道ノ區別アル道路ニ於テハ緩行車ハ車道ノ左端部ヲ、疾行車ハ中央部左側ヲ通行スベシ

2 疾行車道ト緩行車道トヲ區別スベキ設備又ハ標示アル道路ニ於テハ各其ノ區別ニ從ヒ通行スベシ

3 歩道車道ノ區別ナキ道路ニ於テハ歩行者及緩行車ハ道路ノ左端部ヲ、疾行車ハ道路ノ中央部左側ヲ通行スベシ

4 隊伍、行列、牛、馬ハ緩行車ニ準ジテ通行スベシ

5 歩行者ハ歩道ノ左側ヲ通行スベシ

第七條 歩行者橫斷歩道アル場所ニ於テ車道ヲ橫斷セントスルトキハ橫斷歩道以外ヲ通行スベカラズ

第八條 歩行者道路ヲ橫斷セントスルトキハ「赤」(「止」)又ハ「黄」(「注意」)ノ信號アリタルトキハ其ノ場合ニ於ケル車道部分ニ立入ルベカラズ

第九條 歩行者ハ車道ヲ斜ニ橫斷スベカラズ

第十條 軌道敷内ハ橫斷其ノ他已ムヲ得ザル場合ノ外通行スベカラズ但シ自動車ニ在リテハ交通整理ノ行ハレ居ル場所ニ於ケル電車ノ停車位置ヲ除キ電車ノ進行ヲ妨ゲザル限リ左側軌道上ヲ通行スルトヲ得

第十一條 一方交通ノ標示アル道路ニ於テハ車馬ハ指示セラレタル方向ニノミ進行スベシ

2 一方交通ノ道路ハ別ニ之ヲ告示ス

第十二條 車馬交又點ニ於テ右折セントスルトキハ車列ノ左側ヲ選ビ後續車馬ノ交通ニ支障ナク且橫斷歩道ヲ侵スコトナキ地點ヨリ轉向スベシ

2 警察署長ハ交通安全上必要ト認ムルトキハ交又點ニ於ケル右折ヲ禁止スルトヲ得

3 交通整理ノ行ハレ居ル交又點ニ於テ左折セントスル車馬ハ「綠」又ハ「進」ノ信號ニヨリ停止線ヲ越エタル後橫斷歩道ニ歩行者ナキトキニ限リ進行スルトヲ得

第十三條 車馬ハ近接スル他ノ車馬ノ速度ヲ減ゼシメ又ハ其ノ進行列ヲ亂スコトナクシテ轉向シ得ル場合ヲ除クノ外反對方向ニ進行スル目的ヲ以テ轉向スルトヲ得ズ

第十四條 車馬病院、學校又ハ幼稚園ノ附近ニ差掛リタルトキハ徐行スベシ但シ學校又ハ幼稚園ノ附近ニ於テハ登校又ハ登園ヨリ退校又ハ退園ニ至ル時間以外ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條 車馬泥濘ノ場所ヲ通行スルトキハ泥土汚水ヲ飛散セザル様常ニ注意シ徐行スベシ

第十六條 鐵道又ハ軌道ノ踏切ニ差掛リタルトキハ一時停止シ又ハ徐行シテ汽車、電車等ノ接近セザルコトヲ確メタル後通行スベシ

第十七條 車馬ハ濫リニ進行中ノ他ノ車馬ヲ追越シ又ハ之ト並行シ若ハ競走スベカラズ

第十八條 車馬安全地帯ノ設ナキ場所ニ於テ停車セル電車ノ側方ヲ通過セントスルトキハ電車トノ間ニ一米以上ノ間隔ヲ保チテ徐行スベシ

第二類 道 路 交通取締規則

第十九條 諸車連續シテ進行スルトキハ後續車ハ衝突其ノ他危險ヲ防止スルニ必要ナル距離ヲ保ツベシ

第二十條 諸車ハ他ノ車馬ヲ連繫シ又ハ他ノ物件ヲ牽引シテ進行スベカラズ但シ自動車ニ付テハ自動車取締令施行規則ノ定ムル所ニ依ル

2 牛馬ハ連繫シテ進行スベカラズ但シ交通頻繁ナラザル場所ニ於テ五頭以内連繫スルハ此ノ限ニ在ラズ

第四章 優先通行

第二十一條 車馬交通整理ノ行ハレ居ル交叉點ヲ通過セントスルトキハ信號ニ從ヒ通行スル横斷歩道上ノ歩行者ノ進行ヲ妨グベカラズ

2 車馬交通整理ノ行ハレ居ラザル交叉點ヲ通行セントスルトキハ横斷歩道上ノ歩行者ノ進行ヲ妨グベカラズ

第二十二條 車馬交通整理ノ行ハレ居ラザル交叉點ニ入ラントスルトキハ既ニ交叉點ニ入りタル車馬ノ進行ヲ妨グベカラズ

第二十三條 車馬異リタル方向ヨリ同時ニ交通整理ノ行ハレ居ラザル交叉點ニ入ラントスルトキハ他ノ車馬ヲ左ニ見ルモノニ於テ其ノ進路ヲ讓ルベシ

第二十四條 車馬小道路ヨリ大道路ニ出デントスルトキハ一時停止シ交通上危險ナキコトヲ確メタル後進行スベシ

2 前項ノ大道路トハ幅員十四米以上ノ道路ヲ謂ヒ小道路トハ大道路ニ非ザル道路ヲ謂フ

第二十五條 歩行者交叉點以外ノ場所ニ於テ車道ヲ横斷セントスルトキハ車馬ノ交通ニ注意シ安全ヲ確メタル後通行スベシ

第二十六條 道路ヨリ沿道ノ土地又ハ建物ニ出入セントスル車馬ハ歩行者及他ノ車馬ノ交通ニ支

障ナキコトヲ確メタル後通行スベシ

第二十七條 道路狹隘ニシテ車馬ノ進路重複スルトキハ緩行車及牛馬ハ同一方向ニ進行中ノ疾行車ニ其ノ進路ヲ讓ルベシ

第二十八條 「ベル」又ハ「サイレン」等ノ警音器ヲ鳴ラシ消防車又ハ當廳ニ於テ認メタル救急自動車ノ接近シ來リタルトキハ車馬及歩行者ハ直ニ左方ニ避讓シ一時停止シテ其ノ通過ヲ待ツベシ

第二十九條 本章ノ規定ニ依リ優先通行ヲ認メラレタルトキト雖モ交通保全上必要ナル注意ヲ怠ルコトヲ得ズ

第五章 駐 車

第三十條 車馬ヲ濫ニ長時間ニ互リ道路ニ駐ムベカラズ

第三十一條 車馬ヲ道路ニ駐ムルトキハ其ノ左端部ニ於テ交通ノ方向ニ向ケ置クベシ

2 諸車ヲ歩道車道ノ區別アル道路ニ駐ムルトキハ歩道ノ縁石ニ平行シ左側車輪ト縁石トノ間隔ハ

○・三米以内ナルコトヲ要ス

3 警察署長ニ於テ横列駐車其ノ他ノ角度駐車等ヲ認メタル場所ニ在リテハ前二項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第三十二條 警察官吏ノ指示又ハ交通標識若ハ信號ニ依ル場合ヲ除クノ外左ノ場所ニ車馬ヲ駐ムルコトヲ得ズ

一 横斷歩道

二 軌道上但シ交叉點ニ於テ右折セントスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

三 停止線ニ至ル十米以内

四 安全地帯ノ兩端ヨリ前後七米以内ノ車道

五 消防署、消防出張所、消防器具庫又ハ救急自動車車庫ノ直前及其ノ兩端ヨリ三米以内

第一類 道 路 交通取締規則

第二類 道路 交通取締規則

- 六 火災報知器、消火栓又ハ人孔ヨリ三米以内
- 七 工事中ノ道路ニ添ヘル路面
- 八 踏切ヨリ十米以内
- 九 電車ノ停留所及乗合自動車ノ停留所又ハ駐車場ヨリ五米以内
- 十 九米未満ノ道路上ニシテ反對側ニ他ノ車馬(二輪自動車ヲ除ク)ノ駐マレル地點但シ二輪自動車ハ此ノ限ニ在ラズ

- 第三十三條 車馬ヲ道路ニ駐メ貨物ノ積卸ヲ爲ストキハ速ニ之ヲ爲スベシ
- 第三十四條 牛馬車ヲ道路又ハ沿道ノ土地ニ駐ムルトキハ牛馬ノ兩前肢上膊部ヲ確實ニ結束シ置クベシ但シ適當ナル狂奔防止器ヲ裝置スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 第三十五條 諸車ヲ坂路ニ駐ムルトキハ制動又ハ車止其ノ他適當ナル措置ヲ爲シ置クベシ

第六章 自動車

- 第三十六條 自動車ヲ使用セントスル者ハ左記事項ヲ具シ當廳ニ願出デ検査ヲ受クベシ
 - 一 出願者ノ住所、氏名、生年月日(法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名)
 - 二 使用ノ目的
 - 三 原動機ノ種類、名稱、構造、馬力
 - 四 車輛數
 - 五 車輛ノ重量及寸法
 - 六 貨物ヲ積載スルモノハ其ノ積載定量
- 2 検査ニ合格シタルトキハ之ヲ證明スル爲メ検査證ヲ交付ス
- 3 検査證ノ交付ヲ受ケタルトキハ車體ニ之ヲ標示スベシ

第三十七條 検査證ノ有効期間ハ一年トス検査證ノ有効期間満了後仍引續キ自動車ヲ使用セ

ントスル者ハ有効期間満了前更ニ検査ヲ願出デ検査證ヲ書換ヲ受クベシ

2 検査證ノ有効期間満了シタルトキハ直ニ検査證ヲ返納スベシ

第三十八條 検査ニ合格シタル自動車ニ非ザレバ使用スルコトヲ得ズ但シ警察署長ノ許可ヲ得テ検査、試運転又ハ運搬等ノ爲一時使用スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第三十九條 前條但書ニ依リ許可ヲ受ケントスルトキハ左記事項ヲ具シ出發地所轄警察署ニ願出

ツベシ

- 一 出願者ノ住所及氏名 (法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ氏名)
- 二 車輛數
- 三 運轉ノ目的
- 四 運轉ノ時間

2 前項ノ許可ヲ受ケ自動車ヲ使用スル者ハ當該警察署ノ證印ヲ押捺シタル第一項ノ願書副本ヲ携帶シ警察官吏ノ要求アリタルトキハ之ヲ提示スベシ

第四十條 自動車ハ左ノ各號ノ裝置ヲ具備スルコトヲ要ス

- 一 制動機
- 二 軟調ノ音響ヲ發スル音響器
- 三 消音器
- 四 速度計
- 五 相當ノ光度ヲ有スル前照燈及赤色尾燈
- 2 三輪以上ノ自動車ニ在リテハ泥土汚水ヲ飛散スル虞アル場合ハ當廳ニ於テ認メタル泥除器

第一類 道路 交通取締規則

第一類 道路 交通取締規則

ヲ装置スベシ

第三項ノ装置ハ常に完全ニ之ヲ保ツベシ

第四十一條 自動自轉車ノ構造ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 車輛ノ全長ハ二・八米以内全幅及高サハ一・二米以内ナルコト

二 原動機ハ四行程機關ニ在リテハ五百立方糎以内二行程機關ニ在リテハ三百立方糎以内ノ氣筒容積ノモノナルコト

2 構造上支障ナキトキハ前項ノ制限ニ依ラザル車輛ノ高サヲ認ムルコトアルベシ

第四十二條 自動自轉車ノ構造ニシテ左ノ各號ノ部分ヲ變更シタルトキハ第三十六條所定ノ事項ヲ具シ願出デ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレハ使用スルコトヲ得ズ

一 原動機

二 氣筒及曲柄

三 車臺

四 車體

第四十三條 自動自轉車ノ使用者ニシテ其ノ住所又ハ氏名ヲ變更シタルトキハ五日以内ニ届出デ検査證ノ書換ヲ受クベシ

第四十四條 検査ニ合格シタル自動自轉車ヲ讓受ケ又ハ相續シタル者ハ検査證ノ寫ヲ添ヘ双方連署ノ上(連署シ能ハザルトキハ讓受ケ又ハ相續ノ事實ヲ證明スルニ足ルベキ文書ヲ添付スルコト)五日以内ニ届出デ検査證ノ書換ヲ受クベシ

第四十五條 検査證ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ當廳ニ願出ツベシ

第四十六條

自動自轉車ノ使用者其ノ使用ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ検査證ヲ返納スベシ

第四十七條

自動自轉車(二輪車ヲ除ク)ハ幅員二・七米未滿ノ道路ニ於テ之ヲ操縦スルコトヲ得ズ

第四十八條

年齢十七歳以上ノ者ニ非ザレバ自動自轉車ヲ操縦シ又ハ操縦セシムルコトヲ得ズ

第四十九條

自動自轉車ニテ物件ヲ運搬スル場合ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 積荷ハ荷臺ヨリ四方ニ突出セシムベカラザルコト

二 積荷ノ高サハ地上一・五米以内ナルコト

三 積荷ノ重量ハ三百斤以内ナルコト

第五十條 足踏自轉車ハ左ノ各號ノ装置ヲ具備スルコトヲ要ス

一 完全ナル制動機ヲ備フベキコト但シ完全ナル踏止ノ装置ヲ備フルモノハ此ノ限ニ在ラズ

二 音響器ヲ備フベキコト

三 車體後部ニ赤色「反射レンズ」ヲ備フベキコト

四 夜間通行スルトキハ相當光度ヲ有スル燈火(無焰ヲ除ク)ヲ前面ニ固着スベキコト

第五十一條 三輪以上ノ足踏自轉車ノ構造ハ左ノ制限ニ從フベシ

一 長サ二・八米以内

二 幅一・三米以内

三 高サ一・三米以内

第五十二條 二輪足踏自轉車ニ容器又ハ荷臺ノ類ヲ装置セントスルトキハ左ノ制限ニ從フベシ

一 長サ〇・六米以内

二 幅〇・五米以内

第一類 道路 交通取締規則

第一類 道路 交通取締規則

- 三 高サ地上一米以内
- 2 前項ノ容器又ハ荷臺ノ類ハ前部ニ之ヲ装置スルコトヲ得ズ
- 第五十三條 足踏自轉車ニテ物件ヲ運搬スル場合ハ左ノ制限ニ從フベシ
 - 一 容器又ハ荷臺以外ノ箇所ニ積載スベカラザルコト
 - 二 積荷ハ容器又ハ荷臺ヨリ四方ニ突出セシムベカラザルコト
 - 三 積荷ノ高サハ地上二・五米以内ナルコト
 - 四 三輪以上ノ足踏自轉車ニシテ前部ニ容器ノ類ヲ装置スル場合ニ於ケル積荷ハ操縦者ニ於テ完全ニ前方ヲ見透シ得ベキ高サトスルコト
- 第五十四條 年齢十二歳以上ノ者ニ非ザレハ道路ニ於テ足踏自轉車ニ乗車シ又ハ乗車セシムルコトヲ得ズ
- 第五十五條 足踏自轉車ノ操縦者ハ進行中ノ電車自動車自動自轉車ノ直後又ハ側面ニ縮リ若ハ追隨スベカラズ
- 第五十六條 當廳又ハ警察署ニ於テハ定期又ハ臨時ニ自轉車ノ検査ヲ行ヒ必要アリト認メタルトキハ使用ノ禁止ヲ命ズルコトアルベシ其ノ検査ニ應ゼザルトキ亦同ジ
- 2 前項ニ依リ使用ノ禁止ヲ命ゼラレタル自動自轉車ノ使用者ハ直ニ検査證ヲ返納スベシ
- 第五十七條 自轉車ニハ長大、過重又ハ危險ノ虞アル物件ヲ携帯シ又ハ負荷シテ乗車スベカラズ
- 第五十八條 自轉車ニハ操縦者以外ニ乗車シ又ハ乗車セシムルコトヲ得ズ
- 第七 章 牛、馬、荷車、其ノ他
- 第五十九條 牛馬、荷車、客馬車夜間通行スルトキハ相當光度ヲ有スル燈火(無籠ヲ除ク)ヲ前面

- ヨリ明瞭ニ晴易キ様携帶又ハ設備スベシ
- 第六十條 牛馬以外ノ獸類又ハ狂躁其ノ他惡癖アル牛馬ヲシテ諸車ヲ輓カシムベカラズ
- 第六十一條 牛馬、荷車等ニ體力不相應ノ重量貨物ヲ積載運搬シ又ハ運搬セシムベカラズ
- 第六十二條 濫ニ牛馬、牛馬車ヲ疾驅セシムベカラズ
- 第六十三條 人家連檐ノ道路ヲ通行スル二輪牛馬車ニハ口執人ヲ附スベシ
- 2 前項ノ口執人ハ牽綱一米以内ヲ把リ前行スベシ
- 第六十四條 四輪牛馬車ノ使役者ハ牽綱一米以内ヲ把リ進行スベシ
- 第六十五條 四輪牛馬車ニハ常ニ完全ナル制動機ヲ裝置スベシ
- 第六十六條 荷車ニハ乗車シ又ハ乗車セシムベカラズ但シ當廳ニ於テ認メタル馭者臺アル四輪牛馬車ニシテ乗馭ノ儘完全ニ制動シ得ル制動機ヲ裝置セルトキハ馭者臺ニ乗車スルハ此ノ限ニ在ラズ
- 第六十七條 小兒車、奴車ノ類ヲ除クノ外諸車ハ後押ノミニテ進行スベカラス
- 第六十八條 荷車ノ所有者ハ車體右外側ニ住所、氏名左外側ニ荷車ノ種類及荷車ノ自重ヲ明記シ常ニ之ヲ明瞭ニ保チ置クベシ
- 第六十九條 荷車ノ長サ幅ハ左ノ制限ニ從フベシ

種	類	長	幅
四輪	馬車	三・四米以内	〇・八五米以内

第一類 道路 交通取締規則

第一類 道路 交通取締規則

二輪馬車	二・九米以内	〇・七六米以内
大車	二・五米以内	〇・七六米以内
小車	二・二米以内	〇・六七米以内

2 荷臺ト兩車輪車轂トノ間隔ハ各六種ヲ超ユルコトヲ得ズ
第七十條 大車、小車ノ輪帶幅及積載量ハ左ノ制限ニ從フベシ

種類	輪帶幅	積載量
大車	四・九種以上	車體ノ重量ヲ合セ 七五〇瓩以内
小車	三種以上	同上 四五〇瓩以内

2 二百瓩未滿ノ貨物ヲ運搬スル諸車ノ輪帶幅ハ一・八種迄減ズルコトヲ得
3 小車ニシテ大車ノ輪帶幅ヲ有スルトキハ大車相當ノ貨物ヲ積載スルコトヲ得

第七十一條 道路取締令第十六條ニ依リ提出スル長大又ハ重量物運搬ノ許可願ニハ左記事項ヲ記載スベシ

- 一 運搬ノ日時
 - 二 貨物ノ種類又ハ名稱
 - 三 容積又ハ重量
 - 四 運搬ノ方法
 - 五 運搬ノ道筋
 - 六 運搬從事責任者ノ氏名
- 2 運搬許可書ハ運搬從事者之ヲ携帶シ警察官吏ノ求メアルトキハ直ニ之ヲ提示スベシ
- 第七十二條 荷車ノ梶棒ノ長サハ一・五米ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ四輪牛馬車ノ梶棒ハ長サ二・五米迄之ヲ延長スルコトヲ得
- 2 梶棒一個ノモノニ在リテハ其ノ尖端ニ長サ〇・二五米以上ノ堅牢ナル横木ヲ、梶棒二個ノモノニ在リテハ堅牢ナル押木ヲ附スベシ但シ牛馬車ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七十三條 荷車ノ車轂外端ニハ歩行者及沿道ノ建造物等ニ損傷ヲ與ヘザル様適當ナル裝置ヲ爲スベシ但シ車轂ノ構造上危險ノ虞ナキモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七十四條 荷車ノ地摺木ハ車體外ニ突出セシムベカラズ
- 2 地摺木ハ幅〇・一五米以上ニシテ路面ニ觸ルル部分ニハ金屬ヲ用ヒズ且平面ナルコトヲ要ス

第一類 道路 交通取締規則

第八章 騒音防止並ニ廣告、行列其ノ他交通上支障ヲ生ズベキ行爲ノ制限

第七十五條 諸車ハ危險防止其ノ他操縦ノ爲必要ナル範圍ヲ超エテ濫ニ音響器ヲ鳴ラスベカラズ
2 甚シキ騒音ヲ發スル物件ヲ運搬セントスルトキハ騒音防止上適當ナル措置ヲ爲スベシ

第七十六條 車馬ハ特ニ裝飾シ又ハ奏樂其ノ他ノ方法ニ依リ廣告宣傳等ノ目的ヲ以テ通行スベカラズ但シ公益其ノ他特別ノ事由アルモノニシテ出發地所轄警察署長ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十七條 道路ニ「ビラ」又ハ廣告紙ノ類ヲ撒布スベカラズ

第七十八條 五十人以上隊伍ヲ組ミ又ハ行列ヲ爲シ道路ヲ通行セントスルトキハ左ノ事項ヲ遵守スベシ但シ葬祭又ハ學生生徒等ノ隊伍ハ此ノ限ニ在ラズ

一 五十人以下毎ニ一隊ト爲シ二列乃至四列側面縱隊ト爲スコト

二 各隊ニハ二十人以上ノ監督者ヲ附スルコト

三 各隊間ニハ十米以上ノ距離ヲ保ツコト

四 旗幟、提燈ノ類ヲ携帯スルトキハ其ノ高サ三米以内ニシテ一人ニテ容易ニ携帯シ得ベキモノタルコト

第七十九條 警察署長必要ト認ムルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ隊伍、行列ニ關シ遵守事項ヲ命ズルコトヲ得

第八十條 祭典、綠日等ノ爲道路ニ於テ聯合露店ヲ出サントスルトキハ規約ヲ定メ沿道居住者ノ同意書ヲ添ヘ且左記事項ヲ具シ所轄警察署長ニ願出デ許可ヲ受クベシ

一 出願者ノ本籍、住所、氏名、年齢、職業及經歷

二 期間及開設ノ日時

三 區域及其ノ道路ノ幅員

四 世話係ノ住所及氏名

五 出店者ヨリ金品ヲ徵收スルモノハ其ノ金額及費途

第八十一條 前條ノ露店ヲ出ス者ハ左ノ事項ヲ遵守スベシ

一 各店ノ出幅ハ一・五米以内ナルコト

二 交叉點又ハ曲角ヨリ五米以内ニ出店セザルコト

三 路次又ハ建築物ノ出入口ヲ閉塞セザルコト

四 火災報知機、消火栓又ハ人孔ヨリ三米以内ニ出店セザルコト

2 警察署長ハ出店者前項ノ規定ニ違反シタルトキ又ハ交通保全上必要アリト認ムルトキハ前條ノ許可ヲ取消シ又ハ制限スルコトヲ得

第八十二條 第八十條ニ依リ聯合露店ノ許可ヲ受ケタル者ハ左ニ掲グル場合ニ於テハ五日以内ニ届出ヅベシ

一 聯合露店ヲ廢止シタルトキ

二 死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ

2 前項第二號ノ場合ニ於テハ戸主又ハ家族ニ於テ其ノ手續ヲ爲スベシ

第八十三條 道路ニ於テ左記事項ヲ爲サントスルトキハ其ノ目的、方法、期間及區域又ハ場所ヲ具シ所轄警察署長ニ願出デ許可ヲ受クベシ

第一類 道路 交通取締規則

第一類 道 路 交通取締規則

一一二

- 一 建築工事ノ爲掛出、板圍、足代、支柱等ヲ設ケントスルトキ
 - 二 祭典、興行、賣出等ノ爲店出ヲ爲シ又ハ幟杭、篝火ヲ設ケ若ハ積物、飾物等ヲ爲サントスルトキ
 - 三 神輿、山車、地車、太鼓臺、屋臺、練物ノ類ヲ出サントスルトキ
 - 四 道路ヲ經テ建物ヲ移シ又ハ輾木其ノ他一時的設備ヲ以テ物件ヲ運搬セントスルトキ
 - 五 競技其ノ他ノ催ヲ爲サントスルトキ
 - 六 前各號ノ外交通上支障ヲ生ズルノ虞アル行爲ヲ爲サントスルトキ
- 警察署長ハ危險防止其ノ他交通保全ノ爲必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ制限スルコトヲ得
- 第八十四條 道路又ハ沿道ノ土地若ハ建物ニ於テ演藝、演說、說教、著音器又ハ「ラデオ」ノ擴聲其ノ他人寄ノ行爲ヲ爲シ因テ交通上支障ヲ生ズベキ場合ハ警察官吏ハ其ノ停止其ノ他必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第九章 道路ノ保全

- 第八十五條 道路ヲ汚損シタルモノハ直ニ原狀ニ回復スベシ道路又ハ沿道ノ土地ニ於ケル工作物ヲ毀損シ因テ交通上支障ヲ生ズルノ虞アル場合亦同ジ
- 第八十六條 道路ニ庇、看板、煙突、陳列棚等ヲ突出セシムベカラズ
- 2 標旗、標燈、日除ノ類ハ路面上四・五五米以下ノ高サニ於テ道路ニ突出セシムベカラズ但シ一時限ノモノヲ路面上二・五米以上ノ高サニ於テ〇・六米以内突出セシムルハ此ノ限ニ在ラズ
- 3 前項ニ依リ設置スル標旗、標燈、日除ノ類ハ構造裝置上常ニ危險ノ虞ナカラシメ且日除ハ布類

ヲ用フベシ

第八十七條 道路占用ノ許可ヲ受ケタルモノハ其ノ占用中現場踏易キ個所ニ占用許可書又ハ其ノ寫ヲ掲出シ置クベシ

第八十八條 道路工事又ハ道路占用ノ許可ヲ受ケ道路ヲ掘鑿シ又ハ道路ニ於テ作業スル場合ハ左ノ各號ニ從フベシ

- 一 施行區域ハ作業上直接必要ナル限度ニ止ムルコト
 - 二 施行區域比較的長キニ互ル場合ニ於テハ之ヲ數區ニ區分シ一區毎ニ順次施行スルコト
 - 三 掘鑿シタル土砂又ハ施行材料若ハ器具ノ類ハ特ニ道路ノ一側ニ片寄セ置クコト
 - 四 道路ヲ横斷シテ施行スル場合ハ之ヲ兩分シ其ノ一半ヲ終リタル後ニ非ザレバ他ノ一半ニ著手セザルコト但シ已ムヲ得ザル場合ニシテ架梁其ノ他適當ナル設備ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
 - 五 交通杜絶ヲ來スノ虞アルトキハ又ハ交通繁劇ナル場所ニ於テハ夜間作業等ノ方法ニ依リ速ニ施行スルコト
 - 六 工事終リタルトキハ直ニ交通上支障ナキ狀態ニ復スルコト
- 2 前項ノ義務者ハ施行者、工事請負人又ハ現場監督者トス
- 第八十九條 公共物揚場ニ荷揚シタル貨物ハ速ニ搬去スベシ
- 第九十條 市街地ノ道路ニ於テハ常ニ掃除、撒水、除雪ニ努ムベシ
- 2 前項ノ義務ハ道路管理者ニ於テ施行スルモノノ外兩側居住者ニ於テ、若居住者ナキトキハ家屋所有者又ハ土地所有者ニ於テ之ヲ負擔スベシ

第一類 道 路 交通取締規則

一一三

第一類 道 路 交通取締規則

第九十一條 人家連檐ノ道路ニ於テ濫ニ敷物、疊、穀類其ノ他ノモノノ塵芥ヲ拂ヒ又ハ飛散セシムベカラズ

第九十二條 道路及沿道ノ場所ニ汚穢物ヲ堆積シ若ハ乾曝シ又ハ道路ニ汚泥汚水ヲ撒クベカラズ

第九十三條 道路ニ於ケル牛、馬ノ糞便ハ其ノ使役者ニ於テ直ニ之ヲ掃除スベシ

第九十四條 2牛馬車ノ使役者ハ前項ノ義務履行ニ必要ナル設備ヲ爲シ置クベシ

第九十五條 道路ニ沿ヒタル井戸、便所、汚物溜ニハ適當ナル覆蓋又ハ防圍ヲ設クベシ

第九十六條 脱漏、飛散シ易キ物又ハ臭氣ヲ發散スベキ物ヲ運搬スルトキハ脱漏、飛散又ハ臭氣ノ發散ヲ防止スルニ足ルベキ容器ヲ用ヒ其ノ他適當ナル裝置ヲ爲スベシ

第九十七條 人家稠密ノ場所ニアル空地ニシテ道路ニ沿ヒタルトキハ道路ニ面シ相當ノ牆塀ヲ設クベシ

第十章 罰 則

第九十七條 第三條第一項、第四條、第十一條第一項、第十二條第一項、第三項、第十三條、第十四條、第十七條、第十九條、第二十一條第一項、第二十六條、第二十八條、第三十條、第三十一條第一項、第二項、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十八條、第四十條第三項、第四十二條、第四十七條乃至四十九條、第五十三條、第五十五條、第五十七條、第五十八條、第六十二條乃至第六十四條、第七十五條第一項、第七十六條乃至第七十八條、第八十條、第八十一條、第八十三條、第八十八條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第三十七條第二項ニ規定セル手續ヲ爲サズシテ檢査證ノ有効期間滿了シタル自動自轉車ヲ使用シ若ハ第六十五條ニ規定セル裝置ヲ具備セザル四輪牛馬車ヲ使用シタル者又ハ第十二條第二項、第七十九條、第八十四條ノ規定ニ基ク警察署長若ハ警察官吏ノ命令ニ違反シタル者又ハ第五十六條第一項ノ規定ニ基ク處分ニ違反シタル者若ハ第八十五條ニ規定セル原狀回復ノ義務ヲ怠リタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

第九十八條 第五條第一項、第二項、第六條第一項乃至第四項、第七條乃至第九條、第十條、第十四條乃至第十六條、第十八條、第二十條、第二十一條第二項、第二十二條乃至第二十四條第一項、第二十五條、第二十七條、第三十條、第三十一條第二項、第三十三條、第三十六條第三項、第三十七條第三項、第三十九條第二項、第四十三條、第四十四條、第四十六條、第五十四條、第五十六條第二項、第六十條、第六十一條、第六十六條乃至第六十八條、第七十一條第二項、第七十五條第二項、第八十二條、第八十六條、第八十七條、第八十九條乃至第九十六條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第五十九條乃至五十二條ニ規定セル裝置、構造若ハ制限ニ依ラザル足踏自轉車ヲ使用シタル者又ハ第六十九條ニ規定セル制限ニ依ラザル荷車ヲ使用シタル者又ハ第七十二條乃至第七十四條ニ規定セル構造裝置ヲ具備セザル荷車ヲ使用シタル者ハ科料ニ處ス

第九十九條 前二條ニ規定セル違反行爲ヲ教唆シ又ハ幫助シタル者ハ正犯ニ準ジ之ヲ處罰ス

第一百條 法人ニ在リテハ前三條ノ罰則ハ其ノ代表者ニ之ヲ適用ス

附 則

第一百一條 本令ハ昭和七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一百二條 大正十一年五月大阪府令第三十八號交通取締規則ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第一百三條 本令施行ノ際現ニ使用セル足踏自轉車ニシテ本令ノ規定ニ適合セザルモノハ本令施行ノ日ヨリ六月以内ニ之ヲ改ムベシ

第一百四條 従前ノ規定ニ依リ車體檢査ニ合格シタル自動自轉車ハ本令ニ依リ車體檢査ニ合格シタルモノト看做ス

第一類 道 路 交通取締規則

第一類 道路

道路法第五十條ノ規定ニ依ル道路ノ沿道ノ區域ニ關スル件、道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件

一一六

◎道路法第五十條ノ規定ニ依ル道路ノ沿道ノ區域ニ關スル件

(大正十一年七月三十一日) 內務省訓令第一六號

道路法第五十條ノ規定ニ依ル沿道ノ區域ハ特別ノ事由アル場合ヲ除クノ外道路ノ各一側ニ其ノ路面總幅員ノ二倍五分以内ト爲スベシ但シ特殊ノ箇所ニ限り之ヲ五倍以内ト爲スコトヲ得

◎道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件

(大正九年三月三十日) 改(大正九年四月內務省令第八號) 內務省令第六號 正(大正十五年九月 同第四四號)

第一條 國道、府縣道ニ關スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セ

- 一 府縣道ノ路線ノ認定ノ變更又ハ廢止ニシテ重要ナラサルモノ
- 二 道路ノ區域ノ決定又ハ其ノ變更ニシテ道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ區域内ニ關セサルモノ
- 三 道路ノ附屬物ノ區域ノ決定又ハ其ノ變更
- 四 沿道ノ區域ノ決定又ハ其ノ變更ニシテ內務大臣ノ定ニ準據スルモノ
- 五 國道、內務大臣ノ指定スル府縣道又ハ其ノ附屬物ノ新設又ハ改築ニシテ道路ノ些少ナル區

間ニ於ケル幅員、勾配、屈曲及路面ノ改良ニ屬スルモノ若ハ溝橋並簡易ナル橋梁(キング形、タキーン形、ハウ形、單式ワレン形等ノ構桁橋及桁橋ノ類) 渡船場及道路法第二條第二號及第三號ノ附屬物ニ關スルモノ

- 五ノ二 內務大臣ノ指定スル府縣道以外ノ府縣道又ハ其ノ附屬物ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト
- 六 道路橋梁ノ應急施設
- 七 道路法第二十一條ノ規定ニ依ル工事ノ執行又ハ維持ニシテ主務大臣ノ管理スル河川ノ附屬物ニ關セサルモノ
- 八 道路法第二十二條ノ規定ニ依ル工事ノ執行ニシテ主務大臣ノ施設スル河川ニ關スル工事ニ關セサルモノ
- 九 道路法第二十三條ノ規定ニ依リ下級行政廳又ハ私人ヲシテ道路若ハ其ノ附屬物ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ又ハ維持ヲ爲サシムルコト
- 十 削除
- 十一 道路法第二十四條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ヲ爲スコト
- 十二 道路法第二十五條ノ規定ニ依リ他ノ工事ヲ執行スルコト
- 十三 非常災害ノ場合ニ於テ六月ヲ超エサル期間ニ於テ道路法第二十六條ノ規定ニ依ル承認ヲ爲スコト
- 十四 道路法第二十八條ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ニシテ內務大臣ノ定ニ準據スルモノ
- 十五 道路法第二十八條ノ規定ニ依リ道路ノ占用料ヲ徵收スルコト

第一類 道路

道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件

一一七

一類 道路 道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件 一一八

十六 道路法第三十七條ノ規定ニ依ル負擔ニシテ國ノ負擔ニ關セサルモノ

十七 道路法第三十八條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

十七ノ二 道路法第三十九條及第四十條ノ規定ニ依ル負擔ニシテ監督官廳ノ認可ヲ得タル標準ニ依ルモノ

十八 道路法第四十一條ノ規定ニ依リ費用ヲ負擔セシムルコト

十九 道路法第五十一條第一號乃至第四號ノ規定ニ依リ處分ヲ爲スコト

第二條 削除

第三條 市道、町村道ニ關スル事項ニシテ左ニ掲クルモノハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

一 道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ區域内ニ於ケル市道ノ路線ノ認定又ハ其ノ變更、廢止

二 前號ニ規定スル以外ノ市ノ市道又ハ町村道ノ路線ノ認定ノ變更若ハ廢止ニシテ重要ナラサルモノ

二ノ二 府縣知事ノ指定スル道路又ハ其ノ附屬物ノ新設又ハ改築ニシテ第一條第五號ニ該當スルモノ

二ノ三 府縣知事ノ指定スル道路以外ノ道路又ハ其ノ附屬物ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

三 道路法第二十一條ノ規定ニ依ル工事ノ執行又ハ維持ニシテ主務大臣又ハ府縣知事ノ管理スル河川ノ附屬物ニ關セサルモノ

四 道路法第二十二條ノ規定ニ依ル工事ノ執行ニシテ主務大臣又ハ府縣知事ノ施設スル河川ニ關スル工事ニ關セサルモノ

四ノ二 非常災害又ハ從來ノ慣行アル場合ニ於テ道路法第二十三條ノ規定ニ依リ私人ヲシテ道路又ハ其ノ附屬物ノ修繕ニ關スル工事ヲ執行セシメ若ハ維持ヲ爲サシムルコト

四ノ三 道路法第二十五條ノ規定ニ依ル他ノ工事ノ執行ニシテ他ノ工事ニ關シ法律勅令ニ基キ許可、認可又ハ承認ヲ要セサルモノ

五 道路法第二十四條ノ規定ニ依ル許可

六 占用料ノ徵收ニシテ監督官廳ノ認可ヲ得タル標準ニ依ルモノ

七 道路法第三十七條ノ規定ニ依ル負擔ニシテ國又ハ府縣ノ負擔ニ關セサルモノ

七ノ二 道路法第三十八條ノ規定ニ依リ第四號ノ二ニ要スル費用ヲ負擔セシムルコト

七ノ三 道路法第四十一條ノ規定ニ依リ他ノ工事ニ關スル費用ヲ道路ニ關スル工事ノ費用ヲ負擔スル者ヲシテ負擔セシムルコト

八 第一條第三號、第四號、第六號、第十三號、第十四號、第十七號ノ二又ハ第十九號ノ規定ニ該當スルモノ

九 第一次監督官廳ノ認可ヲ受クヘキ事項ニシテ府縣知事ニ於テ認可ヲ受クルコトヲ要セスト定メタルモノ

第四條 本令中府縣道ニ關スル規定ハ地方費道及準地方費道ニ關シ、府縣知事ニ關スル規定ハ道廳長官ニ關シ、府縣ニ關スル規定ハ地方費ニ關シ之ヲ適用ス但シ準地方費道ニ關シ道路法第二

第一類 道路 道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件

第一類 道路

道路法第五十二條但書ノ規定ニ依リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件

一一〇

十六條ノ規定ニ依ル承認ヲ爲シ又ハ同法第二十七條ノ規定ニ依リ橋錢若ハ渡錢ヲ徵收スル橋梁又ハ渡船場ヲ設クル場合ニ於テ内務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

附則

- 1 本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年四月一日)
- 2 道路法第十七條但書ノ規定ニ依ル市ノ区域内ニ於ケル國道、府縣道ノ道路區域ノ決定ハ道路法施行ノ際ニ限リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス
- 3 道路及其ノ附屬物ノ新設ハ道路法施行ノ際ニ限リ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス但シ國道、府縣道、地方費道及主要ナル【郡道】市道區道町村道ノ道路橋梁ノ構造ニ付テハ道路法施行後一年内ニ更ニ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ
- 4 道路法ノ施行ニ依リ道路若ハ其ノ附屬物ニ關スル費用カ上級行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トナリタル場合ニ於テ道路法第二十三條ノ規定ニ依リ下級行政廳ヲシテ既ニ著手セル工事ヲ引續キ執行セシムルモノハ監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス其ノ費用ノ負擔ニ關シ道路法第三十八條ノ規定ニ依ルトキ亦同シ
- 5 假定縣道又ハ府縣費支辨里道ニシテ道路法施行ノ際【郡道】以下ノ道路トナリタルモノニ關シ道路法第二十四條ノ承認ヲ得府縣ニ於テ大正八年以前ノ災害ニ因ル工事ヲ引續キ執行スルモノハ其ノ承認ニ付内務大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス

附則 (大正十五年九月内務省令第四四號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎市道、町村道ニ關スル事項ニシテ知事ノ認可ヲ受クルヲ要セサル件

(昭和三年九月二十日 大阪府令第五七號)

大正九年三月内務省令第六號第三條第九號ニ依リ第一次監督官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要セサル件左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 市道、町村道ニ關スル事項ニシテ左ニ掲グルモノハ知事ノ認可ヲ受クルコトヲ要セス
- 一 大阪市内ノ市道ノ道路ノ區域ノ決定又ハ其ノ變更ニシテ道路ノ區域ニ編入ノ爲新ニ買收、收用、土地又ハ其ノ他ノ方法ニ因リ權利ヲ取得シタル土地ニ係ルモノ

◎道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ノ管理及處分ニ關スル件

(大正八年十一月二十六日 改(大正十年一月二十五日) 勅令第四七四號) 正(勅令第一〇號)

第一條 道路ノ路線ノ認定ノ變更又ハ廢止ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路又ハ其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ其ノ道路ノ管理者タリシ者之ヲ管理處分ス

第二條 道路法第六十二條第二項ノ期間ハ國道、府縣道及地方費道ニ關シテハ八月、其ノ他ノ道路ニ關シテハ四月トス

2 前項ノ期間ハ道路ノ附屬物ヲ構成シタル物件ニ關シ監督官廳ノ認可ヲ得テ十五日迄之ヲ短縮スルコトヲ得

第三條 第一條ノ物件前條ノ期間滿了前ニ定リタル道路又ハ其ノ附屬物ノ區域内ニ在ルトキハ其

第一類 道路 市道町村道ニ關スル事項ニシテ知事ノ認可ヲ受クルヲ要セサル件、道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ノ管理及處分ニ關スル件

一一一

第一類 道路 道路法第六十二條ノ規定ニ依ル不用物件等ノ
管理及處分ニ關スル件

- ノ管理者ニ之ヲ引渡スヘシ
- 第四條 第一條ノ物件他人ノ所有ニ屬スルモノナルトキハ前條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外其ノ所有者ニ之ヲ還付スヘシ
- 2 第一條ノ物件官有財産トシテ存置スルノ必要アルモノナルトキハ前條ノ規定ニ該當スル場合ヲ除クノ外主務大臣ニ之ヲ還付スヘシ
- 3 道路附替ノ場合ニ於テハ其ノ附替ニ依リ不用ニ歸スル第一條ノ物件ハ新ニ道路又ハ其ノ附屬物ヲ構成スル物件ト第二條ノ期間内ニ於テ交換スルコトヲ得
- 第五條 第一條ノ物件前二條ニ該當セサル場合ニ於テハ道路ノ費用ヲ負擔シタル公共團體ニ之ヲ交付スヘシ土地收用法第六十六條第一項又ハ民法第五百七十九條ノ規定ニ依ル賣渡ハ交付ヲ受ケタル公共團體之ヲ爲スヘシ
- 2 前項ノ場合ニ於テ二以上ノ公共團體アルトキハ第一條ノ管理者ハ監督官廳ノ認可ヲ得テ交付ノ割合ヲ定ムヘシ
- 第六條 前數條ノ規定ニ依ルモノヲ除クノ外道路又ハ其ノ附屬物ノ區域ノ變更其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路又ハ其ノ附屬物ヲ構成シタル物件及材料器具機械等ノ管理及處分ニ付テハ第一條、第四條及前條ノ規定ヲ準用ス
- 第七條 本令ニ依ル管理若ハ處分ノ費用又ハ管理中ノ收益ニ關シテハ道路ニ關スル費用又ハ道路ヨリ生スル收益ト看做ス
- 第八條 道路法施行令第十九條乃至第二十二條ノ規定ハ本令ニ規定スル管理者ノ監督ニ付之ヲ準用ス

附則
本令ハ道路法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス (大正九年四月一日)

第二類 河川

河川法

(明治二十九年四月八日) 改(大正四年六月十九日法律第四號)
法律第七一號 正(昭和二年三月十一日同 第三號)

第一章 總則

- 第一條 此ノ法律ニ於テ河川ト稱スルハ主務大臣ニ於テ公共ノ利害ニ重大ノ關係アリト認定シタル河川ヲ謂フ
- 第二條 河川ノ區域ハ地方行政廳ノ認定スル所ニ依ル
- 2 流水河川ノ區域外ニ出テテ永期ニ渉ルヘキモノト認ムルトキハ地方行政廳ハ其ノ河川ノ區域ヲ變更スヘシ
- 第三條 河川竝其ノ敷地若ハ流水ハ私權ノ目的トナルコトヲ得ス
- 第四條 地方行政廳ニ於テ河川ノ支川若ハ派川ト認定シタルモノハ命令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外總テ河川ニ關スル規程ニ從フ
- 2 堤防、護岸、水制、河津、曳船道其ノ他流水ニ因リテ生スル公利ヲ增進シ又ハ公害ヲ除却若ハ輕減スル爲ニ設ケタルモノニシテ地方行政廳ニ於テ河川ノ附屬物ト認定シタルモノハ命令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外總テ河川ニ關スル規程ニ從フ

第二類 河川 河川法

第五條 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ河川ニ流入シ若ハ河川ヨリ分岐スル水流若ハ水面又ハ第一條ノ認定ヲ受ケサル河川ニ準用スルコトヲ得

第二章 河川ノ管理

第六條 河川ハ地方行政廳ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ヲ管理スヘシ但シ主務大臣カ自ラ河川ニ關スル工事ヲ施行シタルモノニ付必要ト認ムルトキ又ハ他府縣ノ利益ヲ保全スル爲必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ之ヲ管理シ又ハ其ノ維持修繕ヲナスコトヲ得 (昭和二年三月法律第三號改正)

第七條 地方行政廳ハ河川ニ關スル工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス但シ第四十三條ニ依リ通航料徴收ノ許可ヲ得タル者ヲシテ其ノ義務ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ妨ケス

第八條 河川ニ關スル工事ニシテ利害ノ關係スル所一府縣ノ區域ニ止マラサルトキ又ハ其ノ工事至難ナルトキ若ハ其ノ工費至大ナルトキ又ハ河川ノ全部若ハ一部ニ付キ大體ニ渉ル一定ノ計畫ニ基キテ施行スル改良工事ナルトキハ主務大臣ハ自ラ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ工事ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共團體ノ行政廳ニ命シテ之ヲ施行セシムルコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ此ノ法律ニ依リテ地方行政廳ノ有スル職權ヲ直接施行スルコトヲ得

第九條 地方行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ管内ノ下級行政廳ヲシテ河川ニ關スル工事ノ一部ヲ施行セシメ又ハ其ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

第十條 河川ノ附屬物ニシテ兼ネテ他ノ工作物ノ效用ヲナスモノアルトキハ地方行政廳ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ其ノ附屬物ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

2 他ノ工作物ニシテ兼ネテ河川ノ附屬物ノ效用ヲナスモノアルトキハ地方行政廳ニ於テ其ノ工作物ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ得

第十一條 他ノ工事ニ因リ河川ニ關スル工事ノ必要ヲ生シタルトキハ地方行政廳ハ其ノ工事ノ施行者ヲシテ河川ニ關スル工事ヲ施行セシムルコトヲ得

2 河川ニ關スル工事ニ因リ必要ヲ生シタル他ノ工事又ハ河川ニ關スル工事ヲ施行スル爲ニ必要ナル他ノ工事ハ地方行政廳ニ於テ併セテ之ヲ施行スルコトヲ得

第十二條 行政廳ハ河川ニ關スル工事ノ請負ヲナスコトヲ得

第十三條 河川ニ關スル工事ノ請負ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 地方行政廳ハ其ノ管理ニ屬スル河川ノ臺帳ヲ調製シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

2 臺帳ノ調製、保管、記載事項等ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

3 主務大臣ノ認可ヲ經タル臺帳ニ記載セル事項ニ關シテハ反對ノ立證ヲ許サス但シ臺帳調製後其ノ事實ノ變更シタルコトヲ證スルヲ妨ケス

第十五條 地方行政廳ニ於テ河川管理ノ爲特ニ吏員ヲ置クコトヲ要スルトキハ其ノ定員、給料、手當、職務權限並其ノ費用ノ負擔者等ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三章 河川ノ使用ニ關スル制限並警察

第十六條 舟筏ノ通航及流水ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 左ニ記載スル工作物ヲ新築、改築若ハ除却セムトスル者ハ地方行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

一 流水ヲ停滯セシメ若ハ引用シ又ハ流水ノ害ヲ豫防スル爲ニ施設スル工作物

二 河川ニ注水スル爲ニ施設スル工作物

三 河川ノ區域内ニ於テ敷地ニ固着シテ施設スル工作物又ハ河川ニ沿ヒ若ハ河川ヲ横過シ若ハ其ノ床下ニ於テ施設スル工作物

第十八條 河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用セムトスル者ハ地方行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十九條 流水ノ方向、清潔、分量、幅員若ハ深淺又ハ敷地ノ現狀等ニ影響ヲ及ホス

ノ虞アル工事、營業其ノ他ノ行爲ハ命令ヲ以テ之ヲ禁止若ハ制限シ又ハ地方行政廳ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第二十條 左ノ場合ニ於テ地方行政廳ハ許可ヲ取消シ若ハ其ノ效力ヲ停止シ若ハ其ノ

條件ヲ變更シ又ハ既ニ施設シタル工作物ヲ改築若ハ除却セシメ又ハ原形ノ回復ヲ命

シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リテ生スル危害ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ヲナサ

シムルコトヲ得

一 工事施行ノ方法若ハ施行後ニ於ケル管理ノ方法公安ヲ害スルノ虞アルトキ

二 河川ノ狀況ノ變更其ノ他許可ノ後ニ起リタル事實ニ因リ必要ヲ生スルトキ

三 河川ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ與ヘタルモノノ外ニ工事、使用若ハ占用

ヲ許可スル爲ニ必要ナルトキ

四 此ノ法律ニ基キテ發スル命令ノ規程ニ依リ必要ヲ生スルトキ

五 法律命令ニ違背シタルトキ

六 公益ノ爲ニ必要アルトキ

第二十一條 本章ノ規程ニ依リ與ヘタル許可ニ依リテ生スル權利義務ハ地方行政廳ノ

許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ他人ニ移スコトヲ得ス

第二十二條 法律、命令若ハ許可ノ條件ニ違背シタル者ハ行政廳ノ命スル所ニ從ヒ其

ノ違背ニ因リテ生シタル事實ヲ更正シ且其ノ因リテ生スル損害ヲ豫防スル爲ニ必要

ナル設備ヲナスヘシ

第二十三條 洪水ノ危險切迫ナルトキハ地方行政廳又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其

ノ現場ニ於テ直ニ防禦ノ爲ニ必要ナル土地ヲ使用シ土砂、竹木其ノ他ノ材料、車馬

其ノ他ノ運搬具及器具等ヲ使用若ハ徵收シ又ハ其ノ現場ニ在ル者ヲ使役シ又ハ家屋

其ノ他ノ障害物ヲ破毀スルコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テ地方行政廳又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ管内ニ於テ夫役ヲ

命シ又ハ下級公共團體ニ命シテ土地、材料、運搬具、器具及夫役ヲ供セシメ又ハ市

町村長其ノ他ノ市町村吏員等ヲ指揮シテ必要ナル處分ヲサシムルコトヲ得
3 地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級公共團體ニ命シテ豫メ洪水防禦ノ爲必要ナル準備ヲナ
サシムルコトヲ得

第四章

河川ニ關スル費用ノ負擔、土地所有者ノ權利
義務並河川ノ管理ヨリ生スル收入等

第二十四條 河川ニ關スル費用ハ府縣ノ負擔トス

2 主務大臣ニ於テ第六條但書ニ依リ河川ノ管理若ハ其ノ維持修繕ヲナス場合ニ於テハ
國庫ニ於テ其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ負擔スルコトヲ得

3 第一項費用ノ範圍ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十五條 通航料徵收ノ許可ヲ受ケテ施設シタル工作物ノ爲ニ要スル費用ハ其ノ徵
收期間許可ヲ受ケタル者ノ負擔トス

第二十六條 河川ノ改良工事ニ要スル豫算費用ニシテ其ノ府縣内ノ地價總額千分ノ二
箇半ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ノ三分ノ二以内ヲ國庫ヨリ補助スルコトヲ得但シ
地價總額百分ノ二箇半ヲ超過スル部分ニ付テハ其ノ超過額ノ四分ノ三以内ヲ補助ス
ルコトヲ得

2 前項ニ於テ地價ト稱スルハ其年分地租ヲ徵收スヘキ土地ノ一月一日現在地價ヲ謂フ

3 災害ニ因リ必要ヲ生シタル工事ニ要スル費用ハ第一項ニ依ルノ限ニ在ラス

4 工事費用精算ノ上豫算ヨリ減スルコトアルモ既ニ與ヘタル補助金ハ之ヲ還付セシメ

サルコトヲ得

第二十七條 第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ府縣ハ前條ノ
規程ニ準シテ其ノ豫算費用ヲ負擔シ國庫ハ其ノ殘額ヲ負擔スヘシ

2 前項ノ場合ニ於テ府縣ノ負擔スヘキ金額並不足額ノ補充及殘餘金ノ處分等ハ主務大
臣之ヲ定ム

第二十八條 第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ府縣ハ其ノ負
擔スヘキ豫算金額ヲ國庫ニ納付スヘシ

第二十九條 地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級公共團體ヲシテ河川ニ關スル費用ノ一部ヲ
負擔セシムルコトヲ得

第三十條 河川ノ附屬物ニシテ兼ネテ他ノ工作物ノ效用ヲナスモノアルトキハ其ノ工
作物ノ管理者タル行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體若ハ管理者タル私人ヲシテ其ノ
附屬物ニ關スル費用ノ全部若ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十一條 營業ノ結果ニ因リ特ニ河川ニ關スル工事ノ必要ヲ生セシムルモノアルト
キハ其ノ營業者ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十二條 河川ニ關スル工事ニシテ他ノ工事ニ因リ必要ヲ生シタルモノナルトキハ
其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生シタル程度ニ於テ其ノ原因タル工事ノ費用負擔者ヲシテ
之ヲ負擔セシムルコトヲ得

2 河川ニ關スル工事ニ因リテ必要ヲ生シタル他ノ工事ノ費用ハ其ノ工事ノ管理者タル

行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體若ハ管理者タル私人ノ負擔トス但シ命令ノ定ムル所ニ從ヒ河川ニ關スル費用ノ内ヨリ其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ補助スルコトヲ妨ケス

第三十三條 河川ニ關スル工事ニシテ他ノ府縣若ハ他府縣内ノ公共團體ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキ又ハ河川ニ關スル工事若ハ其ノ維持ニシテ主トシテ他府縣内ノ住民ノ河川ノ使用ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ府縣若ハ其ノ府縣内ノ公共團體ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第三十四條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ノ命シタル事項ヲ遵守スル爲ニ要スル費用ハ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外其ノ命ヲ受ケタル者ノ負擔トス

第五十二條ニ依リ主務大臣若ハ地方長官ニ於テ義務者ノ履行スヘキ事項ヲ自ラ執行シ若ハ第三者ヲシテ執行セシメタルカ爲ニ要シタル費用ハ其ノ義務者ヨリ之ヲ追徵スルコトヲ得

第三十五條 公共團體ハ河川ニ關スル工事若ハ費用ノ爲寄附ヲナスコトヲ得

第三十六條 公共團體ハ河川ニ關スル費用ニ付キ私人若ハ其ノ區域内ノ下級公共團體ニ補助ヲナスコトヲ得

第三十七條 公共團體ハ河川ニ關スル費用ニ付キ利害關係ノ厚薄ヲ標準トシテ其ノ區域内ニ於テ不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得

第三十八條 河川ニ關スル工事ノ爲必要ナルトキハ地方行政廳ハ管内ノ土地若ハ森林ノ所有者ニ命シ補償金トシテ時價相當ノ金額ヲ下付シテ其ノ所有ニ係ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給セシムルコトヲ得但シ時價ニ關シテ協議整ハサルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若ハ其ノ所在不明ナルトキハ地方行政廳ハ相當ト認ムル金額ヲ供託シテ本條ノ供給ヲナシムルコトヲ得

第三十九條 河川ニ關スル工事ノ爲メ必要ナルトキハ地方行政廳ハ其ノ堤外地ニ立入リ又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル建築物其ノ他ノ障害物ヲ除却スルコトヲ得

2 堤外地ニ非サル沿岸若ハ沿堤土地ニ關シテハ其ノ地先ニ施行スヘキ工事ノ爲必要ナル場合ニ限リ前項ヲ適用スルコトヲ得

3 前二項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル所有者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ府縣ニ對シ補償金ヲ請求スルコトヲ得

第四十條 第二十三條第一項ノ處分ニ因リ著シク損害ヲ受ケタル者アルトキハ地方行政廳ハ其ノ管内ノ市町村、町村組合若ハ水利組合ニ命シテ其ノ物件ノ價額ヲ補償セシムルコトヲ得其ノ價額ハ行政廳之ヲ定ム

2 前項補償ノ手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 法律、命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタル工事、設備、使用、占用若ハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

2 前項ニ依リ行政廳ニ於テ下付スヘキ賠償金ハ其ノ行政廳ノ直接ニ管轄スル公共團體

ノ負擔トス

第四十二條 流水ヲ停滯シ若ハ引用スル爲ノ工作物ノ施設其ノ他河川ノ使用若ハ占用ヲ許可スルトキハ其ノ管理者、使用者若ハ占用者ヨリ使用料若ハ占用料ヲ徵收スルコトヲ得

2 本條ノ使用料若ハ占用料其ノ他河川ヨリ生スル收入ハ府縣ニ歸ス

第四十三條 地方行政廳ハ私人若ハ其ノ管内下級公共團體ニ於テ舟筏ノ便ヲ謀ル爲新築若ハ改築工事ヲ施行スル場合ニ限り舟筏ヨリ通航料ヲ徵收スルコトヲ許可スルコトヲ得但シ其ノ年限ハ當初許可シタル時ヨリ三十箇年ヲ超過スルコトヲ得ス

2 通航料ノ徵收ヲ停止スヘキ場合ニ於ケル補償其ノ他通航料ノ制限等ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 河川敷地ノ公用ヲ廢シタルトキハ地方行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ處分スヘシ但シ此ノ法律施行前私人ノ所有權ヲ認メタル證據アルトキハ其ノ私人ニ下付スヘシ

第四十五條 河川附近ノ土地若ハ工作物ノ所有者ハ命令ノ規程ニ依リ行政廳ノ命スル所ニ從ヒ其ノ土地ノ缺壞若ハ土砂流出ヲ豫防スル爲又ハ其ノ工作物ノ河川ニ及ボス損害ヲ豫防スル爲ニ必要ナル設備ノ全部若ハ一部ヲナシ又ハ其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ負擔スルノ義務ヲ有ス

第四十六條 河川ニ土砂ヲ流出スルノ虞アル土地ノ所有者ハ行政廳ニ於テ其ノ土地ニ

竹木芝草ヲ植附ケ若ハ培養シ又ハ其ノ他土砂扞止ノ設備ヲナシ若ハ之ヲ維持スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

2 前項ニ依リ植附タル竹木芝草ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ土地所有者ヲシテ收益ノ全部若ハ一部ヲ取得シテ之ヲ培養スルノ義務ヲ負ハシムルコトヲ得

3 土砂扞止ノ爲ニ要スル土地ハ行政廳ニ於テ土地收用法ニ依リ之ヲ收用スルコトヲ得

4 第一項土地ノ區域ハ地方行政廳ニ於テ豫メ之ヲ告示スヘシ

第四十七條 此ノ法律ヲ以テ定メタルモノノ外尙河川附近ノ土地、家屋若ハ其ノ他ノ工作物ニ關シ河川ノ公利ヲ増進シ又ハ公害ヲ除却若ハ輕減スル爲ニ必要ナル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 河川若ハ河川附近ノ土地ニ關シテ規定シタル事項ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ河川ニ關スル工事ニ因リ新ニ河川トナルヘキ區域若ハ其ノ附近ノ土地ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第五章 監督及強制手續

第四十九條 主務大臣ハ河川ニ關スル行政ヲ監督ス

2 地方長官ヲシテ第一次ニ於テ監督セシムヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

3 此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ主務大臣若ハ地方長官ノ認可ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

4 第三十五條及第三十六條ニ規定シタル事項並此ノ法律ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ニ關シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第五十條 他ノ府縣若ハ他ノ府縣内ノ公共團體ヲシテ費用ヲ負擔セシムル爲ニ必要ナル手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 主務大臣ハ地方行政廳ニ命シテ河川ニ關スル工事ヲ施行セシメ又ハ河川ノ區域及其ノ附屬物ノ認定若ハ臺帳ノ更正ヲナサシメ其ノ他此ノ法律ニ規定シタル地方行政廳ノ職權ヲ施行セシムルコトヲ得

第五十二條 義務者ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ履行セス若ハ之ヲ履行スルモ必要ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ履行ノ方法宜キヲ得サルトキハ主務大臣若ハ地方長官ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第五十三條 私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ主務大臣若ハ地方長官ハ一定ノ期限ヲ示シ若期限内ニ履行セサルトキ若ハ之ヲ履行スルモ不充分ナルトキハ千圓以内ニ於テ指定シタル過料ニ處スルコトヲ豫告シテ其ノ履行ヲ命スルコトヲ得

第五十四條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ納付セシメタル保證金ハ行政廳ニ於テ直ニ其ノ納付ノ目的又ハ過料ニ充用スルコトヲ得
2 前項保證金ハ他ノ債權ノ爲ニ差押フルコトヲ得ス

第五十五條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ負擔スヘキ費用及過料ハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外行政廳ニ於テ國稅滯納處分法ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得

2 前項ノ費用及過料ニ付キ行政廳ハ國稅ニ次キ先取特權ヲ有スルモノトス

3 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ公共團體ニ於テ負擔スヘキ費用ニ關シテハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外主務大臣若ハ地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ金額ヲ定メテ之ヲ其ノ豫算表ニ掲ケ其ノ他必要ナル處分ヲ指揮シ直ニ其ノ金額ヲ支出セシムルコトヲ得

第五十六條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ハ行政處分ニ依リ之ヲ強制スルコトヲ得

2 行政廳ノ許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ關シテモ亦本條及前條ヲ準用ス

第五十七條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ於テ規定シタル事項ニ關シテハ河川視察ノ職務ヲ有スル官吏ヲシテ命令ノ定ムル所ニ從ヒ警察官ノ職權ノ全部若ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第五十八條 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ關シテハ命令ヲ以テ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ノ罰則ヲ設クルコトヲ得 (昭和二年三月法律第三號改正)

第六章 訴願及訴訟

第五十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ主務大臣若ハ地方行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

2 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令若ハ地方行政廳ノ委任ニ依リ下級行政廳ノナシタル處分ニ對シテ不服アル私人若ハ公共團體ハ地方長官ニ訴願シ地方長官ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

3 此ノ法律ニ依リ行政訴訟ノ提起ヲ許シタル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第六十條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ行政廳ノ違法處分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタリトスル私人若ハ公共團體ハ前條ニ依リ訴願ノ裁決ヲ經タル後行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ主務大臣若ハ地方行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ之ヲ提起スルコトヲ得

第六十一條 第四十一條第一項ニ依リ損害賠償ヲ請求スル私人若ハ公共團體ハ損害ヲ受ケタル日ヨリ三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

2 法律、命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタルヤ否ヤニ付キ争アルトキハ前數條ノ手續ニ依リ其ノ違背シタリトノ事實確定シタル後ニ非サレハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス但シ此ノ場合ニ於テハ前項ノ期間ハ確定ノ日ヨリ起算スルモノトス

第六十二條 第三十八條若ハ第三十九條ニ依リ下付スヘキ補償金額ニ對シ不服アルトキハ行政廳ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日ヨリ六箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ第三十九條ノ場合ニ於テ補償金額ノ後三箇月以内ニ其ノ金額ノ通知ナキトキハ其ノ期限經過後六箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第六十三條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シテハ本章ノ規程ニ依リ特ニ許シタル場合ヲ除クノ外訴願若ハ行政訴訟ヲ提起シ又ハ行政廳ニ對シ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第七章 附 則

第六十四條 此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ施行スヘキ區域及時期ハ主務大臣之ヲ定ム

2 此ノ法律ヲ施行スル爲ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條 河川ノ臺帳ハ此ノ法律施行ノ日ヨリ二箇年以内ニ之ヲ調製スヘシ

第六十六條 削除 (昭和二年三月法律第三號)

附 則 (昭和二年三月法律第三號)

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

河川法施行規程

(明治二十九年六月三日) 勅令第二三六號

改(明治三十二年六月) 正(勅令第二八六號)

第一條 內務大臣ニ於テ公共ノ利害ニ重大ノ關係アリト認定シタル河川ハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

2 內務大臣ニ於テ河川法ノ全部若ハ一部ヲ施行スヘキ區域及時期ヲ定メタルトキ亦同シ

第二條 府縣知事ニ於テ河川ノ支川若ハ派川又ハ河川ノ附屬物ト認定シタルモノハ其ノ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第三條 沿岸、沿堤及河川附近ノ土地ノ區域ハ府縣知事之ヲ定メ內務大臣ノ定ムル方法ニ依リ之ヲ告示スヘシ

第四條 河川法第八條ニ依リ內務大臣ニ於テ自ラ工事ヲ施行シ又ハ河川ニ關スル工事ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共團體ノ行政廳ニ命シテ工事ヲ施行セシムル場合ニ於テハ官報ヲ以テ其ノ工事ヲ施行スヘキ河川竝ニ其ノ區域及起工年度ヲ告示スヘシ

2 前項ノ工事ヲ終了シタルトキハ官報ヲ以テ之ヲ告示スヘシ

第五條 河川法第六條但書ニ依リ內務大臣ニ於テ河川ノ管理又ハ維持修繕ヲナストキハ內務省直轄ノ土木事業ニ準シテ(土木監督署長)之ヲ行フ

第六條 河川法第三十八條ニ依リ府縣知事ニ於テ土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ノ

供給ヲナサシメントスルトキハ少クトモ五日日前ニ其ノ供給セシムヘキ物件ノ種類、數量及補償金額等ヲ其ノ所有者ニ通知スヘシ

第七條 河川法第三十九條ニ依リ府縣知事ニ於テ堤外地、沿岸若ハ沿堤土地ニ立入り又ハ之ヲ材料置場等ニ供セントスルトキハ少クトモ五日日前ニ又之ニ現在スル建築物其ノ他ノ障害物ヲ除却セントスルトキハ少クトモ十五日日前ニ其ノ場所若ハ建築物等ヲ其ノ所有者ニ通知スヘシ

第八條 河川法施行前ニ確定シタル河川ニ關スル費用ノ豫算ハ河川法施行ノ爲其ノ效力ヲ失ハス

2 前項豫算ニ依リ執行スヘキ事項ハ従前ノ規程又ハ慣習ニ依リ既ニ定リタル執行者ニ於テ之ヲ行フ

第九條 河川法施行前ニ私人ノ所有權ヲ認メタル河川ノ敷地ニシテ荒地ニアラサルモノハ従前ノ所有者若ハ其ノ相續人ノ請求ニ因リ府縣知事ハ公益ヲ妨ケサル限ニ於テ其ノ占用ヲ許可スヘシ

第十條 府縣知事ニ於テ従前ノ所有者若ハ其ノ相續人ニ前條ノ占用ヲ許可セサルトキ又ハ之ヲ禁止スルトキハ府縣ハ內務大臣ノ認可ヲ得テ相當ノ補償金ヲ下付スヘシ

2 公共ノ利益トナルヘキ事業ノ爲前項處分ノ必要ヲ生スルトキハ府縣知事ハ其ノ事業ノ許可ノ條件トシテ其ノ執行者ヲシテ補償金ノ全部若ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ妨ケス

第二類 河 川 河川法施行規程

第二類 河川 河川法施行規程

3 河川ニ關スル工事ニ因リ下付ノ必要アル第一項ノ補償金ハ其ノ工事ノ豫算費用中ニ算入スヘシ

第十一條 河川法若ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ノ許可ヲ受クヘキ事項ニシテ其ノ施行ノ際ニ現存スルモノハ河川法若ハ之ニ基キテ發スル命令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス但其ノ施行ノ日ヨリ三箇月以内ニ府縣知事ニ於テ更ニ許可ヲ受クヘキコトヲ命シタルモノハ此ノ限ニアラス

2 河川法施行前許可ニ附シタル條件ハ河川法若ハ之ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セサル程度ニ於テ效力ヲ有ス

第十二條 河川法施行前ニ許可シタル通航料ノ徵收ハ從前ノ規程ニ依ル但徵收ノ期限ナキモノハ府縣知事ニ於テ河川法施行後三十箇年以内ノ期限ヲ定メテ之ヲ許可スヘシ

第十三條 內務大臣ハ河川法ニ規定シタル私人ノ義務ニ關シ其ノ發スル所ノ命令ニ二五圓以内ノ罰金若ハ二十五日以下ノ禁錮ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

2 府縣知事及警視總監ハ河川法ニ規定シタル私人ノ義務ニ關シ其ノ發スル所ノ命令ニ十圓以内ノ罰金若ハ拘留ノ罰則ヲ附スルコトヲ得

第十四條 河川法第四條、第五條、第十三條、第十五條、第十六條、第十九條、第四十五條及第四十六條第二項ニ依リテ發スル命令ハ府縣令ヲ以テスルコトヲ得但東京府ニ在テハ第十六條及第十九條中警察ニ係ル事項ハ警視廳令ヲ以テスルコトヲ得

◎大阪市内河川法施行及同法準用河川表

一、河川法施行河川

河川	區	域	施行期日	備考
淀川	左岸 北河内郡庭窪村市郡境界 右岸 東淀川區大道町 以下海ニ至ル		明治二十九年六月十一日	大川、堂島川、土佐堀川、安治川ヲ含ム
木津川	左岸 西區土佐堀通五丁目 右岸 同區川口町昭和橋 以下海ニ至ル		明治二十九年十月一日	
尻無川	左岸 西區仲ノ町一丁目 右岸 同區梅本町木津川合流點 以下海ニ至ル		同	
神崎川	左岸 東淀川區江口町 右岸 三島郡味生村一ツ屋閘門 以下海ニ至ル但シ小分派川ヲ包含ス		同	同派川、西島川、大和田川、佃川ヲ含ム
中津川	左岸 西淀川區海老江新町 右岸 同區高見町一丁目 以下海ニ至ル但シ諸分派川ヲ包含ス		同	傳法川ヲ含ム

第二類 河川 大阪市内河川法施行及同法準用河川表

第二類 河川 大阪市内河川法施行及同法準用河川表

左派 門殿川	右岸 西淀川區佃町神崎本川合流點 以下尼ヶ崎市トノ境界ニ至ル	明治三十一年 十月五日
長柄運河	右岸 東淀川區長柄濱通四丁目長柄閘門 以下中津川落合ニ至ル	大正十一年 六月二十二日
支屋川	右岸 旭區今津町市郡境界 以下北河内郡諸堤村同 以下淀川落合ニ至ル	昭和三年 十月二日
新派 淀川	右岸 東淀川區天神橋筋九丁目 標柱見通線以下海ニ至ル	昭和六年 三月三十一日
小派 軒屋川	右岸 此花區新家町二丁目地先 同區嬉ヶ崎 中津川分派點以下安治川落合ニ至ル	同
支蓮寺川	右岸 此花區四貫島元宮町 西淀川區傳法町南一丁目 中津川分派點以下海ニ至ル	同

二、河川法準用河川

大和川	右岸 泉北郡天美村市郡境界 以下吉區庭井町同 以下海ニ至ル	昭和三年 八月二十日	
河川	區	域	施行期日
西横堀川	右岸 東區大川町淀川分派點ヨリ道頓堀川ニ至ル 西區土佐堀通一丁目淀川分派點ヨリ道頓堀川ニ至ル	明治三十四年 六月一日	
東横堀川	右岸 東區京橋三丁目淀川分派點ヨリ道頓堀川ニ至ル 同區北濱一丁目淀川分派點ヨリ道頓堀川ニ至ル	同	
道頓堀川	右岸 南區二ツ井戸ヨリ木津川合流點ニ至ル 同區大和町ヨリ木津川合流點ニ至ル	同	
江戸堀川	右岸 西區江戸堀南通一丁目 同區江戸堀北通一丁目 以下木津川落合ニ至ル	昭和四年 十月三日	

第二類 河川 大阪市内河川法施行及同法準用河川表

第二類 河川 大阪市内河川法施行及同法準用河川表

京町堀川	右岸 西區北通一丁目 左岸 同區京町堀通一丁目 以下百間堀川落合ニ至ル	同
阿波堀川	右岸 西區阿波堀通一丁目 左岸 同區南通一丁目 以下百間堀川落合ニ至ル	同
立賣堀川	右岸 西區立賣堀南通一丁目 左岸 同區立賣堀北通一丁目 以下木津川落合ニ至ル	同
長堀川	右岸 南區鰻谷東之町 左岸 同區末吉橋通一丁目 以下木津川落合ニ至ル	同
堀江川	右岸 西區南堀江通一丁目 左岸 同區北堀江通一丁目 以下木津川落合ニ至ル	同
百間堀川	右岸 西區江戶堀南通五丁目 左岸 同區江之子島上ノ町 以下立賣堀川落合ニ至ル	同

◎河川法ヲ施行若ハ準用セサル河川又ハ港灣ニ關スル件

(大正十一年五月二十六日) 内務省訓令第六號

改(大正十五年二月内務省訓令第三號、昭和二年十一月四日同
第二三號、三年八月四日同第一〇號、四年七月三日同第一〇
號、同年十二月二十八日同第二二號、八年一月十日同第一號)

第一條

河川法ヲ施行若ハ準用セサル河川ニ關スル事項ニシテ左ニ掲クルモノハ本大臣ノ認可ヲ受ケ處分スヘシ

- 一 河川ノ全部若ハ一部ニ付大體ニ渉ル一定ノ計畫ニ基キ施行スル改良工事ニシテ府縣費支辨ニ屬スルモノ
 - 二 河川法ヲ施行若ハ準用スル河川ノ流域ニ屬スル河川ニ付流水ヲ停滯セシメ若ハ引用シ又ハ河川ニ注水スル爲ニ施設スル工作物ノ新築改築又ハ除却ニシテ河川又ハ河川ノ水量ニ著シキ影響ヲ及ホスノ虞アルモノ
 - 三 流域ニ府縣以上ニ跨ル河川ニ付他府縣ニ影響ヲ及ホスノ虞アル工事ニシテ關係府縣知事ノ協議調ハサルモノ
- 流域ニ府縣以上ニ跨ル河川ニ關スル事項ニシテ他府縣ニ影響ヲ及ホスノ虞アルモノハ關係府縣知事ニ協議ヲナスヘシ

第二條

港灣ニ關スル事項ニシテ左ニ掲クルモノハ本大臣ノ認可ヲ受ケ處分スヘシ

- 一 左ノ港灣ニ關スル新築、改築、除却工事但シ輕易ナル工事ニシテ豫メ稟何省略ノ認可ヲ受

第二類 河川

河川法ヲ施行若ハ準用セサル河川又ハ港灣ニ關スル件

第二類 河 川

河川法ヲ施行若ハ準用セサル河川又ハ港灣ニ
關スル件、河川法第五條ニ依レル命令ノ件

ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 東京港、横濱港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、神戸港、下關港、門司港、若松港
(洞海湾ヲ含ム)、伊萬里港、長崎港、鹿兒島港、高松港、小松島港、今治港、那覇港、伏木
港、境港、敦賀港、新潟港、土崎港、船川港、青森港、鹽釜港(花淵港ヲ含ム)、小名濱港、
細島港、大分港、浦戶港、宮古港、七尾港、尾ノ道港、博多港、舞鶴港、酒田港、三角港、
宇野港、廣島港、和歌山港、函館港、室蘭港、小樽港
- 二 前號港灣ノ外本大臣ノ指定スル港灣ニ關スル新築、改築、除却工事ニシテ其ノ港灣ノ利用
ニ著シキ影響ヲ及ホスノ虞アルモノ
- 三 前各號以外ノ港灣ノ全部若ハ一部ニ付大體ニ渉ル一定ノ計畫ニ基キ施行スル改良工事

◎河川法第五條ニ依レル命令ノ件

(明治三十二年十月十四日
勅令 第四〇四號)

第一條 河川法ニ規定シタル事項ヲ準用スヘキ水流若ハ水面又ハ河川ハ内務大臣ノ認可ヲ經テ府
縣知事之ヲ認定ス

2 府縣知事前項ノ認定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示スヘシ

第二條 前條ノ認定ヲ受ケタル水流若ハ水面又ハ河川ニハ河川法第三條(敷地ヲ除ク)第四條第
二項、第十二條、第十三條、第十六條乃至第二十三條、第三十四條、第三十八條乃至第四十三
條、第四十五條乃至第四十七條、第四十九條第三項、第四項、第五十二條乃至第六十三條及之

ニ基キテ發スル命令ノ規定ヲ準用ス

第三條 前條ニ掲ケタルモノノ外河川法ニ規定シタル事項ハ内務大臣又ハ府縣知事ニ於テ命令ヲ

以テ第一條ノ認定ヲ受ケタル水流若ハ水面又ハ河川ニ準用スルコトヲ得但シ河川法第六條但書
第八條、第二十四條第二項、第二十六條乃至第二十八條及第三十三條ノ規定ハ此ノ限ニ在ラス
2 府縣知事ニ於テ前項ニ依リ河川法ノ規定ヲ準用セントスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受クルコト
ヲ要ス

◎河川法第九條ニ依レル下級行政廳ヲシテ河川ニ關スル工事施行又ハ維持ヲ

爲サシムル件

(明治三十二年五月十五日
內務省令 第一六號)

改(大正八年十二月內務省令第二六號)
正(十四年十月二十九日 同第二二號)

第一條 府縣知事ニ於テ下級行政廳ヲシテ河川ニ關スル工事ヲ施行セシメ又ハ其ノ維持ヲ爲サシ
ムルニハ其ノ行政廳ハ河川ニ就キ直接ニ利害ノ關係ヲ有スル公共團體ノ行政廳タルコトヲ要ス

第二條 府縣知事ニ於テ河川又ハ其ノ附屬物ノ全部若ハ一部ニ付大體ニ渉ル一定ノ計畫ニ基キ施
行スル改良工事ニ屬スル工事ヲ下級行政廳ヲシテ施行セシムトスルトキハ内務大臣ノ認可ヲ
受クヘシ其ノ變更ニ付亦同シ但シ些少ナル變更ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第二類 河 川

河川法第九條ニ依レル下級行政廳ヲシテ河川ニ
關スル工事施行又ハ維持ヲ爲サシムル件

第二類 河川 河川臺帳ニ關スル件

◎河川臺帳ニ關スル件

(明治二十九年十月十五日) 勅令第三三一號

改(明治三十一年七月勅令第一六七號、三十二年六月同第二八八號、大正十二年七月同第三五四號)

第一條 河川臺帳ハ帳簿及實測圖ヲ以テ組成ス

第二條 河川臺帳ニハ市町村毎ニ區別シテ左ノ事項ヲ記載スヘシ但河川ノ狀況ニ依リ内務大臣ハ其ノ記載事項ヲ省略セシムルコトヲ得

一 河川ノ敷地及堤外地ノ區域

二 河川ノ附屬物及河川ニ影響ヲ及ホスヘキ工作物ノ種類、數量、構造及位置形狀

三 河川ニ影響ヲ及ホスヘキ水流及水面ノ種類、數量及位置形狀

第三條 府縣知事ハ其ノ調製ニ係ル河川臺帳ニ付地元市町村長ノ意見ヲ徵シ且之ヲ其ノ市役所及町村役場ニ於テ七日以上ノ期限ヲ定メテ公衆ノ縦覽ニ供スヘシ但シ地元市町村ノ多數ナル場合ニ於テハ府縣知事ハ縦覽所ヲ指定シ其ノ所在市町村ニ隣接スル市町村ニ限り併合縦覽セシムルコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テ利害關係者ハ縦覽期限經過後十五日以内ニ河川臺帳ニ對シ意見ヲ申立ツルコトヲ得

第四條 府縣知事ハ河川臺帳ノ認可ヲ請フニ際シ前條意見書類及之ニ對スル辯明書ヲ内務大臣ニ提出スヘシ

第五條 府縣知事ハ河川臺帳ノ更正ヲナサントスルトキモ亦前二條ノ手續ヲ經テ内務大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第六條 内務大臣ハ其ノ認可シタル河川臺帳ノ原本ヲ保管スヘシ

第七條 府縣知事ハ河川臺帳ノ原本ニ就テ正本ヲ調製シ之ヲ保管スヘシ

2 府縣知事ハ公衆ノ請求ニ依リ河川臺帳ノ正本ヲ縦覽ニ供スルノ方法ヲ設ケ其ノ地方ノ公布式ニ依リ之ヲ告示スヘシ其ノ更正ヲ爲シタルトキ亦同シ

第八條 削除 (大正十二年七月勅令第三五四號)

第九條 府縣知事河川臺帳ノ認可ヲ得タルトキハ七日以内ニ其ノ旨ヲ地元市町村長ニ通知スヘシ其ノ更正ニ付認可ヲ得タルトキ亦同シ

第十條 市町村長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ正本ニ就テ其ノ管内ニ係ル河川臺帳ノ副本ヲ調製シ又ハ更正スヘシ

2 市町村長ハ河川臺帳ノ副本ヲ調製シ又ハ更正シタルトキハ其ノ旨ヲ公告シ公衆ノ請求アリタルトキハ之ヲ其ノ縦覽ニ供スヘシ

第十一條 市町村長ハ各其ノ管内ニ係ル河川臺帳ノ副本ヲ保管スヘシ

第十二條 第十條ノ爲ニ要スル費用ハ當該市町村ノ負擔トス

附 則 (大正十二年勅令第三五四號)

1 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

2 本令施行前認可ヲ申請シタル河川臺帳ノ正本ノ調製ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第二類 河川 河川臺帳ニ關スル件

一四九

◎河川臺帳ニ關スル細則 (大正十年十二月二十四日 內務省令 第二九號)

- 第一條 河川臺帳ニ記載スヘキ事項ハ凡ソ左ノ區域内ニ係ルモノトス
 - 一 有堤部ニ於テハ堤外及堤防附近
 - 二 無堤部ニ於テハ凡ソ洪水位ノ達スル區域但シ汎濫スヘキ土地ニ於テハ相當ト認定シタル區域
- 第二條 河川臺帳ノ河川平面圖ハ縮尺千二百五十分ノ一トス
- 第三條 河川臺帳ニ用フル尺度ハメートルヲ單位トス
- 2 水準基標ノ標高ハ小數點以下三位迄河川ノ附屬物及工作物ノ標高、大小竝距離水位等ハ同二位迄ヲ示スモノトス
- 第四條 河川ノ平面測量ハ三角法ニ依ルヘシ
- 2 府縣知事ハ成ルヘク安全ノ地點ニ三角標ヲ設置若ハ選定シ之ヲ保存スヘシ
- 第五條 府縣知事ハ河川ノ兩岸凡ソ五千メートル毎ニ少クモ一箇所成ルヘク安全ノ地點ニ水準基標ヲ設置若ハ選定シ之ヲ保存スヘシ
- 2 水準基面ハ總テ東京灣中等潮位トス
- 第六條 河川平面圖ニハ眞南北ヲ經トセル經緯線ヲ記入スヘシ
- 2 前項ノ經緯線ハ三角點ノ一ヲ原點トシ經緯共其ノ間隔ヲ〇・四メートルトスヘシ
- 3 前項ノ原點ハ一河川(支派川ヲ含ム)一點トスニ府縣以上ニ跨ル河川ニ在テハ關係府縣知事協議ノ上之ヲ定ムヘシ

第七條 三角點ハ其ノ位置、記號、番號、經緯距及隣接三角點トノ角度ヲ河川平面圖ニ記載スヘシ

第八條 水準基標ハ其ノ記號、番號、所在地名及標高ヲ河川臺帳ノ帳簿ニ記載シ尙河川平面圖ノ區域内ニ存在スルモノハ其ノ位置、記號、番號及標高ヲ河川平面圖ニ記載スヘシ

第九條 河川及其ノ附屬物ノ敷地ハ總テ折線ヲ以テ之ヲ區劃スヘシ但シ堤防以外ノ附屬物ノ全部若ハ一部カ川敷内又ハ堤敷内ニ在ルトキハ其ノ川敷内又ハ堤敷内ニ在ル部分ニ付テハ其ノ敷地ヲ區劃セサルモノトス

2 前項ノ折線ノ交叉點ハ二箇ノ三角點ヲ連結スル直線若ハ之ニ準スル直線ニ基キ支距法ニ依リ之ヲ測定スヘシ

3 川敷ノ區域ハ青色實線、附屬物敷ノ區域ハ褐色實線、三角點連結線及之ニ準スル線ハ朱色實線、支距線ハ朱色點線ヲ以テ河川平面圖ニ記入スヘシ但シ川敷線ト附屬物敷線ト重複スル部分ハ青色實線及褐色實線ノ交互線ヲ以テ記入スヘシ

4 前項但書ノ部分ノ支距ハ之ヲ記入セサルモノトス

第十條 堤外地若ハ堤外地以外ノ河川附近ノ土地ノ區域ニシテ川敷線若ハ附屬物敷線ニ依リ限ラレタル部分ノ外堤外地ノ區域ハ紫色實線、河川附近ノ土地ノ區域ハ綠色實線ヲ以テ河川平面圖ニ記入スヘシ

第十一條 河口ヲ起點トシ百メートル毎ニ本丁杭ヲ設置シ丁杭ニ基キ少クモ四百メートル毎ニ河川横斷面ヲ測リ丁杭及横斷測量線(朱色波線ヲ以テ示ス)ヲ河川平面圖ニ記入シ別ニ縮尺横二千五百分ノ一縦百分ノ一ノ河川横斷面圖ヲ調製スヘシ

第二類 河 川 河川臺帳ニ關スル細則

- 2 二府縣以上ニ跨ル河川ニ在テハ關係府縣知事協議ノ上丁杭ヲ設置スヘシ
- 第十二條 河川ノ附屬物及河川ニ影響ヲ及スヘキ工作物ハ其ノ位置、形狀並左ノ事項ヲ河川平面圖ニ記載スヘシ特ニ重要ナル附屬物若ハ工作物ニ付テハ適宜構造圖ヲ添附スルコトヲ得
 - 一 附屬物ニ付テハ記號、種類、番號等
 - 二 堰堤、堰球ニ付テハ種類、構造、天端標高及敷標高等
 - 三 樋管、水閘等ニ付テハ種類、構造、内法寸法及敷標高等但シ横断面ノ形狀複雑ナルトキハ其ノ形狀ヲ適宜ニ圖示スルコトヲ得
 - 四 橋梁ニ付テハ路線名、橋名、種類、構造、徑間長並其ノ數及桁下端ノ標高等
 - 五 前各號ノ外附屬物又ハ工作物ニ付テハ必要ト認メタル事項
- 2 河川ノ附屬物ハ河川平面圖ニ記號ヲ附シ他ノ工作物ト區分スヘシ
- 第十三條 河川平面圖ニハ前各條ニ規定スル事項ノ外左ノ件々ヲ記載スヘシ
 - 一 重要ナル地物
 - 一 流レノ方向
 - 一 地名及境界
 - 一 梯尺
- 第十四條 特別ノ理由アル場合ニ於テハ府縣知事ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ第二條乃至第十三條ノ規定ヲ一時省略若ハ變更スルコトヲ得
 - 附 則
- 1 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 2 本令施行ノ際調製中ニ係ル河川臺帳ハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得
- 3 從前ノ規定ニ依リ調製シタル河川臺帳ノ一部ノ更正ハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得
- 4 明治二十九年十二月内務省令第十三號ハ之ヲ廢止ス

◎水路取締規則

(明治四十三年八月十九日) 改(大正元年九月) 正(府令第一三號)

第一章 通 則

- 第一條 本則ニ於テ水路ト稱スルハ河川、運河及港灣ヲ謂フ
- 第二條 水路ニ於テハ左ノ行爲ヲ禁ス
 - 一 水制、測量標、量水標、檢潮標、檢潮器、水道取水塔、水管橋、瓦斯管橋、電纜橋及其ノ保護杭ニ舟筏ヲ繫留シ又ハ之ニ障害ヲ及ホスヘキ行爲ヲ爲スコト
 - 二 他船ニ引曳セララルル舟筏ノ操舵ヲ忽ニスルコト
 - 三 「テントウ」船、劍先船、三十石船其ノ他之ニ類スル船舶若ハ長二十尺以上ノ筏ヲ船夫又ハ筏夫一人ニテ運航スルコト
 - 四 船體不相當ト認ムヘキ重量物件ヲ搭載航行スルコト
 - 五 舟筏、竹木等ノ繫留ヲ忽ニスルコト
 - 六 土砂、瓦石、石炭殻、塵芥、木片等ヲ投棄スルコト
 - 七 他ノ舟筏等ニ驚口類ヲ鉤シテ運航スルコト
 - 八 大阪市、堺市ニ在リテハ許可外ノ場所ニ於テ游泳ヲ爲スコト
 - 九 安治川筋、木津川筋及築港ニ於テハ本則ノ指定シタル場所外ニ船舶ヲ碇泊スルコト
 - 十 碇泊船舶ニ故ナク看守人ヲ置カサルコト但シ解船「テントウ」船其ノ他之ニ類スル小形船ハ此ノ限ニアラス
 - 十一 入津料取立所、渡船場、巡航船寄航場、汽船繫泊場、船渠、共同物揚場ノ附近ニ舟筏其

第三類 河 川 水路取締規則

第二類 河 川 水路取締規則

- ノ他ノ物件ヲ繫留スルコト
- 第三條 水路ニ於テ左ノ事項ヲ爲サムトスルトキハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ
 - 一 假足場、日覆、又ハ構臺ヲ設ケ其ノ他一時水路ヲ使用セムトスルトキ
 - 二 神輿渡御又ハ川施餓鬼ノ類ヲ執行セムトスルトキ
 - 三 積石數二百石以上總噸數二十噸以上ノ船舶ヲ上架又ハ進水セムトスルトキ
 - 四 積石數百石以上總噸數十噸以上ノ船舶ヲ解船、修繕、休航、繕裝等ノ爲五日以上繫留セムトスルトキ、筏ニ付亦同シ
 - 五 多衆ヲ會シ端艇競漕ヲ爲サムトスルトキ
 - 六 淀川筋天滿橋上流ニ於テ長六十尺幅六尺以上其ノ他大阪市内ノ河川ニ於テ長四十五尺幅六尺以上ノ筏又ハ操縦自由ナラサル物件ヲ運航セムトスルトキ
 - 七 舟筏其ノ他ノ物件ヲ連繫シテ運航シ又ハ之ヲ引曳セムトスルトキ
 - 八 火藥類搭載船ヲ碇泊セムトスルトキ
- 第四條 水路使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ區域、期間及使用者ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ晴易キ場所ニ建設スヘシ但シ一時使用ノモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 運航中ニ非サル筏ニハ所有者若ハ占有者ノ住所氏名ヲ記シタル目標ヲ其ノ晴易キ箇所ニ掲クヘシ
- 第六條 船舶ノ航法ハ左ノ規定ニ遵フヘシ
 - 一 航路及淺筋ニ於テハ其ノ右側ヲ航行スヘシ
 - 二 航路及淺筋ニ於テハ他船ト並航スヘカラス
 - 三 航路及淺筋ニ於テ行逢フトキハ互ニ右方ニ避クヘシ若之ニ依リ難キ場合ハ上リ船ニ於テ避讓スヘシ
 - 四 航路及淺筋ヲ横切ラムトスル船舶ハ上リ船又ハ下リ船ニ對シ避讓スヘシ
 - 五 汽艇、發動機艇、艇船、端艇其ノ他櫓權ヲ以テ航行スル船舶ハ汽船及帆船ニ對シ避讓スヘシ
 - 六 航路ノ屈角、埠頭、棧橋又ハ碇泊船ニ接シ回航スルトキハ之ヲ右舷ニ見テ航行スルモノハ小廻リヲ爲シ左舷ニ見テ航行スルモノハ大廻リヲ爲スヘシ
 - 七 前項ハ之ヲ筏ニ準用ス
 - 第七條 船舶ハ海上衝突豫防法其ノ他法令ニ規定アル場合ヲ除クノ外濫リニ汽笛、汽角又ハ號角ヲ吹鳴スヘカラス
 - 第八條 汽船ハ他船ニ危害ヲ加ヘサル程度ノ速力ニ於テ進行シ特ニ總噸數四十噸以上ノモノハ安治川筋第二區第三區木津川筋第二區内ニ於テハ舵效ヲ失セサル程度ニ於テ徐行スヘシ
 - 第九條 航行中ハ見張ヲ嚴密ニシ若帆ヲ揚ケ又ハ積荷高キ等ノ爲前路ヲ見透シ難キトキハ船首ニ見張人ヲ置クヘシ
 - 第十條 船舶ハ錨ヲ船胸ニ垂下スヘカラス
 - 2 船舶航行中ハ投錨準備トシテ左舷錨ヲ水面以下ニ垂下シ置クヘシ
 - 3 總噸數百噸以上ノ汽船川筋ヲ航行中ハ必要ニ應シ速ニ投入シ得ル様中錨以上ノ錨ヲ船尾ニ準備シ置クヘシ

第二類 河 川 水路取締規則

第二類 河 川 水路取締規則

- 第十一條 積石數百石以上、總噸數十噸以上ノ船舶、川筋ニ於テ投錨シタルトキハ浮標ヲ設クヘシ
- 第十二條 船舶航行中ハ海上衝突豫防法第十條ニ規定セル白燈ヲ船尾ニ掲クヘシ但シ同法第七條乃至第九條ノ船舶ハ白色燈ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得
- 2 海上衝突豫防法第七條第三號第四號ニ該當スル船舶航行中ハ同條第三號ニ規定セル燈火ヲ其ノ前方ニ掲クヘシ
- 第十三條 碇泊船ハ海上衝突豫防法第十一條ニ規定セル碇泊燈ヲ表出スヘシ但シ舢舨船、「テナントウ」船、其ノ他小型ノ空船ハ航路ニ面シタルモノヲ除ク外之ニ依ラサルコトヲ得
- 第十四條 川筋ニ於テ回轉中ノ積石數二百石以上總噸數二十噸以上ノ船舶ハ最暗易キ場所ニ晝間ハ萬國信號旗Bヲ夜間ハ前橋ノ頂部ニ紅燈一箇ヲ掲クヘシ
- 第十五條 船舶ノ點燈、信號及航行ニ關シテハ前各條ノ外海上衝突豫防法ニ依ルヘシ
- 第十六條 舟筏運航上障害若ハ危險ノ虞アル場所ニ膠砂、沈没、顛覆シタル船舶其ノ他ノ物件ハ所有者又ハ占有者ニ於テ速ニ之ヲ除却スヘシ
- 2 前項ノ除却ヲ終ル迄ハ相當ノ標識ヲ設クヘシ
- 第十七條 船夫及筏夫ハ年齢十八年以上ニシテ身體強壯ノ者タルヲ要ス
- 第十八條 警察官吏ニ於テ危害豫防又ハ交通上ニ關シ必要アリト認ムルトキハ臨時其ノ處置ニ付指示又ハ命令スルコトアルヘシ
- 第十九條 大阪市、堺市及其ノ接續町村ニ於テハ水路ニ臨ミタル屋根、物干、窓、手摺等ニ檻襪其ノ他見苦敷物品ヲ懸ケ置クヘカラス

第二十條 本則ニ依ル願届ハ大阪市及其ノ接續町村ニ在リテハ水上警察官署其ノ他ニ在リテハ沿岸地所轄警察官署ニ差出スヘシ

第二章 大阪 港

第二十一條 大阪港界内ヲ内港、外港ニ區別ス

内港ハ築港内ノ海面

外港ハ開港港則ニ定メタル大阪港ノ区域内ヨリ築港内ヲ除キタル海面

第二十二條 内港ヲ左ノ二區ニ區別ス

第一區 築港關門口ヨリ内方一千間ノ地點迄

第二區 第一區ヲ除キタル海面

第二十三條 内港ニ出入スル航路ハ關門口兩燈臺ヨリ眞方位北六十五度東、南六十五度西ニ走ル

二並行線内トシ航路ノ延長ハ防波堤外ニ於テハ該燈臺ヨリ五百間防波堤内ニ於テハ第一區境界線迄トス

2 安治川筋ニ出入スル航路ハ内港第一區航路ノ南終點ヨリ眞方位北四十二度四十五分東ニ八百十

六間、更ニ其ノ點ヨリ北五十度十分東ニ三百十三間、同航路ノ北終點ヨリ眞方位北四十八度東ニ七百五十四間、更ニ其ノ點ヨリ北五十二度東ニ三百二十間ノ二線内トス

第二十四條 内港第一區中關門口ヨリ航路ニ沿ヒ北側三百間以内ハ燃燒シ易キ物件ヲ其ノ南側三

百間以内ハ傳染病患者ヲ搭載スル船舶ノ碇泊所トシ殘餘ノ區域ハ帆船ノ假泊所トス

2 内港第二區ハ汽船及帆船ノ碇泊所トス但シ總噸數三百噸未滿ノ船舶ハ陸岸ニ接近シテ碇泊スヘシ

第二類 河 川 水路取締規則

第三章 安 治 川 筋

第二十五條 安治川筋ノ區域ハ安治川口(櫻島運河入口)ト天保山燈臺トヲ連結シタル一線(ヨリ上流春日出橋、端建藏橋及船津橋迄ノ間)トシ左ノ三區ニ區別ス

第一區 官設鐵道線堀割口北岸ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線ト安治川口迄ノ間

第二區 逆川中心ヨリ直角ニ南岸ニ引キタル一線及春日出橋ト第一區境界線迄ノ間

第三區 端建藏橋及船津橋ヨリ第二區境界線迄ノ間

第二十六條 安治川筋ニ於ケル航路ハ澤筋ノ中央ヨリ左右ヘ各十間トス

第二十七條 安治川筋第一區ハ空船、荷役未定船、休航船、修繕船、燃燒シ易キ物件ヲ搭載シタル船舶ノ碇泊所トス但シ棧橋ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラス

2 安治川筋第二區ハ前項以外ノ各種船舶ノ碇泊所トス

3 安治川筋第三區ハ航洋汽船及稅關手數未濟貨物搭載船ノ碇泊所トス但シ曳船汽船、汽艇及舢舨ハ元安治川橋上流北岸ニ碇泊スルコトヲ得

第二十八條 安治川筋ニ於テハ筏ヲ運航スヘカラス但シ警察官署ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 安治川筋第二區第三區ニ於テハ船舶ノ帆走ヲ爲スヘカラス但シ第二區ニ於テハ「テントウ」船、劍先船、其ノ他之ニ類スル小型船ハ此ノ限ニアラス

第四章 木 津 川 筋

第三十條 木津川筋ノ區域ハ木津川口(澤標ノ西端)ヨリ上流日吉橋及千代崎橋迄ノ間トシ左ノ二區ニ區別ス

第一區 中口町南端ヨリ木津川口(澤標ノ西端)迄ノ間

第二區 第一區ニ屬セサル區域

第三十一條 木津川筋ニ於ケル航路ハ澤筋ノ中央ヨリ左右ヘ各七間トス

第三十二條 木津川筋第一區ハ空船、荷役未定船、休航船、修繕船及燃燒シ易キ物件ヲ搭載シタル船舶ノ碇泊所トス但シ棧橋ニ繫留スルモノ又ハ警察官吏ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス

2 木津川筋第二區ハ前項以外ノ各種船舶ノ碇泊所トス

第三十三條 木津川筋第二區ニ於テハ船舶ノ帆走ヲ爲スヘカラス

第五章 罰 則

第三十四條 第三條第八號、第六條、第八條及第九條ニ違背シタル者及第十六條第一項ノ除却ヲ怠リタル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第三十五條 第二條第一號乃至第七號、第九號乃至第十一號、第三條第一號乃至第七號、第四條、第五條、第七條、第十條第一項、第二十八條、第二十九條、第三十三條ニ違背シタル者ハ二十日以下ノ拘留又ハ十五圓以下ノ科料ニ處ス

第三十六條 第二條第八號、第十九條ニ違背シタル者ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第三十七條 前三條ノ科料ニ關スル罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者、犯罪無能力者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

第二類 河

河川法施行ノ河川又ハ河川法ニ規定シタル河川
ニ於ケル渡船營業ノ件、渡船營業取締規則

一六〇

◎河川法施行ノ河川又ハ河川法ニ規定シタル河川に於ケル渡船營業ノ件

(明治三十四年六月二十四日)
府令 第九四號

河川法施行ノ河川又ハ河川法ニ規定シタル事項ヲ準用セシ河川ニ於ケル渡船營業ニ付テハ明治二十四年大阪府令第七十四號渡船營業規則ヲ準用ス但シ從前渡船營業ノ許可ヲ受ケタル者ハ本令ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

◎渡船營業取締規則

(明治四十四年三月十六日)
府令 第二〇號

- 第一條 渡船營業ヲ爲サムトスル者ハ左記各號ヲ具シ當廳ニ願出許可ヲ受クヘシ其ノ事項ヲ變更セムトスルトキ亦同シ
- 一 渡船場ノ名稱並渡船乗降場ノ位置
- 二 渡船線路ノ常水面ニ於ケル幅員並水流ノ狀況
- 三 渡船乗降場ノ構造設備並乗降場及其ノ附近ノ見取圖
- 四 營業時間
- 五 船數及船夫數
- 六 渡船賃
- 七 渡船賃一ケ年ノ收入見込額

八 渡船止ニ關スル制限

九 渡船場使用許可書若ハ承諾書

十 二十町以内ニ渡船場アルトキハ其ノ距離

十一 渡船場ヲ設置セムトスル理由

2 公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消シ又ハ許可シタル事項ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第二條 營業者ノ住所氏名ニ異動アルトキハ五日以内ニ當廳ニ届出ヘシ

第三條 渡船場ニハ兩岸見易キ場所ニ第一號様式ノ渡船場標及第二號様式ノ賃錢標ヲ建設スヘシ但シ橋梁架換又ハ修繕中其ノ他一時限リノモノハ渡船場標ヲ建設セサルモ妨ケナシ

第四條 水量ニ依リ渡船賃ヲ變更シ若ハ渡船止ヲ爲スモノニ在リテハ第三號様式ノ量水標ヲ建設スヘシ

第五條 量水標及賃錢標ハ建設前警察官署ニ届出檢印ヲ受クヘシ

第六條 渡船ノ用ニ供スル船體ハ使用前警察官署ニ届出檢印ヲ受ケ爾後毎年一回指定ノ日時ニ檢印ヲ受クヘシ

第七條 警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ船體船具ノ検査ヲ行ヒ又ハ渡船乗降場若ハ船體船具ノ改造修繕ヲ命スルコトアルヘシ

第八條 乗客定員及貨物ノ積載定量ハ船體毎ニ之ヲ定メ警察官署ノ認可ヲ受クヘシ其ノ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第二類 河 川 渡船營業取締規則

2 前項ノ定員及定量ハ船内見易キ場所ニ揭示シ置クヘシ

第九條 船夫タラムトスル者ハ警察官署ニ届出鑑札ヲ受ケ就業中之ヲ顯帶スヘシ
2 公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムルトキハ警察官署ニ於テ前項鑑札ノ返納ヲ命スルコトアルヘシ

第十條 前條ノ鑑札面ニ異動ヲ生シタルトキハ五日以内ニ届出書換ヲ受クヘシ

第十一條 左記各號ノ資格ナキ者ハ船夫タルコトヲ得ス
一 滿十八年以上六十年未滿ノ男子ニシテ身體強健ナル者
二 渡船操縦ノ技ニ熟シタル者

第十二條 渡船ハ使用中第四號様式ノ標旗ヲ樹テ夜間ハ渡船乗降場及船内ニ點燈スヘシ

第十三條 名義ノ如何ヲ問ハス許可以外ノ賃錢ヲ請求スヘカラス

第十四條 左ニ掲クル者ニ對シ渡船賃ヲ請求スヘカラス
一 充員並應召ノ陸海軍人及召集令狀配達人
二 公務中ノ憲兵、警察官吏並消防官吏
三 公務中ノ消防夫

第十五條 犯人追跡中ノ司獄官吏並市内ニ於テハ其ノ市所屬ノ掃除監視吏員

一 強テ乗船ヲ勸メ又ハ徒ニ乗客ヲ待セ置キ若ハ故ナク渡船ヲ拒ミ其ノ他操船上怠慢ノ行爲アルヘカラス

二 乗客迷惑ノト爲ルヘキ物件ヲ積載シ又ハ船内ヲ不潔ニスヘカラス

三 定限外ノ乗客及貨物ヲ積載スヘカラス

第十六條 左ノ場合ニ於テハ當廳ノ許可ヲ受クヘシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ双方連署ヲ要ス若シ連署シ能ハサルトキハ其ノ事由ヲ附記スヘシ
一 期間經過後營業ヲ繼續セムトスルトキ
二 期限内ニ營業ヲ廢止セムトスルトキ
三 他人ノ營業ヲ承繼セムトスルトキ

第十七條 天候不良其ノ他止ムヲ得サル場合ノ外許可時間中渡船ヲ休止スルコトヲ得ス

第十八條 臨時必要ノ爲渡船場ヲ設置セムトスルトキハ警察官署ノ許可ヲ受クヘシ

第十九條 警察官署ニ於テ必要ト認ムルトキハ渡船ノ停止ヲ命シ若ハ營業時間外ノ渡船ヲ命スルコトアルヘシ

第二十條 營業上ニ關シテハ家族又ハ雇人ノ行爲ト雖營業者其ノ責ニ任ヌヘシ

第二十一條 本則第一條乃至第三條、第六條乃至第十二條、第十五條乃至第十九條、第二十二條乃至第二十四條ノ規定ハ非營業ノ渡船ニ之ヲ準用ス

第二十二條 本則ニ依ル願届ハ大阪市及其ノ接續町村ニ在リテハ水上警察官署其ノ他ニ在リテハ沿岸地所轄警察官署ニ提出スヘシ

第二十三條 本則第一條、第六條、第八條、第九條、第十三條、第十五條乃至第十八條ニ違背シタル者又ハ第七條ノ検査ヲ拒ミ若ハ第七條、第十九條ノ命ニ従ハサル者ハ三十日未滿ノ拘留又ハ二十圓未滿ノ科料ニ處ス

第二類 河 川 渡船營業取締規則

第二類 河 川 渡船營業取締規則、汽船航運營業取締規則

第二十四條 第二條乃至第五條、第十條、第十二條、第十四條ニ違背シタル者ハ十五日以下ノ拘留又ハ十圓以下ノ科料ニ處ス

第二十五條 前二條ノ科料ニ關スル罰則ハ法人ニ在リテハ其ノ代表者又ハ清算人、犯罪無能力者ニ在リテハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス

附 則

第二十六條 從來許可ヲ受ケタル渡船場ハ本則ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十七條 明治二十四年大阪府令第七十四號ハ本則施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

◎汽船航運營業取締規則 (明治三十四年九月九日) 抄

改(明治三十五年十二月府令第九九號、四十年二月第一六) 正(號) 四十四年四月第四一號、昭和二年三月第二八號)

第一條 本則ニ於テ汽船ト稱スルハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ機械力ヲ以テ運航スル裝置ヲ有スル船舶ヲ謂フ

第七條 荷客搭載ニ關シテハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 火藥類、發火性及引火性ノ物品ヲ搭載セントスルトキハ其ノ品名數量、積込及陸揚地ヲ届出テ火藥類ハ附録様式ノ標記其ノ他ハ品名ヲ表記シ且危險物ト朱書シタル標札ヲ掲クヘシ但シ時宜ニ依リ搭載ヲ禁止スルコトアルヘシ

第十條 河川航運ノトキハ左ノ規定ニ從フヘシ

一 内港 (明治四十三年八月府令第六十八號ニ依ル) 及各河川ニ於ケル信號ハ海上衝突豫防法第二十八號ニ依ルノ外左ノ側ニ依リ發聲スヘシ

一 發船及航行 長 聲 (四秒乃至六秒) 時間以下同シ

二 曳船航行 長聲一發 短聲 (約一秒) 時間 一發 二發

二 海上衝突豫防法ヲ適用セサル河川ニ於テモ夜間ハ仍同法ノ規定ニ準據シ船燈ヲ點用スヘシ

三 曳船ノ航行スル及其ノ繫曳船數ハ左ノ制限ニ依ルヘシ但シ安治川筋第一區ニ限り暴風激浪ノ際ハ其ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

木津川筋 千代崎橋ヨリ落合下渡マテ

尻無川筋 榎橋下流

淀川筋 中ノ島七丁目劍先ヨリ築港關門内方千間ノ地點マテ

中津川筋 春日出橋下流

以上ノ各河川ニ於テハ二百石積以上ノモノハ一艘百石積以上二百石積未滿ノモノハ二艘以下百石積未滿ノモノハ三艘以下但シ安治川十番杭下流ニ於テハ二百石積以上ノモノハ三艘以下百石積以上二百石積未滿ノモノハ六艘以下百石積未滿ノモノハ九艘以下ヲ繫曳スルコトヲ得 (西洋型船舶ハ一噸ヲ以テ十石ト算シ「テントウ」船劍先船三十石ノ類ハ舳梁ヨリ舳梁マテノ長八間以上ノモノハ百石積以上八間未滿ノモノハ百石積未滿トシ其ノ他ノ間數船ハ六間以

第二類 河 川 汽船航運營業取締規則

第二類 河 川 汽船航運營業取締規則

上ノモノハ百石積以上六間未滿ノ
モノハ百石積未滿トス以下同シ

淀川筋 中ノ島七丁目劍先上流

木津川筋 千代崎橋上流

中津川筋 春日出橋上流

以上ノ各河川ニ於テハ百石積以上二百石積未滿ノモノハ一艘百石積未滿ノモノハ二艘以下但
シ天神橋上流天滿橋下流ニ於テハ五艘以下天滿橋上流ニ於テハ十艘以下ヲ繫曳スルコトヲ得

四 曳船ノ曳綱ハ六間以上ニ延長スヘカラス

五 曳船ヲ解放シ又ハ停船セントスルトキハ他ノ舟筏ノ通航ノ妨害トナラサル場所ニ於テスヘ
シ

第十條ノ二 前條以外ノ河川ニ於テ曳船ヲ爲サムトスル者ハ第二條ニ據ルノ外願書ニ左記各號ヲ
詳具スヘシ

一 航行區域 (圖面添付)

二 被曳船數及其ノ最大積量

2 前項ノ許可ヲ受ケタルモノハ曳船航行中許可證又ハ航行區域所轄水上警察署ノ證印アル許可證
寫ヲ船内ニ備ヘ置クヘシ

第十二條 左ノ各號ニ該當スル事故アリタルトキハ最寄警察官署又ハ巡查派出所巡查駐在所ニ届
出ヘシ但シ第三號ノ場合ニ於テハ之ヲ原狀ニ回復スル義務アルモノトス
一 旅客及乗組員中ニ死傷者アリタルトキ

二 衝突坐礁其ノ他ノ異變アリタルトキ

三 橋梁、水制工、測量標、量水標、護岸、堤防、根圍杭等ヲ毀損シタルトキ

第十三條 左ノ各號ノ行爲ヲ禁ス

八 他船ノ速力ヲ競争スルコト

第十八條 本則ニ定ムル願届ハ第二條第二項及第十二條ノ場合ヲ除ク外所轄水上警察官署ニ差出
スヘシ但シ第七條第二號及第九條ノ届書ハ同官署所屬ノ巡查派出所ニ差出スコトヲ得

◎河川法第十七條及明治三十三年勅令第三百號第四條ノ行爲ニ付許可ヲ
受ケムトスル者土木工事取締規則準據方 (大正二年六月五日
府令第四四號)

河川法第十七條及明治三十三年勅令第三百號第四條ノ行爲ニ付許可ヲ受ケムトスル者ハ明治三十
四年大阪府令第八號土木工事取締規則ニ準據スヘシ但シ大正二年大阪府令第三十二號河川法施
行ニ係ル河川敷地及流水占用規則ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則

明治三十四年六月大阪府告示第百六十四號ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

第二類 河 川

汽船航運營業取締規則、河川法第十七條及明治
三十三年勅令第三百號第四條ノ行爲ニ付許可ヲ
受ケムトスル者土木工事取締規則準據方